政

仓

府令

政令 (二二七)

金曜日

三三八

〇総務省組織令の一部を改正する政令

(三三九)

○金融庁組織令の一部を改正する政令

〇公職選挙法施行令の一部を改正する

目

次

O公益信託に関する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令

 \equiv

る省令(同六四)

外) **内閣府** 国立印刷局)

0

 \triangleright

〇年金生活者支援給付金の支給に関す

(号 **発 行** (原稿作成

令 る法律施行令の一部を改正する政令

○自衛隊法施行令の

部を改正する政

票の時間の特例を定める省令

挙に係る在外公館等における在外投 することに伴う参議院議員の通常選

四

〇令和七年七月二十八日に任期が満了

0

(三三六)

府 令

〇公益信託に関する法律施行規則 (内閣府六三)

〇公益社団法人及び公益財団法人の認 改正する内閣府令 定等に関する法律施行規則の (同六四) 一部を

를

〇一般社団法人及び一般財団法人に関 財団法人の認定等に関する法律の施 法律施行規則の一部を改正する内閣 行に伴う関係法律の整備等に関する する法律及び公益社団法人及び公益

〇独立行政法人男女共同参画機構法の

施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律 (八〇)

O独立行政法人男女共同参画機構法

法

律

(七九)

ᄪ

(同六五)

府令・省令

〇公益信託に関する法律第三十三条第

る信託法第三十四条第一項第三号の を定める命令(内閣府・法務三) 内閣府令・法務省令で定める事項等 三項の規定により読み替えて適用す 릇

令

省

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

〇公益信託に関する法律の施行期日

○防衛省組織令の一部を改正する政令

政令 (二三〇)

○経済産業省組織令の一部を改正する

〇公益信託に関する法律施行令

定める政令 (二三二)

〇総務省所管補助金等交付規則 を改正する省令(総務六二) 0 部

〇総務省組織規則の一部を改正する省 (同六三)

땔

吾 (同一一)

〇公職選挙法施行規則の一部を改正す

臺

〇政治資金規正法の規定による資金管 〇政治資金規正法の規定による資金管 理団体の届出があったので公表する (同二二九)

〇政治資金規正法の規定による資金管 体でなくなった旨の届出があったの 理団体の指定の取消及び資金管理団 あったので公表する件 理団体の届出事項の異動の届出が (同二三二〇)

〇参議院比例代表選出議員選挙執行規 程の一部を改正する件

法規的告示

〇経済産業省組織規則の一

部を改正す

(総務・外務一)

る省令 (経済産業五二)

园

〇政治資金規正法の規定による政治団 体の届出があったので公表する件 (総務二二六)

忢

ことができる期間に関する期日を定

める件

(同二三三三)

〇政治資金規正法の規定による政治団 〇政治資金規正法の規定による政治団 体の解散等の届出があったので公表 ので公表する件 体の届出事項の異動の届出があった (同二二七

する件(同二二八)

で公表する件(同二三一)

(中央選挙管理会一〇)

〇審査分会長等の職務のために要する 費用の額の一部を改正する件

蘣

丟

〇補助金等に係る予算の執行の適正化 補助金等に係る予算の執行の適正化 合通信局長及び沖縄総合通信事務所 の規定に基づき、 に関する法律第二十六条第一項及び 長に委任した件の一部を改正する件 金等の交付に関する事務の一部を総 に関する法律施行令第十六条第一項 総務省所管の補助

官庁報告

同二三四

空

官庁事項

農用地等の確保等に関する基本指針 (農林水産省)

즛

国家試験

台

試験合格者(公認会計士・監査審査会) 令和七年公認会計士試験第Ⅱ回短答式

次のページに掲載されています。 本日公布された法令の「あらまし

〇労働基準法施行規則第三十八条の七 づき、 から第三十八条の九までの規定に基 休業補償の額の算定に当たり

(厚生労働一八八)

用いる率の一部を改正する件

垂

その他告示

ない在外公館の長を定める件 (総務二三三)

O在外公館等における在外投票を行わ

O在外公館等における在外投票を行う

益

活令のあらまし

◇独立行政法人男女共同参画機構法(法律第七九 号)(内閣府本府)

名称

女共同参画機構とすることとした。(第二条関 れる独立行政法人の名称は、独立行政法人男 則法」という。)の定めるところにより設立さ この法律及び独立行政法人通則法(以下「通

機構の目的

ることとした。(第三条関係) いて同じ。)の促進に寄与することを目的とす 共同参画社会の形成をいう。3の一の③にお の形成(基本法第二条第一号に規定する男女 施策の推進を図り、 研究等を行うことにより、男女共同参画促進 策の策定及び実施に資する専門的な調査及び る職員等に対する研修、男女共同参画促進施 進施策の策定及び実施に関する業務に従事す 互間の連携及び恊働の促進、男女共同参画促 する施策をいう。以下同じ。)に係る関係者相 規定する男女共同参画社会の形成の促進に関 ☆の①において「基本法」という。)第八条に 女共同参画社会基本法(以下この二及び3の 構」という。)は、男女共同参画促進施策 独立行政法人男女共同参画機構(以下 もって男女共同参画社会

中期目標管理法人

期目標管理法人とすることとした。(第四条関 機構は、通則法第二条第二項に規定する中

事務所

とした。(第五条関係) 機構は、主たる事務所を埼玉県に置くこと

資本金

こととした。(第六条関係) 機構の資本金について所要の規定を設ける

役員及び職員

及び監事二人を置くとともに、理事一人を置機構に、役員として、その長である理事長 くことができることとした。(第七条関係)

 (\Box) の規定を設けることとした。(第八条及び第九 理事の職務及び権限、任期等について所要

ることとした。(第一○条関係) できた秘密を漏らし、又は盗用してはならな機構の役員及び職員は、職務上知ることの いこととし、その職を退いた後も、

の適用については、法令により公務に従事す機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則 る職員とみなすこととした。(第一一条関係)

業務の範囲

に掲げる業務を行うこととした。(第一二条関機構は、1の口の目的を達成するため、次

- (2)他の関係者相互間の連携及び協働の促進を地方公共団体の機関並びに民間の団体その、男女共同参画促進施策に関係する国及び る国民の理解を深めるための啓発活動及び基本法第八条に規定する基本理念に関す 広報活動を行うこと。
- 同参画社会の形成の促進に関する業務に従 機関の職員であってその国における男女共 策に関する活動に従事する者並びに外国のに民間の団体において男女共同参画促進施 及び実施に関する業務に従事する職員並び団体において男女共同参画促進施策の策定 女性教育関係者その他の国及び地方公共
- 画促進施策の策定及び実施に資する専門的その他の国及び地方公共団体の男女共同参文性教育に関する専門的な調査及び研究 な調査及び研究を行うこと。

事するものに対する研修を行うこと。

策の策定及び実施並びに民間の団体が行う 国及び地方公共団体の男女共同参画促進施女性教育に関する情報及び資料その他の 男女共同参画促進施策に関する活動に資す

- 共団体の機関並びに民間の団体に対し、

積立金の処分

ることができることとした。(第一三条第 中期目標の期間における業務の財源に充て 中期計画の定めるところにより、当該次の 期目標の期間の次の中期目標の期間に係る 閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中 の規定による整理を行った後、積立金があ るときは、その額に相当する金額のうち内 度に係る通則法第四四条第一項又は第二項 機構は、中期目標の期間の最後の事業年

- ければならないこととした。(第一三条第一 しようとするときは、財務大臣に協議しな
- の残余の額を国庫に納付しなければならな 金額を控除してなお残余があるときは、そ いこととした。(第一三条第三項関係) する金額から内閣総理大臣の承認を受けた 機構は、①に規定する積立金の額に相当
- 必要な事項は、政令で定めることとした。 金の納付の手続その他積立金の処分に関し

のとおりとすることとした。(第一四条第 機構に係る通則法における主務大臣は、 一、項次

3

この法律は、一部の規定を除き、独立行政法 **人男女共同参画機構法の施行の日から施行する**

こととした。

- 管理業務に関する事項については、内閣総 理大臣とすること。 役員及び職員並びに財務及び会計その他
- 育に関する業務に係る部分に限る。) 並びに 者に対する研修に係る部分に限る。)及び3 については、文部科学大臣とすること。 これらの業務に附帯する業務に関する事項 3の○の③に掲げる業務(女性教育関係 ○ (一の4)から(6)までに掲げる業務(女性教

共同参画促進施策に関係する国及び地方公 ①から⑤までに掲げる業務に関し、男女 助

内閣総理大臣

①から⑥までに掲げる業務に附帯する業

- 内閣総理大臣は、①の規定による承認を
- (1)から(3)までに定めるもののほか、 (第一三条第四項関係) 納付

- 罰則 四条第二項関係) 務大臣の発する命令とすることとした。(第一 所要の罰則規定を設けることとした。(第一五 (3)機構に係る通則法における主務省令は、 のに関する事項については、 業務のうち、②に規定する業務以外のも

条及び第一六条関係

施行期日等

- ととした。(附則第二条関係) 機構は、この法律の施行の時に成立するこ
- は、その時において機構が承継することとし、継する資産を除き、その一切の権利及び義務、成立の時において解散するものとし、国が承 た。(附則第三条関係) 独立行政法人国立女性教育会館法は、 独立行政法人国立女性教育会館は、 機構の
- 四 その他所要の経過措置を設けることとし することとした。(附則第七条関係)
- 四月一日から施行することとした。 この法律は、一部の規定を除き、 令和八年

◇独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律(法律第八〇号)

- い、男女共同参画社会基本法ほか三の関係法律 について、規定の整備等を行うこととした。(本 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 令で定めることとした。(附則第二項関係)

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令 第二二七号)(総務省) (政令

報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げに関

使用する労務者に対し支給することができる報 した。(第一二九条関係) 酬及び実費弁償の額の基準を引き上げることと 選挙運動に従事する者及び選挙運動のために

この政令による改正後の公職選挙法施行令

- の規定は、この政令の施行の日以後初めてそ 則第二項関係 される選挙について適用することとした。(附 公示の日以後にその期日を公示され又は告示 の期日を公示される参議院議員の通常選挙の
- (二) その他所要の規定の整備を図ることとし
- こととした。 この政令は、 公布の日の翌日から施行する

◇金融庁組織令の一部を改正する政令 一八号)(金融庁 (政令第

- 産運用課の所掌事務を定めることとした。(第 九条及び第二三条の二関係 監督局総務課の所掌事務の変更及び監督局資
- とした。(附則第六条関係) 総合政策局参事官の設置期間を変更すること
- その他関係政令について、 その他所要の規定の整備を行うこととした。 所要の規定の整備
- こととした。 を行うこととした。 この政令は、 令和七年七月一日から施行する

官

◇総務省組織令の一部を改正する政令 一九号) (総務省 (政令第

- 2 情報流通行政局郵政行政部に郵便局活用課を とした。(第七六条、第八四条及び第八五条関係) 備促進課を設置し、その所掌事務を定めること 情報流通行政局に放送業務課及び放送施設整
- 更することとした。(第一一八条関係) 七六条、第八九条及び附則第一九条関係) 統計局統計調査部消費統計課の所掌事務を変

設置し、その所掌事務を定めることとした。(第

- 本省に置かれる参事官の定数を改めることと
- した。(第一二〇条及び附則第二一条関係) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 規定は、 こととした。ただし、附則第七条第二号の改正 この政令は、令和七年七月一日から施行する 公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令 (政 令

第二三〇号)(経済産業省)

- 経済産業省組織令の一部改正関係
- 事務を変更することとした。(第六条第一項及 び第四六条関係) 貿易経済安全保障局及び同局総務課の所掌
- こととした。(第八〇条、 通政策課及び商取引・消費経済政策課を置く 商務情報政策局の課の再編整理を行い、流 第九一条及び第九
- その他所要の規定の整備を行うこととし

附則

2

- することとした。(附則第二項関係) 消費経済審議会の庶務を処理する課を変更
- ることとした。 この政令は、 令和七年七月一日から施行す

5

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

◇防衛省組織令の一部を改正する政令(政令第二 三一号)(防衛省

6

- 所要の規定の整備を行うこととした。(第二六条 整備課を置き、その所掌事務を定めるとともに、 及び第二九条~第三一条関係) 整備計画局施設整備官を廃止し、同局に施設
- 2 第四三条、 整備を行うこととした。(第四〇条、第四二条、 その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の 廃止し、同局に地方協力課及び参事官を置き、 地方協力局東日本協力課及び西日本協力課を 第四五条、第四六条及び第四八条関

2

- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。 関係政令について所要の改正を行うこととし
- 5 こととした。 この政令は、 令和七年七月一日から施行する

た。(附則第二項及び第三項関係)

◇公益信託に関する法律の施行期日を定める政令

四 月 公益信託に関する法律の施行期日は、 (政令第二三二号)(内閣府本府 一日とすることとした。 令和八年

◇公益信託に関する法律施行令(政令第二三三号)

- てはならない公益信託の関係者を定めることと 第八条第五号の政令で定める特別の利益を与え した。(第一条関係 公益信託に関する法律(以下「法」という。)
- とした。(第二条関係) は団体の利益を図る活動を行う者を定めること 法第八条第六号の政令で定める特定の個人又
- 定めることとした。(第三条関係) 会的信用を維持する上でふさわしくない事業を 法第八条第七号の政令で定める公益信託の社
- めることとした。(第四条関係) その他の財産を保有することができる場合を定 の団体の意思決定に関与することができる株式 法第八条第一二号ただし書の政令で定める他
- 人を定めることとした。(第五条関係) において残余財産を帰属させることができる法 法第八条第一三号トの政令で定める信託行為
- 旦 この政令は、法の施行の日 から施行することとした。 (令和八年四月

◇公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令(政令第二三四号)(内閣府本

の処理等に関する政令を廃止することとした。 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務

1

- 附則第二条~第五条関係) 整備を行うこととした。(第二条~第一七条及び 鉱業登録令等の関係政令について、 その他公益信託に関する法律の施行に伴い、 関係規定の
- 3 ら施行することとした。 関する法律の施行の日(令和八年四月一日) この政令は、 一部の規定を除き、 公益信託に か

◇年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行 令の一部を改正する政令 (政令第二三五号) (厚

規定する所得基準額等を改定することとした。 支援給付金の支給に関する法律第一 老齢基礎年金の額の改定に伴い、 一条第一項に 年金生活者

| 2 | 令和七年九月以前の月分として支給される年 3 ることとした。 金生活者支援給付金について、 を規定することとした。(附則第二項関係) この政令は、 令和七年一〇月一日から施行す 所要の経過措置

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令 ||三六号)(防衛省) (政令第

この政令は、 び位置を定めることとした。(別表第七関係) こととした。 陸上自衛隊佐賀駐屯地を新設し、その名称及 令和七年七月九日から施行する

4

独立行政法人男女共同参画機構法をここに公布する。 法

律

令和七年六月二十七日

御 名

法律第七十九号 独立行政法人男女共同参画機構法

(号外第 145 号)

第二章 章 役員及び職員 (第七条―第十一条) 総則(第一条—第六条)

第

第五章 第四章 第三章 雑則 業務等(第十二条・第十三条) (第十四条) (第十五条・第十六条)

章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構の名称、 めることを目的とする。 目的、 業務の範囲等に関する事項を定

めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。)の定 男女共同参画機構とする。

第三条 独立行政法人男女共同参画機構(以下「機構」という。)は、男女共同参画促進施策(男女共 関係者相互間の連携及び協働の促進、男女共同参画促進施策の策定及び実施に関する業務に従事す 行うことにより、男女共同参画促進施策の推進を図り、 る職員等に対する研修、男女共同参画促進施策の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究等を という。)第八条に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をいう。以下同じ。)に係る 同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号。以下この条及び第十二条第一号において「基本法 与することを目的とする。 |条第一号に規定する男女共同参画社会の形成をいう。第十二条第三号において同じ。)の促進に寄 もって男女共同参画社会の形成

(中期目標管理法人)

第四条 機構は、 (事務所) 通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第五条 機構は、 主たる事務所を埼玉県に置く。

第六条 する。 機構の資本金は、 附則第四条第一項の規定により政府から出資があったものとされた金額と

2 3 することができる。 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するもの 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、 機構に追加して出資

とする。

第二章 役員及び職員

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

機構に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。 きは、監事とする。 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、 理事が置かれていないと

その職務を行う監事は、その間、 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、 監事の職務を行ってはならない 又は

(理事の任期)

内閣総理大臣

石破

茂

3

第九条 理事の任期は、二年とする

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について

第三章 業務等

法令により公務に従事する職員とみなす。

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (業務の範囲)

基本法第八条に規定する基本理念に関する国民の理解を深めるための啓発活動及び広報活動を

相互間の連携及び協働の促進を行うこと。 男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並びに民間の団体その他の関係者

三 女性教育関係者その他の国及び地方公共団体において男女共同参画促進施策の策定及び実施に 関する業務に従事する職員並びに民間の団体において男女共同参画促進施策に関する活動に従事 業務に従事するものに対する研修を行うこと。 する者並びに外国の機関の職員であってその国における男女共同参画社会の形成の促進に関する

の策定及び実施に資する専門的な調査及び研究を行うこと。 女性教育に関する専門的な調査及び研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策

び実施並びに民間の団体が行う男女共同参画促進施策に関する活動に資する情報及び資料を収集 し、整理し、及び提供すること。 女性教育に関する情報及び資料その他の国及び地方公共団体の男女共同参画促進施策の策定及

に民間の団体に対し、助言を行うこと。 前各号に掲げる業務に関し、男女共同参画促進施策に関係する国及び地方公共団体の機関並び

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において 充てることができる。 後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に 十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更 内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三 よる整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち 「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定に

- 2 内閣総理大臣は、 前項の規定による承認をしようとするときは、 財務大臣に協議しなければなら | 5
- 3 控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を 政令
- で定める。 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、

6

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする

号から第六号までに掲げる業務(女性教育に関する業務に係る部分に限る。)並びにこれらの業務 第十二条第三号に掲げる業務(女性教育関係者に対する研修に係る部分に限る。)及び同条第四 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

に附帯する業務に関する事項については、文部科学大臣 第十二条に規定する業務のうち、前号に規定する業務以外のものに関する事項については、 内

閣総理大臣

2 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする 第五章

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、 円以下の罰金に処する 一年以下の拘禁刑又は五十万

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 下の過料に処する。 その違反行為をした機構の役員は、 二十万円以

第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき

承認を受けなかったとき。 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、 その

附 則

官

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。 及び第十条の規定は、 公布の日から施行する。 ただし、第十四条並びに附則第三条、 第四条 3

(機構の成立)

金曜日

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 り、その設立の登記をしなければならない。 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、 機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところによ

(会館の解散等)

第三条 独立行政法人国立女性教育会館(以下「会館」という。)は、機構の成立の時において解散す るものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にお いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に会館が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資 産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

2

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、 令で定める 政

て、 十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第 会館の解散の日の前日を含む事業年度(次項において「最終事業年度」という。)及び通則法第一 項(第三号に係る部分に限る。)の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合におい 一同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定

による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してされるものとする。

- 次に掲げる業務については、機構が行うものとする。
- の作成等に関する業務 会館の最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告
- 理に関する業務 会館の最終事業年度に係る通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処
- 第七十九号)第十二条」と、同条第二項及び旧会館法第十五条第二号中「文部科学大臣」とあるの ける前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律 のは「独立行政法人男女共同参画機構の令和八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間にお 条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該中期目標の期間の次の」とある という。)第十二条の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、同 立女性教育会館法(平成十一年法律第百六十八号。以下この項及び次条第一項において「旧会館法」 項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分 前項 (第二号に係る部分に限る。)の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二 「内閣総理大臣」とする。 | 機構が行うものとする。この場合において、附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国
- 第一項の規定により会館が解散した場合における解散の登記については、 (機構への出資) 政令で定める

第四条 前条第一項の規定により機構が会館の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、 が承継する資産の価額(同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用 金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 される旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する 前項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価し 機構

前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

た価額とする

(会館の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第五条 機構は、機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を 含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 が平成十八年整備法の施行の日以後に会館を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者 公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員としての引き続 続いて機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家 において「平成十八年整備法」という。)附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き 推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号。以下この条

たことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。 る職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に会館又は機構を退職し 法の施行の日以後の会館の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定す づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備 続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基 る者に限る。)が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き 定の適用を受けた者であって、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き会館の職員として在職す 機構の成立の日の前日に会館の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第四項の規

金曜日

第六条 る部分に限る。)及び第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこ れらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 (機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置) 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、 第二項 (第一号及び第四号に係

L			
_	の号において同じ。) 、当該中期目標管理法人(旧会館を含む。以下こ	法人、当該中期目標管理	第三号の六通則法第五十条の六
	うち、当該中期目標管理法人(旧会館を含む。)	管理法人	第二号第二十条の六
11/1/10	部組織として主務省令で定めるものを含む。)行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内の内部組織として文部科学省令で定めるものが定めるもの(離職前五年間に在職していた旧会館	定めるもの	
	あった者を含む。)であった者(旧会館の中期目標管理法人役職員で	であった者	第一号の六通則法第五十条の六
ت ا	含む。)	であった者	
42/2	いて同じ。) いて同じ。) な職務上の行為をさせたことを含む。次条におする職務上の行為をさせたことを含む。次条にお旧会館法若しくは他の法令又は旧会館規則に違反と(旧会館の役員又は職員にこの法律、	させたこと	
MAC WATER	職務上の行為をしたことを含む。次条において同いでは、大学に規定する規程その他の規則(以下こ第四十九条に規定する規程その他の規則(以下こ第四十九分。)又は旧会館が定めていた業務方法書、法」という。)又は旧会館が定めていた業務方法書、法」という。)又は旧会館が定めていた業務方法書、法」という。)又は旧会館が定めていた業務方法書、法」という。)という。以下この項において「旧会館、法律第百六十八号。以下この項において「旧会館、法律第百六十八号。以下この項において「旧会館、法律第百六十八号。以下この項において、	したこと	第六項 第六項 五十条の四
	当該中期目標管理法人(旧会館を含む。)	人当該中期目標管理法	第二項第四号通則法第五十条の四
_	あった者を含む。)であった者(旧会館の中期目標管理法人役職員で	であった者	第二項第一号通則法第五十条の四
タロエール以	において同じ。) (おいて同じ。) (おいて同じ。) (おいて同じ。) (おいて同じ。) (おいて同じ。) (以下「旧会館」という。) (の中期目標管理法人役職員であった者を含む。以下この項禁制 (大男女共同参画機構法」という。) 附則第三号。第六項において「機構法」という。) 附則第三法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九次の中期目標管理法人役職員であった者(独立行政の中期目標管理法人役職員であった者	役職員であった者	第一項 第一項 第五十条の四

(独立行政法人国立女性教育会館法の廃止

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

独立行政法人国立女性教育会館法は、

第七条 第八条 (独立行政法人国立女性教育会館法の廃止に伴う経過措置) 義務については、この法律の施行の日以後も、なお従前の例による。 会館の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならな 廃止する。

第九条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 (罰則に関する経過措置) なお従前の例による。

(政令への委任

第十条 この附則に定めるもののほか、 置を含む。)は、政令で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措

文部科学大臣 内閣総理大臣 阿部 石破 俊 子 茂

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣

石破

茂

法律第八十号

(男女共同参画社会基本法の一部改正) 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第 する」に改め、同条を第十八条の三とする。 一条 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。 第十八条中「その他の」の下に「国及び地方公共団体の」を加え、「に必要な」を「及び実施に資

第十七条の次に次の二条を加える。 (連携及び協働の促進)

第十八条 努めるものとする。 ける協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間にお 策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施

めの拠点としての機能を担う体制を、 (人材の確保等) めの拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するた

施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実 第二十条を削り、 動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。 、地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第二章中第十九条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

一条 男女共同参画社会基本法の一部を次のように改正する。 動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。 促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の

第十条の次に次の一条を加える。 (独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形 第十八条第二項中「拠点」の下に「(次項において「男女共同参画センター」という。)」 成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。 一を加え、

3 社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密 接に連携するように努めるものとする。 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画

同条に次の一項を加える

別表第一独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 (船員保険法の一部改正)

機構
独立行政法人男女共同参画 | 独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)

(国家公務員共済組合法の一部改正)

別表第二独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。 条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

機構 独立行政法人男女共同参画 独立行政法人男女共同参画機構法 (令和七年法律第七十九号)

第五条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成-(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正) 八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。 (平成十

附則第五条中 「独立行政法人国立女性教育会館の」を「独立行政法人男女共同参画機構の」に改

する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行 (政令への委任)

(施行期日)

附

則

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

報

内閣総理大臣 石破

文部科学大臣 厚生労働大臣 財務大臣 福岡 阿加部藤 資 俊 勝 麿 子 信 茂

令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する

政

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第二百二十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

基づき、この政令を制定する。 内閣は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第一項から第四項までの規定に

千円」を「二万三千円」に改め、同号中二をホとし、ハを二とし、口の次に次のように加える。円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号ホを同号へとし、同号二中「一万二円、」を「千五百円、 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。 第百二十九条第一項第一号へ中「五百円」を「千円」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「千

円」に、「一万五千円」を「二万円」に改める。に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同号ロ中「一万円」を「二万円」に改め、同条第四項及び第五項中「一万円」を「一万五千 「百二十九条第一項第三号イ中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「、 口及びハ」を「からニまで」 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

則

(施行期日)

1

この政令は、 公布の日の翌日から施行する

(適用区分)

2

については、 又は告示される選挙について適用し、 公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後初めてその期日を 公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙

なお従前の例による。

内閣総理大臣 総務大臣 石破 茂

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第二百二十八号

定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規 金融庁組織令の一部を改正する政令

金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改める。

第五条第一項第一号ク中「第十九条第一項第六号へ」を「第十九条第一項第六号イ」に改める。

第十八条中「五課」を「六課」に、「証券課」を「証券課」に改める。

局の」に改め、「、同項第六号イから二までに掲げる者の監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。)」を削り、同号中イからホまでを削り、 し、トからルまでを口からへまでとし、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、 第十九条第一項第六号中「(イ及び二に掲げる者にあっては、金融商品取引法第二条第八項第十一号 「同項第六号ホからルまで」を「同項第六号イからへまで」に、「総合政策局の」を「、総合政策 同条第二 へをイと

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ル」を「第十九条第一項第六号へ」に 第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ヌ」を「前条第一項第六号ホ」に改める。 事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを」を削る。

第二十三条第二項中「総務課」を「資産運用課」に改める

第一章第三節第三款に次の一条を加える。

(資産運用課の所掌事務)

第二十三条の二 資産運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。)。 次に掲げる者の監督に関すること(イ及び二に掲げる者にあっては、 金融商品取引業を行う者 金融商品取引法第二条第

- 8
 - 投資運用関係業務受託業者 投資法人
- 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団
- 場合を含む。)の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの 者を監督すること(同法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限 金融商品取引法第三十三条の二(同法第三十三条の八第一項の規定により読み替えて適用する 確定拠出年金運営管理業を営む者
- 2 ついては総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。 に属するものを、同号イから二までに掲げる者の監督に関する事務及び同項第二号に掲げる事務に 前項の場合において、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については総合政策局の所掌

附則第六条中「令和八年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

則

1

この政令は、 令和七年七月一日から施行する。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の

2 (平成九年政令第八号) の一部を次のように改正する。 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令

「前条第一項第六号ヌ」を「前条第一項第六号ホ」に改める。

内閣総理大臣 石破

茂

御

名

御

璽

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和七年六月二十七日

金曜日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第二百二十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

に基づき、この政令を制定する。 内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第七条第五項及び第二十条第三項の規定

総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

進課」に改め、同条第二項中「信書便事業課」を「郵便局活用課」に改める 第七十六条第一項中「地上放送課」を「放送業務課」に、「衛星・地域放送課」を 「放送施設整備促

第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「及び他課」を「並びに放送業務課及び放送施設整 備促進課」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。 第八十二条第二号及び第三号中「他課」を「放送技術課及び放送業務課」に改め、 同条中第六号を

四 の所掌に属するものを除く。)。 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること(情報流通振興課

> 上放送」を「国内放送」に改め、「国際戦略局」の下に「及び放送施設整備促進課」を加え、同号を同 下に「この条において」を加え、同条第二号中「地上放送」を「国内放送」に改め、同条第三号中「地 を「国内放送」に改め、「(次条第一号に規定する衛星放送及び有線放送を除く。)」を削り、「以下」の 務課」に改め、「(衛星・地域放送課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第一号中 第八十四条の見出し中「地上放送課」を「放送業務課」に改め、同条中「地上放送課」を「放送業 第八十三条第三号中「(有線放送の施設の使用の規律を除く。)」を削る。

「地上放送」

三 有線テレビジョン放送の施設の設置の規律に関すること。

条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

第八十五条を次のように改める

(放送施設整備促進課の所掌事務)

第八十五条 放送施設整備促進課は、 次に掲げる事務をつかさどる

- 送技術課の所掌に属するものを除く。)。 放送の施設の整備及び維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること **放**
- 二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第九十二条に規定する基幹放送の受信に係る事業者 の責務の履行の確保に関すること。

める。 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査」を加え、同条第五号 「こと」の下に「(郵便局活用課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第六号を次のように改 第八十七条第四号中「検査」の下に「並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項の規定に基づく

信書便事業の監督に関すること。

第八十九条を次のように改める 第八十七条第八号中「こと」の下に「(郵便局の設置に関するものを除く。)」を加える。

(郵便局活用課の所掌事務)

第八十九条 郵便局活用課は、 次に掲げる事務 (第八十七条第四号に掲げるものを除く。)をつかさど

- 険会社等をいう。)の事務の代行を除く。)に関すること に規定する保険募集をいう。) 及び所属保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所属保 に附帯する業務(銀行代理業、保険募集(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項 郵政事業のうち日本郵便株式会社法第四条第二項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれら
- 二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネット ワーク支援業務に関すること。
- 三郵便局の設置に関すること。

第百十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える

三 消費動向指数の作成に関すること。

を加える。 第百二十条第一項中「一人」を「二人」に改め、 同条第二項中「参事官は」の下に「、命を受けて」

附則第七条第二号中「(以下「国会議員互助年金等」という。)」を削る。

便局活用課の所掌に属するものを除く。)」を加える。 附則第十八条第二項中「附則第六条第二項に規定する事務」の下に「(情報流通行政局郵政行政部郵

附則第二十条を附則第二十二条とし、附則第十九条を附則第二十条とし、 同条の次に次の一条を加

(参事官の設置期間の特例)

る。

第二十一条 第百二十条第一項の参事官のうち一人は、 令和十年三月三十一日まで置かれるものとす

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、 営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務のうち、同法、十九条 情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、郵政民 第九十一条の規定による意見の聴取及び同法第九十三条第二項の規定による通知(第八十九条各号 に掲げる事務に係るものに限る。) に関する事務をつかさどる。

から施行する。 この政令は、 **附 則** 令和七年七月一日から施行する。ただし、附則第七条第二号の改正規定は、 公布の日

内閣総理大臣 総務大臣 石破 村上誠 茂 郎

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御

名

御 璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第二百三十号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

この政令を制定する。 内閣は、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第四項及び第五項の規定に基づき、

第六条第一項に次の一号を加える。 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次 七号)に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務の総括に関すること。 づく特定秘密の保護並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六年法律第二十 経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)に基

の一号を加える。 四 経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律に基づく特定秘密の保護並びに重要

務の総括に関すること。 経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事 「商取引・消費経済政策

第九十一条(見出しを含む。)中「消費・流通政策課」を「流通政策課」に改め、同条第一号中「商 第八十条中「消費・流通政策課」を「流通政策課」に、「商取引監督課」を

号を第五号とし、第十一号を削る。 号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、 取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二 第七号を第四号とし、第八号及び第九号を削り、第十

号から第三号までを次のように改める 第九十二条(見出しを含む。)中「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、 商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関する事務のうち一般消費者に 同条第

- 係る取引に関すること。 割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん及び前払式特定取引に関すること。
- 物品賃貸その他の信用を供与して行う物品又は役務の取引一般に関すること。

- 第九十二条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える. 関すること。 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに
- に属するものを除く。)。 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること(大臣官房の所掌
- 六 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること(大臣官房及び経済産業政 策局の所掌に属するものを除く。)。
- 第九十二条に次の一号を加える
- 消費経済審議会の庶務に関すること。

附則第九条 (見出しを含む。)中 「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改める。

附 則

(施行期日)

1

(消費経済審議会令の一部改正 この政令は、令和七年七月一日から施行する

2

消費経済審議会令(平成八年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。 第八条中「消費・流通政策課」を「商取引・消費経済政策課」に改める。

経済産業大臣

内閣総理大臣

石破 武藤

容茂 治

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第二百三十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第七条第五項及び第二十一条第四項の規

防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第十三号中「第四十八条」を「第四十七条」に改め、 同条第十七号中 「第四十七条第七号」

を「第四十八条第十号」に改める。

第二十六条中「三課」を 「四課」に改め、「、 施設整備官一人」 を削り、「施設計画課」を 施設設計

課課 に改める。

第三十条を削る。 第二十九条第一号及び第三号中 「施設整備官」を 「施設整備課」に改める。

に改め、同条を第三十条とし、 第三十一条の見出しを「(施設整備課の所掌事務)」に改め、同条中 同条の次に次の一条を加える。 施設整備官

を「施設整備課」

(建設制度官の職務)

第三十一条 建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる

- 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。
- 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること(施設整備課の所掌に属するものを除く。)。
- 建設工事の実施に関する制度に関すること。

関すること。

本協力課」を 第四十条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「八課」を「七課及び参事官一人」に、「東日 「地方協力課」に改め、「西日本協力課」を削る。

び第二号中「東日本の地域の」を削り、同項第三号中「で東日本の地域に係るもの」を削り、 二項及び第三項を削る。 協力課」に、「事務を」を「事務(沖縄協力課の所掌に属するものを除く。)を」に改め、同項第一号及 九条第二項」を「第九条」に改め、同条第五号中「総務課及び環境政策課」を「参事官」に改める。 第四十三条の見出しを「(地方協力課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「東日本協力課」を「地方 第四十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。 第四十二条第二号中「東日本協力課、西日本協力課」を「地方協力課」に改め、同条第三号中「第 同条第

第四十四条を削り、第四十五条を第四十四条とする。

第四十六条第三号から第七号までを削り、同条を第四十五条とする。

ずつ繰り上げ、第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を削り、同条第 次の一条を加える。 同条第十八号を同条第十号とし、同条を第四十六条とし、第四十八条を第四十七条とし、 -七号中「並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分」を削り、同号を同条第九号とし、 第四十七条中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十一号までを四号 同条の次に

(参事官の職務)

第四十八条参事官は、 次に掲げる事務をつかさどる。

除く。)。 自衛隊の施設の取得に関すること(整備計画局及び地域社会協力総括課の所掌に属するものを

- 還に関すること(整備計画局、 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返 総務課、 地域社会協力総括課及び在日米軍協力課の所掌に属する
- 四 及びこれに関連する措置に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)。 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置 (防衛施設周辺環境整備法第六条
- 第一項の規定による指定に関することを除く。)に関すること。 管理、返還及び処分に関すること。 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分並びに駐留軍から返還された物品の
- 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償

- に関すること。 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に
- 補償に関すること。 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の
- 米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、 入漁権その他河川 の敷
- 十三 駐留軍が港、飛行場及び道路(駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。)を使 十二 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利 用した場合における損失の補償に関すること。 利益について生じた損失の補償に関すること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)。 地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。
- 附則第九項を削る。 附則第三項中「附則第十三項」を 「附則第十一項」に改める

附則第十項の表令和十四年三月三十一日までの間の項の前に次のように加える。

日までの間令和九年三月三十 定周辺市町村の指定に関すること。の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設 務の連絡調整に関すること。再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事 るものをいう。)の作成に関すること。 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍再編特別措置法第八条に規定す ものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。 再編関連振興特別地域(駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定する

十二項を削る。 附則第十一項中「第四十五条各別制第十項を附則第九項とする。 「第四十五条各号」 を 「第四十四条各号」に改め、 同項を附則第十項とし、 附則第

附則第十四項中附則第十三項中 一項を加える。 「第四十八条」を「第四十七条」に改め、「第四十七条各号」を「第四十六条各号」 に改め、同項を附則第十 同項を附則第十二項とし、 同項の次に次一項とする。

13

の

れ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 第四十条の参事官は、第四十八人(地方協力局参事官の職務の特例) 第四十八条各号に掲げる事務のほか、 次の表の上欄に掲げる期間、

それぞ

東上する。 東上する。 東田地跡地利用特別措置法第二十 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 に関すること。 が地利用特別措置法第二十 が地利用特別措置法第二十 を記述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述》 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述》 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言述。 を言	付則第十丘頁を付則第十四頁とする。	の規定が効力を有する間法律第十四号)第百四条特別措置法(平成十三号)第百四条表は、中成十三号)第百四条が地振展	る間 九条の規定が効力を有す 措置法第十条及び第二十 駐留軍用地跡地利用特別	までの間令和十四年三月三十一日	期間
の支給に関する。 大条の規定に上 を を に関する。 大条の規定に上	頁とする。	条の規定による特定跡地給付金	に関すること。田地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による特定給付金の留軍用地跡地利用特別措置法第二十九条の規定による給付金及び駐	ること(地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。)。留軍用地跡地利用特別措置法第八条第七項の規定による措置に	事務

- 王項を附貝第十四項とす

1 この政令は、令和七年七月一日から施行する。

(自衛隊法施行令の一部改正)

2 第五十一条の六中第四号を削り、第五号を第四号とし、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の 、第六号から第三十号までを一号ずつ繰り一部を次のように改正する。

3

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正) の一部を次のよ

別表第三本省内部部局の項中 「施設整備官」 を削る。

石 中破谷 茂元

内閣総理大臣

公益信託に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

令和七年六月二十七日

御

名

御

内閣総理大臣

政令第二百三十二号

公益信託に関する法律の施行期日を定める政令

制定する。 内閣は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第一条の規定に基づき、この政令を

公益信託に関する法律の施行期日は、

令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣 総務大臣 村上誠一郎 茂

法務大臣 鈴木 馨祐

農林水産大臣 財務大臣 小泉進次郎 加藤 勝信

公益信託に関する法律施行令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

石破

内閣総理大臣

茂

公益信託に関する法律施行令

政令第二百三十三号

る場合を含む。)の規定に基づき、この政令を制定する。 ただし書及び第十三号ト(これらの規定を同法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用す 内閣は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第八条第五号から第七号まで、第十二号

(特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者)

第一条 公益信託に関する法律 (以下「法」という。)第八条第五号 (法第十二条第六項及び第二十二 条第七項において準用する場合を含む。)の政令で定める公益信託の関係者は、次に掲げる者とする。 当該公益信託の委託者又は受託者が法人その他の団体である場合にあっては、その団体の業務 当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人

前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

を執行する役員(これに類する者を含む。)

前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって

生計を維持する者

当該公益信託の委託者又は受託者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げる者 その団体が事業活動を支配する法人その他の団体として内閣府令で定めるもの

その団体の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

石破 茂

者とする 二条 法第八条第六号(法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。第 一号において同じ。)の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲げる

(特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者)

- 第六号イ又は口に規定する行為に該当するものを除く。)を行う個人又は団体 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動 (法第八条
- 号において「社員等」という。)の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る 活動を行うことを主たる目的とする団体 社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するものとして内閣府令で定める者(以下この

(公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業)

政令で定める公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。第三条 法第八条第七号(法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。)の

投機的な取引を行う事業

消費貸借による貸付けを行う事業 又は同法第四条第一項に規定する割合を超える賠償額の予定をその内容に含む金銭を目的とする 利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条の規定により計算した金額を超える利息の契約

第五項に規定する性風俗関連特殊営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条

(他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合)

第四条 法第八条第十二号ただし書(法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合 機関における議決権の過半数を有していない場合とする。 を含む。)の政令で定める場合は、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する

第五条 法第八条第十三号ト(法第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含 む。)の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

(信託行為において残余財産を帰属させることができる法人)

特殊法人(株式会社であるものを除く。)

- 日本赤十字社
- 前二号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

に関する事業を行うものであることが定められていること。 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、 慈善、 祭祀、 宗教その他の公益

 \Box いて、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の を超えないことが定められていること。 法令又は定款その他の基本約款(ホにおいて「法令等」という。)の規定により、各役員につ

社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。

益を与えないものであること。 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、若しくは

は地方公共団体に帰属させることが定められていること。 当該法人の目的に類似する公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しく

この政令は、

法の施行の日

(令和八年四月一日)

から施行する

内閣総理大臣 石破

茂

公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣

石破

茂

政令第二百三十四号

づき、この政令を制定する。 内閣は、公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基 公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の廃止)

一号)は、廃止する 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十

(鉱業登録令の一部改正)

第 鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)の一部を次のように改正する

益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第六十八条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」を「公

庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)の解任の命令」を第七十三条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政 み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」に改める。 第七十六条を削る。 裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読

第七十九条の二を第七十九条とする。 第七十七条第二項を削り、同条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とする。 第七十九条第一項中「第七十五条から前条まで」を 「前三条」に改め、同条を第七十八条とし、

第八十条中「又は第七十六条」を削る。

官

(自動車登録令の一部改正)

益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第六十一条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」を「公条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」 じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第六十六条第二項において同 第六十四条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

第六十六条第二項を削る。

(漁業登録令の一部改正)

第四条 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十一条」に改める。

第五十一条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条]を「公

庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)の解任の命令」 益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」に改める。 ?及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)の解任の命令」を第五十六条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政 裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読

第六十条第一項中「前三条」を 「前二条」に改め、 同条を第五十九条とし、 第六十一条を第六十

第五十八条を削り、第五十九条を第五十八条とする

第六十二条中「又は第五十八条」を削り、 同条を第六十一条とする

第五条 航空機登録令(昭和二十八年政令第二百九十六号)の一部を次のように改正する 第四十九条第一項第七号中「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第 |を||公

三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」 じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第二項において同 益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第五十二条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

に改める。 第五十四条第二項を削る。

(特許登録令の一部改正)

第六条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)の一部を次のように改正する 益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第五十八条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条

|を|公

み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」に改める。 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)の解任の命令」を 一、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読 第六十三条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

第六十八条の二を第六十八条とする。 第六十八条第一項中「第六十四条から前条まで」を「前三条」に改め、 第六十六条第二項を削り、同条を第六十五条とし、第六十七条を第六十六条とする。 同条を第六十七条とし、

第六十五条を削る。

第六十九条中「又は第六十五条」を削る。

(著作権法施行令の一部改正)

第七条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する

益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第三十六条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」を「公

規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」に改め 任の命令」 及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十二条において同じ。)の解第四十条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政庁 | を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第三項の

第四十二条を次のように改める

第四十二条

第四十四条第一項中「前三条」を「第四十一条及び前条」に改める。

(回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正)

に改正する。 回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号) の 一部を次のよう

目次中「第六十五条の二」を「第六十五条」に改める。

益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第五十五条第一項第七号中「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二 号 第 一条」を「公

み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」に改める。「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。)の解任の命令」を第六十条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政庁 第六十二条を削る。

第六十五条の二を第六十五条とする。 第六十五条第一項中「第六十一条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第六4第六十三条第二項を削り、同条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とする。 同条を第六十四条とし、

条第二項において準用する場合を含む。)並びに第六十四条」を「並びに第六十一条から第六十三第六十六条中「、第六十一条(第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項 を「並びに第六十一条から第六十三条9る場合を含む。)、第六十三条第一項(同

まで」に改める。

(社債、株式等の振替に関する法律施行令の一部改正)

うに改正する。 社債、株式等の振替に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十二号)の 一部を次のよ

において同じ。)の規定により受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に合を含む。第二十七条の十二第三項、第三十八条第三項、第四十九条第三項及び第五十八条第三項信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する場 あった場合において」を「第五十六条第一項(第五号及び第七号に係る部分を除くものとし、公益ル法律(大正十一年法律第六十二号)第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更が第十三条第三項中「第五十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関ス 改める。

受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合において」を「第五十六条第一項の規定により十六条第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は公益信託二関スル法律第八条の規定による第二十七条の十二第三項、第三十八条第三項、第四十九条第三項及び第五十八条第三項中「第五

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関の受託者の任務が終了した場合において、新受託者が就任したとき」に改める。 組織及び運営の基準を定める政令の一部改正)

関の組織及び運営の基準を定める政令(平成十八年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。第十条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機 第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十 第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令の一部改正)

六号)の一部を次のように改正する。 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成十九年政令第1 二百七十

的とする公益信託(同項第一号に規定する公益信託をいう。)の信託財産とし」を加える。 に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第二号に規定する公益事務をいう。)をその目に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第二号に規定する公益事務(公益信託の利益を与える」を「法第五条第四号イ又は口に規定する行為に該当する」に改める。 第二条第一号中「公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別

(公共施設等運営権登録令の一部改正)

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

第十二条 第四十八条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」を「公 公共施設等運営権登録令(平成二十三年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正す

三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三条第二項において同第五十一条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政 信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。

第五十三条第二項を削る

(樹木採取権登録令の一部改正)

第十三条 樹木採取権登録令(令和元年政令第百四十八号)の一部を次のように改正する 益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第四十八条第一項第七号中「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第 を 公

に改める 三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」 じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十三条第二項において同 第五十一条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

第五十三条第二項を削る。

(漁港水面施設運営権登録令の一部改正)

第十四条 漁港水面施設運営権登録令(令和五年政令第三百二十八号)の一部を次のように改正する。 益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第四十九条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」を「公

に改める。 三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」 じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第二項において同 第五十二条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

第五十四条第二項を削る。

(二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の 一部改

第十五条 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令 (令和六年政令第三百四十一号) の一部を次のように改正する。

益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号」に改める。 第三十九条第一項第七号中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号) 第一条 |を「公

に改める 三項の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由をいう。)」 じ。)の解任命令」を「、裁判所の解任命令又は特定終了事由(公益信託に関する法律第三十三条第 庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第四十四条第二項において同 第四十二条第一項中「又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政

第四十四条第二項を削る。

(内閣府本府組織令の一部改正)

第十六条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号) 第三条第三号に次のように加える。 の 一 部を次のように改正する。

公益信託に関すること。

第十七条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する (総務省組織令の一部改正)

までを一号ずつ繰り上げる。 改め、同号を同条第二十五号とし、 十五号を第二十四号とし、同条第二十六号中「第二十二条第十二号」を 第三条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、 同条中第二十七号を第二十六号とし、 「第二十二条第十一号」に 第二十八号から第三十号

第二十二条中第八号を削り、 第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ

第百三十二条中 「第四条第一項第九十三号」を 「第四条第一項第九十二号」に改める

第一 (施行期日) 則

第八条(回路配置利用権等の登録に関する政令第六十六条の改正規定に限る。次条において同じ。)、 次条及び附則第四条(意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第六条の四第二項ただし書の改 条 この政令は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。ただし、

正規定に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この政令の施行の日の前日までの間における第八条の規定による改正後の回路配置利用権等 十四条」とする。 の登録に関する政令第六十六条の規定の適用については、同条中「第六十三条」とあるのは、「第六 (回路配置利用権等の登録に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

一 実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七条第三条次に掲げる政令の規定中「第六十七条」を「第六十六条」に改める。 (実用新案登録令及び商標登録令の一部改正)

商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条

(意匠登録令の一部改正)

意匠登録令の一部を次のように改正する。

第七条中「第六十七条」を「第六十六条」に改める。 第六条の四第二項ただし書中「第四十二条第一項第一号」 を 「第四十二条第一項」 に改める。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第二百八十七

第六条中「並びに第四十一条から第四十三条まで」を「、第四十一条並びに第四十三条」に改め

国土交通大臣 文部科学大臣 内閣総理大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 総務大臣 阿部 俊子石破 茂 中野 武藤 小泉進次郎 容治

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百三十五号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政

び第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)第二条第一項及

ように改正する。 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成三十年政令第三百六十四号)の一部を次の

千円」に改める。 第六条中「八十八万七千七百円」を「九十万六千七百円」に、「八十八万九千三百円」を 一条中「七十八万七千七百円」を「八十万六千七百円」に、「七十八万九千三百円」を

「九十万九

令和七年六月二十七日

「八十万九

第

千円」に改める。

則

(施行期日)

この政令は、 令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

1

2

活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。 る補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生 関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定によ 改正後の第一条及び第六条の規定は、令和七年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に

厚生労働大臣 福岡 資麿

内閣総理大臣 石破 茂

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破

茂

政令第二百三十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

する。 内閣は、自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号)第二十三条の規定に基づき、この政令を制定

別表第七目達原駐屯地の項の次に次のように加える。 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の 一部を次のように改正する。

佐賀駐屯地 佐賀市

附 則

この政令は、

令和七年七月九日から施行する。

府

内閣総理大臣

石破

防衛大臣

中谷

茂 元

令

〇内閣府令第六十三号

のように定める 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)及び公益信託に関する法律施行令(令和七年政令 二百三十三号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、公益信託に関する法律施行規則を次

内閣総理大臣 石破 茂

```
第第
            第二節
                                                                                                                                       二章
                                                                          第一節
                                                                                                                          第一節
                                    第三款
                                                                                                                                                                          公益信託に関する法律施行規則
                                                                                    公益信託事務の処理等
                                                                                                                                                 信託行為において定める事項
                                                                                                                                     公益信託の認可等
財産目録等(第三十九条—第四十九条)
           寄附の募集に関する禁止行為(第三十八条)
                                                                          計算
                                                                                                公益信託認可の変更等の手続
                                                                                                            公益信託認可の基準(第三条
                                                                                                                         公益信託認可の申請等の手続
                                                             総則(第十六条)
                                     公益事務割合 (第二十四条—第三十二条)
                                                中期的収支均衡(第十七条—第二十三条)
                        使途不特定財産額の保有の制限 (第三十三条―第三十七条)
                                                                                                                                                  (
第
```

(第十条—第十五条)

-第九条)

移行認可(第五十五条)

第四章

第五章

報告及び検査(第五十三条・第五十四条) 公益信託の併合等(第五十条―第五十二条)

第 第 六章

公示及び公表(第五十六条・第五十七条)

第一章 信託行為において定める事項

第一条 公益信託に関する法律 次に掲げる事項とする。 (以下「法」という。)第四条第二項第四号の内閣府令で定める事項は

所の所在地) 委託者及び受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

公益信託の目的 公益事務の内容 公益事務を行う区域

公益信託事務の処理の方法に関する事項 受託者の職務に関する事項

信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項

金曜日

信託事務年度(一年を超えないものに限る。) 信託管理人の職務に関する事項

公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項

あっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益 信託事務の内容 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合(次に掲げるものを委託する場合を除く。)に 受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項

信託財産の保存行為に係る事務

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務

公益信託事務の処理にとって補助的な機能を有する事務

対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法 該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当

行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容 信託法(平成十八年法律第百八号)第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する

公益信託報酬を支払う場合にあっては、

当該公益信託報酬に関する事項

公益信託の認可等

第一節 公益信託認可の申請等の手続

第二条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作 成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

| 第四十三条各項の規定の例により作成した公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産法第七条第三項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類

する財産及び収入の状況を明らかにする書類 次のイ又は口に掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める受託者の固有財産に属

益計算書(最終事業年度がない場合にあっては、当該法人その他の団体の成立の日における貸法人その他の団体である受託者 法人その他の団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損

イに掲げる受託者以外の者

当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書

らかにする書類 前三号に掲げるもののほか、公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明

明した書類を添付することで足りる。 げる書類にあっては、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定に、法第七条第三項第六号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第七号に掲 号口に掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者は、同号口に該当しないことを説 より有価証券報告書を提出する者若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により法第九条第一

号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認 めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番 並びに登記事項証明書)並びに本人確認書類の写し(行政手続における特定の個人を識別するた めるものをいう。) の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類(法人にあっては、そ

二 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前項各号及び前二号に掲げるもののほか、法第八条各号に掲げる基準に適合することを説明し

受託者が法第九条第一号イ及び第二号に該当しないことを説明した書類

信託管理人が法第九条第三号及び第四号に該当しないことを説明した書類

公益信託が法第九条第五号及び第六号に該当しないことを説明した書類

受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書(地方税については公益信託認可の申請

をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。) 合にあっては、遺言執行者を含む。)が承諾したことを証する書類 第一項の規定による提出について、委託者(信託法第三条第二号に掲げる方法によってする場

八

前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

できるものをいう。)を記載した書類の提出をもってこれに代えることができる。 を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することが トにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供 一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)のうちその用に供する部分をインターネッ ページアドレス(使用する自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第 該情報を公表した日から一年を経過していない場合に限る。)にあっては、当該公表に係るホーム ついて、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表している場合(当 第二項第三号及び第四号並びに前項第三号に掲げる書類の提出は、当該書類の内容である情報に

る。) に掲げる書類その他行政庁が必要と認める書類を当該公益信託のうちの一の行政庁に提出した 提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない。 もって、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合において、当該 ときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類を の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその 二以上の公益信託を引き受ける受託者が第二項第三号又は第三項第一号(受託者に係るものに限 第二節 公益信託認可の基準

(特定資産公益信託)

第三条 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の要件は、次の各号のいずれにも該当するこ

3

- 寄附により受け入れた資産が金銭であること。
- 限られていること 十一号に規定する合同運用信託をいい、貸付信託を除く。)の受益権その他これらに準ずるものにおいて同じ。)の受益権、合同運用信託(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第 託法(昭和二十七年法律第百九十五号)第二条第一項に規定する貸付信託をいう。以下この号に 金銭、預金、貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託 (貸付信
- ものとする。 法第八条に規定する内閣府令で定める信託財産の支出の方法は、次の各号のいずれにも該当する
- 信託事務年度において支出する方法 公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎 助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法

(受託者の経理的基礎及び技術的能力)

第四条 法第八条第二号に掲げる基準であって公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎 に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保さ
- れていること。 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること。
- の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕一 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理 組みが整備されていること。
- 2

当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されて

- 当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組みが整備さ
- されていること 当該公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備

(信託管理人の監督能力)

第五条 法第八条第三号に掲げる基準であって受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な 監督をするのに必要な能力に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること。 当該公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして当該公益信託事務の適正な処理のため必
- 当該公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されてい

(法人が事業活動を支配する法人等)

第六条 公益信託に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第六号イの法人その他の団体が事 法人(第三項第一号において「子法人」という。)とする。 業活動を支配する法人その他の団体として内閣府令で定めるものは、公益信託の委託者又は受託者 である団体が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の

- いる場合における当該一の者とする。 一の者が公益信託の委託者又は受託者である団体の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配して 令第一条第六号ロの法人その他の団体の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、
- 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる
- における議決権の過半数を有する場合 団体 (前項に規定する場合に限る。)(次号において「被支配法人」という。)の意思決定機関 (社 員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。) 次号において「支配法人等」という。)がそれぞれ子法人又は公益信託の委託者又は受託者である 当該一の者(その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。 公益信託の委託者又は受託者である団体 (第一項に規定する場合に限る。)又は前項に規定する
- 二 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超 える場合
- イ 支配法人等の役員(支配法人等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、 は監査役又はこれらに準ずる者をいう。)若しくは評議員又は職員 監事若しく
- 支配法人等によって当該構成員に選任された者
- 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又は口に掲げる者であった者
- (会員に類するもの)

第七条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの(以下この条において「会員等」という。)とし 員等である活動に参加する者とする。 くは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会 て内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若し

(公益信託報酬の支払基準)

第八条 法第八条第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算 めるものとする。 定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定

(他の団体の意思決定に関与することができる財産)

第九条 法第八条第十二号の内閣府令で定める財産は、 次に掲げる財産とする

- 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
- 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権
- 几 規定する有限責任事業組合契約に基づく権利 任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に 限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約、投資事業有
- 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利

六 五

外国の法令に基づく財産であって、前各号に掲げる財産に類するもの

第三節 公益信託認可の変更等の手続

(警察庁長官等からの意見聴取)

第二号の規定による意見聴取を含む。)を行うものとする。 当該意見聴取に係る公益信託について法第九条各号に該当するか否かの調査(法第十条第一号及び当該意見聴取に係る公益信託について法第九条各号に該当するか否かの調査(法第十条第一号及びおいて準用する場合を含む。)の規定により警察庁長官等の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、第十条 行政庁は、法第十条第三号(法第十二条第六項、第二十二条第七項及び附則第十条第一項に

3

- (軽微な信託の変更)いがあると認める場合にあっては、その理由を付して警察庁長官等の意見を聴くものとする。行政庁は、前項の調査の結果、当該公益信託について法第九条第二号二又は第六号に該当する疑
- 第十一条 法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な信託の変更は、次に掲げる変更とする。
- 事務所の所在地)の変更(受託者である法人が合併又は分割した場合における変更を除く。)二 受託者及び信託管理人の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる一 公益信託の名称の変更
- 四 行政庁が都道府県知事である公益信託の公益事務を行う市町村の区域の変更であって、当該変変更後の公益事務を行う区域が二以上の都道府県の区域内であるもの三 行政庁が内閣総理大臣である公益信託の公益事務を行う都道府県の区域の変更であって、当該
- (公益信託の変更の認可の申請) 号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの 片に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの 法第七条第二項各号に掲げる事項の変更であって、当該変更後においても引き続き法第八条各
- あっては第二号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。 受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの及び次に掲げる書類(公益信託に係る信託の変更又は新2 前項の申請書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、公益信託に係る信託の変更又は新
- とを証する書面 当該信託の変更又は当該選任に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったこ
- 一 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類
- | 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類
- 提出しなければならない。 容を証する書面(当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。)を行政庁に 3 法第十二条第一項の変更の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく、変更後の信託行為の内

(公益信託関係事務の引継ぎ)

- 託分割に係るものを除く。以下この項において同じ。)に際して、行政庁の変更を伴う変更の認可の対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁(法第二十二条第四項の認可(新規信2 行政庁(次項において「変更後の行政庁」という。)は、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に

- は、それぞれの公益信託の行政庁。次項において同じ。)に通知するものとする。各公益信託をいい、吸収信託分割にあっては分割信託及び承継信託をいう。)の行政庁が異なるとき申請に対する処分をした場合において、同項の認可前の各公益信託(信託の併合にあっては従前の
- 1.。公益信託関係事務に関する帳簿及び書類(電磁的記録を含む。)を変更後の行政庁に引き継ぐこ(公益信託関係事務に関する帳簿及び書類(電磁的記録を含む。)を変更後の行政庁に引き継ぐこ
- 一 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

益言託の変更の届出等)

- 選任にあっては様式第三号の二により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。な信託の変更にあっては様式第三号により、同項ただし書に規定する新受託者又は新信託管理人のただし書に規定する信託法第百五十条第一項の規定による信託の変更又は第十一条に規定する軽微第十四条 法第十四条第一項の規定による変更の届出をしようとする受託者は、同法第十二条第一項
- なければならない。 新信託管理人の選任に係るもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し新信託管理人の選任に係るもの及び次の各号に掲げる書類のうち、信託の変更又は新受託者若しくは

2

- 信託法第百五十条第一項の規定による信託の変更をの変更を証する書面
- 第六十二条第四項(同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による新受託二 法第三十一条第一項若しくは信託法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任又は同法
- 定めに基づく合意があったことを証する書面 第十一条各号に掲げる軽微な信託の変更 当該信託の変更に係る信託法の規定又は信託行為の者若しくは新信託管理人の選任 その選任を証する書面

(受託者の辞任の届出等)

り作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。 第十五条 法第十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者は、様式第四号によ

第三章 公益信託事務の処理等

第一節計算

第一款 総則

第十六条 この節及び第三節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる

第二款 中期的収支均衡

(中期的収支均衡に関する規律)

(年度剰余額等の算定) (年度剰余額等の算定) については、この款に定めるところによる。という。)は五年間とし、同項の規定により公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たってという。)は五年間とし、同項の規定により公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たって第十七条 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める期間(第二十一条において「中期均衡期間」

2 入額から費用額を控除した額とし、当該信託事務年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下いう。)が第二号に掲げる額(以下この項において「費用額」という。)以上である場合において、収いき診信託事務年度に生じた年度剰余額は、第一号に掲げる額(以下この項において「収入額」と 回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。 において、年度欠損額を零とすることができる。 次に掲げる額の合計額 ただし、収入額が費用額を下回る場合

産(以下「公益目的保有財産」という。)に係る資産の取得又は改良に充てた場合にあっては、 当該公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額) この条において同じ。)の取崩額(取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に掲げる財 当該信託事務年度の公益充実資金(第二十三条第一項に規定する公益充実資金をいう。以下 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益(指定純資産に係るものを除く。)の額

次に掲げる額の合計額

的保有財産の取得又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充てることにより 解消額とした額に相当する部分の額を除く。) 保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には、当該減価償却費の額のうち、当該公益目 (公益充実資金の取崩しにより又は次条第一号に掲げる使途として取得又は改良した公益目的 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用(指定純資産に係るものを除く。)の額

当該信託事務年度の公益充実資金の積立額

- 3 当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合、当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額は の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 掲げる場合を除く。) 当該年度剰余額 信託事務年度に係る残存剰余額をいう。以下同じ。)の合計額が零以上の場合(次号及び第三号に 過年度残存剰余額(当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各
- 残存欠損額をいう。以下同じ。)の合計額が当該年度剰余額以上の場合 零 信託事務年度 (当該信託事務年度の開始の日前四年以内に開始した信託事務年度に限る。)に係る 過年度残存欠損額(当該信託事務年度の前信託事務年度における当該前信託事務年度以前の各
- 当該合計額を控除した額 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を超える場合 当該年度剰余額から
- の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合、当該信託事務年度に係る残存欠損額は、 次

金曜日

- 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合(次号及び第三号に掲げる場合を除く。) 当該年度
- 過年度残存剰余額の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零
- (残存剰余額の解消) 当該合計額を控除した額 前号に掲げる場合のほか、 過年度残存剰余額の合計額が零を超える場合 当該年度欠損額から

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

- 第十九条 公益信託の受託者は、当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額 る場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充てた場合は、当該各号に定める額を当該余額から控除することとなる額を除く。以下この条及び次条において同じ。)で零を超えるものがあ 暫定残存剰余額又は過年度残存剰余額の解消額とすることができる 最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰 該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち 当
- した額の全部又は 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的保有財産の取得価額又は改良に要

- る。)に係る元本の返済 その返済に充てた信託財産の額 入れ(その返済する義務が信託法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務となるものに限 り資金の不足が生じた事業年度における年度欠損額)を補うために不可欠なものとして行った借 理大臣が定めるものにあって、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足(当該事態によ 公益信託の受託者が、災害その他の公益信託事務の処理が著しく困難となる事態として内閣総
- 勘案し、当該公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項一 前二号に掲げるもののほか、当該公益信託の受託者が行う公益信託事務の内容その他の事情を その事項に要した額

(残存剰余額等の算定)

- 第二十条 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、 年度残存剰余額(前条の規定による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち8二十条 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、過 余額から控除することとなる額を除く。)とする。 最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰
- から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額)を控除した 解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額(前項の規定により過年度残存剰余額 当該信託事務年度に係る残存剰余額は、当該信託事務年度の暫定残存剰余額(前条の規定による とする。

2

- 過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。)とする。 欠損額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、 存欠損額(当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額は、 (中期的収支均衡の判定) 当該
- 第二十一条 額のうち、当該各信託事務年度の末日から中期均衡期間が経過した信託事務年度に係るものが零を 超えないときは、当該公益信託における中期的収支均衡が図られているものとする。 (公益信託の併合又は分割に係る措置) 前条第一項又は第二項の規定により算定した公益信託の各信託事務年度に係る残存剰余
- 託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、従前の各公益信託の過年度残存剰余額又は過年度11十二条 公益信託に係る信託の併合がされた日の属する信託事務年度において、併合後の公益信 残存欠損額の合計額とする。
- 年度残存剰余額又は過年度残存欠損額とすることができる。の全部又は一部を吸収信託分割にあっては承継信託、新規信託分割にあっては新たな公益信託の過の全部又は一部を吸収信託分割にあっては承継信託、新規信託分割にあっては新たな公益信託の過 あっては従前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額となる。ただし、信託の分割前 の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、吸収信託分割にあっては分割信託、 公益信託に係る信託の分割がされた日の属する信託事務年度において、信託の分割前の公益信託 (公益充実資金)
- 第二十三条 公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金(当該資金を運用すること 規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 を目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。)についての法第十六条第一項に
- 等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。 取得若しくは改良(以下この条及び第三十一条において「公益充実活動等」という。)に係る費用 公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の
- の他の適切な方法により速やかに公表していること 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該信託事務年度の終了後、 インターネットの利用そ
- 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
- \Box 以下この条及び第三十一条において同じ。)及びその算定根拠 当該信託事務年度の末日における積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額をいう。

- 2 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されてい 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が の算定根拠並びに公益充実資金の額その他内閣総理大臣が必要と認める事項 前信託事務年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期、積立限度額及びそ
 - 定められていること 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。
- 同じ。)を有する公益信託の受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に 公益充実資金(この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において
- 相当する資金を取り崩さなければならない。 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額
- の事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 そ 2
- 3 資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。 前項第二号の場合にあっては、当該信託事務年度以後の各信託事務年度の末日における公益充実

第三款 公益事務割合

公益事務割合の算定)

第二十四条 法第八条第九号の公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の 割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合は、第一号に掲げる額の同号及び第二号 に掲げる額の合計額(以下「合計費用額」という。)に対する割合をいう。

2

- 務実施費用額」という。) 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費の額(以下 「公益事
- 管理費の額(第三十二条において「公益信託管理費用額」という。) 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の
- 第二十五条 法第八条第九号の内閣府令で定める割合は、百分の七十とする。

金曜日

- 第二十六条 各信託事務年度において取り崩すべきこととなった引当金勘定の金額又は取り崩した引 当金勘定の金額(前信託事務年度までに既に取り崩すべきこととなったものを除く。第三十四条第 項第四号において「引当金の取崩額」という。)は、当該信託事務年度の合計費用額から控除する。
- 第二十七条 公益信託の受託者が信託財産を譲渡した場合には、当該譲渡に係る損失(当該財産の原 価の額から対価の額を控除して得た額をいう。)は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

- 2 の額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入する。 て所有する土地、建物その他の不動産を含む。) 又は製品を譲渡した場合には、 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者が各信託事務年度において商品(販売の目的をもっ これらの財産の原価
- 3 部分の額は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。 公益信託の受託者が信託財産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した
- 額を控除して得た額をいう。)は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。 (当該財産について譲渡することとなった財産の額から当該財産について得ることとなった財産の 前三項に定めるもののほか、公益信託の受託者が信託財産を運用することにより生じた損失の額

(土地の使用に係る費用額)

当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額及び積立額 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額

- 第二十八条 公益信託の受託者が各信託事務年度の公益信託事務を処理するに当たり、信託財産に属 する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり 算入することができる。 信託財産において実際に負担した費用の額を控除して得た額を、 当該信託事務年度の合計費用額に
- 事務年度継続して適用しなければならない。 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、 正当な理由がある場合を除き、 前項の規定を毎信託

(融資に係る費用額)

- 第二十九条 公益信託の受託者は各信託事務年度において無利子又は低利の資金の貸付けがあるとき 年度の合計費用額に算入することができる。 の額と、当該貸付金につき当該貸付金に係る利率により計算した利子の額の差額を、当該信託事務 は、当該貸付金につき貸付金と同額の資金を借入れをして調達した場合の利率により計算した利子
- 事務年度継続して適用しなければならない。 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、 正当な理由がある場合を除き、 前項の規定を毎信託

(無償の役務の提供等に係る費用額)

- 第三十条 公益信託の受託者が各信託事務年度において無償により当該公益信託の公益信託事務に必 当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。 該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。)を、 以下この条において同じ。)を受けたときは、必要対価の額(当該役務の提供を受けた時における当 要な役務の提供(便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきものを除く。
- 価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、当該 信託事務年度の合計費用額に算入することができる。 支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対 公益信託の受託者が各信託事務年度において当該公益信託の公益信託事務に必要な役務に対して
- 3 信託事務年度継続して適用しなければならない。 前二項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、 これらの規定を毎
- 十年間、保存しなければならない 及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該信託事務年度終了の日から起算して 第一項又は第二項の規定を適用した公益信託の受託者は、役務の提供があった事実を証するもの
- 第三十一条 除して得た額を当該信託事務年度の公益事務実施費用額に算入する。 実活動等(将来の特定の事務の処理に限る。)の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で 各信託事務年度の公益充実資金の積立額に当該信託事務年度の末日における当該公益充

(公益充実資金に係る調整)

- 2 り崩した額を除く。)を当該信託事務年度の公益事務実施費用額から控除する 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額(公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取 (関連する費用額の配賦)
- 第三十二条 公益事務実施費用額と公益信託管理費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそ 益信託管理費用額とすることができる。 れぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、 配賦することが困難な費用額については、 公

使途不特定財産額の保有の制限

(公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額)

第三十三条 法第十七条第一項の公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令 で定めるものの額は、第三十一条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入した額とする。

第三十四条 法第十七条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額(以下この条において「基 一年でない場合には、当該額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額)を基して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額(当該信託事務年度又は前信託事務年度がる第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除平均額とする。ただし、基準額を当該信託事務年度又は当該信託事務年度の前信託事務年度におけ得た額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額)の一信託事務年度当たりの 得た額(当該各信託事務年度のうちその期間が一年でない信託事務年度については、当該控除して 号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して 額とすることができる。 額」という。)は、当該信託事務年度の開始の日前五年以内に開始した各信託事務年度における第

損益計算書に計上すべき合計費用額

前号の額のほか、第二十七条第二項の規定により合計費用額に算入することとなった額

第三十一条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入することとなった額

算入しないこととなった額 第一号の額のうち、第二十七条第一項、第三項又は第四項の規定により公益事務実施費用第二十六条の規定により、合計費用額から控除することとなった引当金の取崩額

2 前項ただし書の規定の適用を受ける公益信託の受託者は、当該信託事務年度終了後に作成する第八 第三十一条第二項の規定により公益事務実施費用額から控除することとなった額

四十条第一項第五号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければなら

3 第一項の月数は、暦に応じて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端 を生じたときは切り捨てる。

(公益信託事務継続予備財産の要件)

第三十五条 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合にり想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信 当該公益信託事務の内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生によ いても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。

を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務

及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額のいずれか小さい方の額を超えないものである その合計額が、前号に規定する限度額又は当該信託事務年度の資産の額から次条第二項第一号

(使途不特定財産額)

第三十六条 法第十七条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に 定めるところによる。

2 額の合計額を控除して得た額とする。 公益信託の各信託事務年度の使途不特定財産額は、 当該信託事務年度の資産の額から次に掲げる

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

公益信託事務継続予備財産の額

和七年内閣府・法務省令第三号。以下「命令」という。)第二十二条第二項第一号に規定する引当金て適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令(令 を和 に掲げるいずれかの財産(引当金(公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替え前項第二号に規定する「控除対象財産」は、当該信託事務年度の末日における信託財産のうち次 いう。)に係る支出に充てるために保有する資金を除く。)であるものをいう。

継続して公益信託事務の用に供する財産

十条において「指定寄附資金」という。) た使途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く。以下この条及び第四 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定め

閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き、

当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

広く一般に募集されたものである旨

募集の期間

れた時における価額。以下この項において同じ。)の合計額、受け入れた財産の額(当該財産が金銭以外のものである場合にあっては、 当該財産の受け入

募集の方法

募集に係る財産の使途として定めた内容

いものを除く。次号ホにおいて同じ。)の内容 ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、 当該金銭以外の財産(その額が重要でな

前号以外の場合 次に掲げる事項

又はこれらの機関である場合にあっては、これらの者の名称) 当該財産を受け入れることとなった日(当該財産が寄附により受け入れたものである場合に 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別(当該者が国若しくは地方公共団体

 \Box あっては、当該財産を受け入れた日)

受け入れた財産の額の合計額

当該財産を交付した者の定めた使途の内容

指定寄附資金は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。 小の財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

5

他の資金と明確に区分して管理されていること。

又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること

第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

6

各控除対象財産に対応する負債の額の合計額

する割合を乗じて得た額 に限る。以下この条において同じ。)を控除して得た額に次のイの額のイ及び口の額の合計額に対 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額(控除対象財産に係るもの

負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額

総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

7

する割合を乗じて得た額とすることができる。 の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価

負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額

総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

(公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等)

第三十七条 法第十七条第三項の内閣府令で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及び その算定根拠とする。

条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。 法第十七条第三項の規定により公表する公益信託事務継続予備財産を保有する理由は、

2

3

法第十七条第三項の公表は、 インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(特定資産公益信託にあっては、第三号に掲げるものを除く。)とする。

法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類

(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

寄附の募集に関する禁止行為

- 第三十八条 法第十八条第四号の内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする
- 寄附者に対し虚偽のことを告げる行為
- れのあることを告げる行為 寄附者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそ
- ととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為三 寄附者に対し、公益信託の信託行為の内容に関する事項であって、その判断に影響を及ぼすこ

- 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- あっては、受託者及び信託管理人に関する事項に限る。)を記載した書類 当該信託事務年度開始の日における法第七条第二項第四号及び第五号に掲げる事項 (第五号に 2
- 2 いて同号に掲げる書類として作成されたものとして取り扱うものとする。 の規定により備え置かれた書類の内容に変更がないときは、当該備え置かれた書類を、 前項第四号に掲げる書類については、当該信託事務年度開始の日の前日において法第二十条第一 同日にお
- (信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)
- 第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(特定資産公益信託 あっては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。)とする。
- げる事項に限る。)について記載した書類 イから二までに掲げる事項、当該受託者が法人その他の団体以外である場合にあっては、 次に掲げる受託者に関する重要な事項(当該受託者が法人その他の団体である場合にあっては、 ホに掲
- 理事、取締役、監事、 監査役の数その他の役員に関する状況
- 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況
- 職員又は従業員の数その他の状況
- 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項
- 当該受託者の職業に関する事項
- 次に掲げる公益信託事務に関する重要な事項について記載した書類
- 寄附を受けた財産の額
- 金融資産の運用収入の額
- 資産、負債及び期末純資産の額
- 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第九条で定める財産についての保
- 関連当事者との取引に関する事項及びその明細
- 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無
- 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類
- 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類
- 六 五 四 公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類 公益信託事務継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並び
- 事項について記載した書類 指定寄附資金について第三十六条第四項の規定により備置き、 に同条第二項に規定する保有する理由を記載した書類 閲覧等の措置が講じられるべき

21

- を作成する場合にあっては、作成を要しない。 前項各号に掲げる書類は、 公益信託認可を受けた後遅滞なく法第二十条第二項各号に掲げる書類
- 第二条第四項の規定は、第一項第一号の書類の作成について準用する。

4

- 号」と、「信託事務年度開始の日の前日」とあるのは「信託事務年度終了の日から三月経過した日」 この場合において、前条第二項項中「前項第四項」とあるのは「法第二十条第二項第二号又は第三 と、「法第二十条第一項」とあるのは「同項」と、「同号」とあるのは「同項」とする。 前条第二項の規定は、法第二十条第二項各号に掲げる書類の作成及び備置きについて準用する。
- (収支予算書及び財産目録)
- 第四十一条 法第二十条第一項の規定により作成すべき収支予算書及び同条第二項の規定により作成 すべき財産目録については、次条から第四十五条までに定めるところによる。
- (収支予算書の区分)
- 第四十二条 第三十九条第一項第二号の収支予算書の区分については、命令第三十一条の規定の例に
- 収入及び支出の見込みを明らかにするものとする。 命令第十九条第三項に規定する収支決算書を作成する特定資産公益信託における収支予算書は、
- 第四十三条 法第二十条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならな 資産の部 この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。
- ない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければなら
- 3 産の勘定科目と区分して表示しなければならない 場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については、当該財産の勘定科目をその他の財 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この
- (財産目録等の承認)
- 第四十四条 いても、同様とする。 いて同じ。)は、信託管理人の承認を受けなければならない。事業計画書又は収支予算書の変更につ は、同条第三項に規定する財産目録、収支決算書及び信託概況報告。第四十九条第一項第三号にお に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書(命令第十九条第 (区分経理の方法) | 項の規定に基づき公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料を作成する場合にあって 法第二十条第一項に規定する事業計画書並びに収支予算書並びに命令第二十四条第 二項
- 第四十五条 公益信託の受託者が、当該公益信託において複数の公益事務を行う場合は、損益計算書 な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる。 について各公益事務の内訳を表示しなければならない。ただし、各公益事務に配賦することが困難
- 第四十六条 法第二十条第三項の内閣府令で定めるものは、 機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす 公益信託の受託者の使用に係る電子計算

(電磁的記錄)

- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
- 第四十七条 法第二十条第四項第二号の内閣府令で定める方法は、 を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 当該電磁的記録に記録された事項

(財産目録等の提出

第四点

書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。定する書類を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する第四十八条 法第二十一条第一項の規定による法第二十条第一項に規定する書類の提出は、同項に規

旨を前項に規定する提出書へ記載して、当該書類の提出を省略することができる。 出したこれらの書類のうち、最も遅いものに係るものからその記載事項に変更がないときは、その2 前項の規定にかかわらず、第三十九条第一項第四号に掲げる書類の提出にあっては、行政庁に提

第二条第二項第三号に掲げる書類

第二条第三項第七号に掲げる書類

属明細書について第四十四条に規定する信託管理人の承認を受けたことを証する書類ニー命令第二十四条第二項に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附

に必要と認める書類 四 前三号に掲げるもののほか、行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するため

前項第一号に掲げる書類の添付について、それぞれ準用する。2 第二条第三項ただし書の規定は、前項第二号に掲げる書類の添付について、同条第四項の規定は、

て、それぞれ準用する。出について、前条第二項の規定は、法第二十条第二項第二号又は第三号に掲げる書類の提出についる。第二条第五項の規定は、第四十条第一項第一号又は前項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提

第四章 公益信託の併合等

官

(公益信託の併合等の認可の申請)

| 対策五十条 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けようとする公益信託の受託者は、信 | 3第五十条 法第二十二条第一項の公益信託の併合等の認可を受けようとする公益信託の受託者は、信 | 3

金曜日

する公益信託の法第七条第三項各号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならな信託の、新規信託分割にあっては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転2 前項の申請書には、信託の併合にあっては併合後の、吸収信託分割にあっては分割信託及び承継 4

があったことを証する書面 - 法第二十二条第一項の公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

前号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

(信託の終了の届出)

八号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。 十三条第七号に掲げる事由によって公益信託が終了した場合にあっては、破産管財人)は、様式第第五十一条 法第二十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者(信託法第百六

清算の届出等)

号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。 第五十二条 法第二十六条第一項規定による届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第九

トまでに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類を添付しなければならない。前項の届出書には、当該公益信託に係る残余財産の給付を受ける法人が法第八条第十三号イから

届出書を行政庁に提出しなければならない。 法第二十六条第二項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十号により作成した

3

ければならない。
・前項の届出書には、清算受託者が当該公益信託に係る信託法第百八十四条第一項の信託事務に関

第五章 報告及び検査

(報告)

きは、報告書を提出しなければならない。 第五十三条 公益信託の受託者は、行政庁から法第二十八条第一項の規定により報告を求められたと

ものとする。 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式及び提出期限その他必要な事項を明示する

、俄員の身子正月書の策

第五十四条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第十一号によるものとする。(職員の身分証明書の様式)

第六章の移行認可

(移行認可の申請)

は、様式第十二号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。第五十五条 法附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をしようとする旧公益信託の受託者

2 法附則第六条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

二 法附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務めにより変更があったことを証する書面又は同項に規定する合意があったことを証する書面 法附則第六条第二項第二号に掲げる書類について法附則第九条第二項に規定する信託行為の定

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

年度の信託概況報告、財産目録及び収支決算書

同号中「前信託事務年度」とあるのは、「前信託事務年度の前信託事務年度」とする。概況報告、財産目録及び収支決算書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、三月以内に法附則第六条第一項の移行認可の申請をする場合において当該信託事務年度に係る信託旧公益信託の受託者が前項第二号に規定する信託事務年度の前信託事務年度の末日から起算して

第一項の申請書に添付して行政庁に提出する場合について準用する。第二条第三項ただし書、第四項及び第五項の規定は、法附則第六条第二項第一号に掲げる書類を

第七章 公示及び公表

(公示の方法)

(公表の方法) 第五十六条 法第十一条(法第十二条第六項及び第二十二条第三項、第二十九条第四項及び第十四条第二項、第十五条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第二十九条第四項及び第二十二条第

な方法により行うものとする。 第二十七条 法第二十一条第二項、第二項、第三十八条において準用する場合を含む。)の公表は、インターネットの利用その他の適切第二項(附則第十六条において準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 及び第三十七条第五十七条 法第二十一条第二項、第二十九条第二項、第三十五条第一項(第三十八条及び附則第十

附

この府令は、法の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

ω Ν

様式第一号(第二条第一項関係)

骤

公 益 信 託 の 名 称 受託者の氏名又は名称 受託者の代表者の氏名

公益信託認可申請書

公益信託に関する法律第7条第1項に規定する公益信託認可を受けたいので、 同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

Ē

- 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
- 公益事務を行う都道府県の区域
- 公益事務の種類及び内容

官

その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

(備老)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 2 受託者が二人以上ある場合は、行政庁からの連絡に対応する窓口となる者を 記載すること。その他の受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所 在地は、別紙に記載し、この申請書に添付すること。
- 3 信託管理人が二人以上ある場合は、いずれか一人について記載し、その他の信託管理人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地は、別紙に記載し、この申請書に添付すること。

様式第二号(第十二条第一項関係)

併

田

Ш

併

 \Box

Ш

爂

公 益 信 託 の 名 称 受託者の氏名又は名称 受託者の代表者の氏名

変更認可申請書

公益信託に関する法律第12条第1項に規定する公益信託の変更の認可を受けたいので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

ū

変更に係る事項	区分	変更後	変更前
変更の理由			
変更予定年月日		年 月	Ш
(備老)			

(備老)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、変更事項について、変更前及び変更後の事項をそれぞれ記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。
 3 変更に係る事項が複数ある場合には、その全てについて記載すること。
 4 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載し、
- 公益事務を行う都道府県の区域の変更

区分が複数ある場合には、

その全てについて記載すること

公益事務の種類及び内容の変更

イヤ

その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項の変更

様式第二号の二(第十二条第一項関係)

聚

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 於 綨 州の 松 称

選任認可申請書

(号外第 145 号)

の認可を受けたいので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。 公益信託に関する法律第12条第1項に規定する新受託者又は新信託管理人の選任

쏌

年月日	年 月	就任予定年月日
		辞任等の届出年月日
		選任の理由
変更	变 更 後	選任に係る事項 区分

(編批)

金曜日

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。 名又は名称をそれぞれ記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、 「選任に係る事項」の欄には、変更事項について、変更前及び変更後の氏
- 複数名の選任認可を受ける場合には、人数分の申請書を提出すること。
- 「区分」の欄には、選任の区分を以下の分類に従い、その記号を記載する

令和7年6月27日

- 新受託者の選任
- 新信託管理人の選任

ŋ

- 月日を記載すること。 「辞任等の届出年月日」の欄に前受託者又は前信託管理人の辞任等の届出年 前受託者又は前信託管理人の任務終了事由が辞任又は解任による場合は、

様式第三号 (第十四条第一項関係)

併

 \mathbb{H}

ш

П

Ш

併

骤

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 於 縙 픘 9 ₩ 袮

変更届出書

1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 公益信託に関する法律第12条第1項ただし書の変更をしたので、同法第14条第

変更年月日	変更の理由	変更に係る事項 区分	
		分	
		麥	
中		浬	Ī
Я		酢	
ш		痰	
111		囲	
		後	

(備光)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 2 例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。 をそれぞれ記載すること。 「変更に係る事項」の欄には、変更事項について、変更前及び変更後の事項 なお、枠内に記載しきれないときは、 当該様式の
- 変更に係る事項が複数ある場合には、その全てについて記載すること

ω

- 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載するこ

Y

- 信託法第150条第1項の規定による信託の変更
- 公益信託に関する法律施行規則第11条第1号に掲げる軽微な変更
- 公益信託に関する法律施行規則第11条第2号に掲げる軽微な変更

イウェオ

K

- 公益信託に関する法律施行規則第11条第3号に掲げる軽微な変更 公益信託に関する法律施行規則第11条第4号に掲げる軽微な変更
- 公益信託に関する法律施行規則第11条第5号に掲げる軽微な変更
- 公益信託に関する法律施行規則第11条第6号に掲げる軽微な変更

様式第三号の二 (第十四条第一項関係)

骤

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 於 綨 託の名 柊

選任届出書

項の規定により、下記のとおり届け出ます。 公益信託に関する法律第12条第1項ただし書の選任をしたので、同法第14条第

뺍

(備兆) 選任に係る事項 就任年月 選任の理由 区分 変 併 浬 丰 Ш 変 Ш 浬 溆

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 2 に添付すること 又は信託管理人の氏名又は名称をそれぞれ記載すること。なお、枠内に記載 しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書 「選任に係る事項」の欄には、選任について、変更前及び変更後の受託者
- 複数名の選任届出をする場合には、人数分の届出書を提出すること。

ω

- . الد الد 「区分」の欄には、選任の区分を以下の分類に従い、その記号を記載する
- 公益信託に関する法律第31条第1項の規定による新受託者の選任

A

- 信託法第62条第4項の規定による新受託者の選任
- 託管理人の選任 信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項に規定する新信
- 信託法第173条第1項の規定による新受託者の選任

Н

様式第四号 (第十五条関係)

併

田

Ш

併

田

Ш

凞

受託者の氏名又は名称 於 綨 光の 松 袮

受託者の代表者の氏名

辞任又は解任届出書

により、下記のとおり届け出ます。 公益信託に関する法律第15条第1項の辞任又は解任があったので、同項の規定

빤

		Ë			
辞任又は解任	区分		対象	者	
ご来の事点					
辞任又は解任の理由					
辞任又は解任 の年月日		年	Я	Ш	
新受託者又は 新信託管理人 の選任の状況					
(本帯)					

(偏ん)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 託管理人を記載すること 「辞任又は解任に係る事項」の欄には、辞任又は解任された受託者又は信
- |区分」の欄には、選任の区分を以下の分類に従い、その記号を記載するこ
- A 受託者の辞任

 \mathcal{C}

- 受託者の解任
- 信託管理人の解任 信託管理人の辞任

7 to H

収支予算書 事業計画書 (号外第 145 号)

様式第五号 (第四十八条第一項関係)

骤

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 於 綨 託の名 菸

事業計画書等に係る提出書

定により、提出します。 下記に掲げる事業計画書等について、公益信託に関する法律第21条第1項の規

뺍

- 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 第5号に掲げる事項(第5号にあっては、受託者及び信託管理人に関する事項に限る。)を記載した書類(直近提出書類より変更なし□) 信託事務年度開始の日における公益信託に関する法律第7条第2項第4号及び
- 1及び2に掲げる書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類
- (備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 0 チェックボックスを黒とすることで別途の提出は不要とする。 4については、直近行政庁に提出した書類から記載事項に変更がない場合、

様式第六号 (第四十九条第一項関係)

併

田

Ш

侢

Ш

Ш

礟

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 1> 綨 严 9 ₩ 菸

財産目録等に係る提出書

により、提出します。 下記に掲げる財産目録等について、公益信託に関する法律第21条第1項の規定

뺍

- 信託財産に係る財産目録
- 受託者等名簿(直近提出書類より変更なし口)

2

- ω 公益信託報酬の支払基準を記載した書類(直近提出書類より変更なし□)
- 4 信託法第37条第1項に規定する信託財産に係る帳簿等
- 信託法第37条第2項に規定する貸借対照表等
- 号に掲げる書類 公益信託に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第40条第1項第1

6 ű

- 規則第40条第1項第2号に掲げる書類
- 規則第40条第1項第3号から第8号までに掲げる書類
- 規則第49条第1項第1号に掲げる書類

9 ∞

- 規則第49条第1項第2号に掲げる書類
- 規則第49条第1項第3号に掲げる書類

1

10

(備光)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 2及び3については、直近行政庁に提出した書類から記載事項に変更がない場合、チェックボックスを黒とすることで別途の提出は不要とする。
- 8 8は、公益信託に関する法律第8条柱書に規定する特定資産公益信託については、除く。

ω

様式第七号 (第五十条第一項関係)

骤

受託者の氏名又は名称 受託者の代表者の氏名 併合後の公益信託の名称

公益信託の併合の認可申請書

公益信託に関する法律第22条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第5

項の規定により、下記のとおり申請します。

- 従前の各公益信託の名称及び行政庁
- 併合後の信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 併合後の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地

官

ω

0

- 併合後の公益事務を行う都道府県の区域
- 併合後の公益事務の種類及び内容

បា

併合後のその他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

(備兆)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること
- 1については、従前の各公益信託について、その全てにつき記載するこ

併 Ш ш

様式第七号の二 (第五十条第一項関係)

骤

受託者の氏名又は名称 分 빨 TIII. 9 ₩

柊

受託者の代表者の氏名

公益信託の吸収信託分割(分割信託)の認可申請書

項の規定により、下記のとおり申請します。 公益信託に関する法律第22条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第5

- 分割信託の信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 分割信託の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
- 分割信託の公益事務を行う都道府県の区域

ω 0

- 分割信託の公益事務の種類及び内容
- その他当該分割信託に係る信託行為の内容に関する事項

(備兆)

Ŋ

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

併 \mathbb{H}

Ш

2 ω

様式第七号の三 (第五十条第一項関係)

礟

承 継信 渭 の名 柊

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称

公益信託に関する法律第22条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第5 公益信託の吸収信託分割(承継信託)の認可申請書

項の規定により、下記のとおり申請します。

承継信託の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地

承継信託の信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名

承継信託の公益事務を行う都道府県の区域

その他当該承継信託に係る信託行為の内容に関する事項 承継信託の公益事務の種類及び内容

官

(備光)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第七号の四 (第五十条第一項関係)

ш

併

П

受託者の氏名又は名称 新たな公益信託の名称

受託者の代表者の氏名

公益信託の新規信託分割(新たな公益信託)の認可申請書

項の規定により、下記のとおり申請します。 公益信託に関する法律第22条第1項に規定する認可を受けたいので、 同条第5

新規信託分割前の公益信託の名称及び行政庁

新たな公益信託の信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名

新たな公益信託の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地

新たな公益信託の公益事務を行う都道府県の区域

新たな公益信託の公益事務の種類及び内容

ŋ 4 ω 0

その他新たな公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

骤

田 Ш

併

2

様式第七号の五 (第五十条第一項関係)

侢 Ш

Ш

様式第八号 (第五十一条関係)

礟

受託者の氏名又は名称 従前の公益信託の名称

受託者の代表者の氏名

公益信託に関する法律第22条第1項に規定する認可を受けたいので、 公益信託の新規信託分割(従前の公益信託)の認可申請書 同条第5

項の規定により、下記のとおり申請します。

新規信託分割前の公益信託の名称及び行政庁

従前の公益信託の信託管理人の氏名又は名称及び代表者

従前の公益信託の信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地

従前の公益信託の公益事務を行う都道府県の区域

従前の公益信託の公益事務の種類及び内容

官

ű

論

4 ω

その他従前の公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

用紙の大きさは、 日本産業規格A列4番とすること

産の一部を移転した後の公益信託をいう。 従前の公益信託」とは、新規信託分割において新たな公益信託に信託財

受託者の氏名又は名称 綨 捫 9 殆 菸

B

受託者の代表者の氏名

公益信託の終了届出書

法第25条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。 公益信託に関する法律第23条第1項の規定により公益信託が終了したので、

公益信託の終了の日

公益信託の終了の事由

(備兆)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

ること。ケの場合は、具体的な内容を記載すること 2には、公益信託の終了の事由を以下の分類に従い、その記号を記載す

信託の目的の達成

信託の目的の不達成

したこと 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続

年間継続したこと 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1

含む。)の規定による信託の終了 信託法第52条(第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を

信託法第165条又は第166条の規定による信託の終了を命ずる裁判

信託財産についての破産手続開始の決定

場合を含む。)の規定による信託契約の解除 法律第154号)第61条第1項(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 定を受けた場合において、破産法(平成16年法律第75号)第53条第1項、民 事再生法(平成11年法律第225号)第49条第1項又は会社更生法(平成14年 (平成8年法律第95号)第41条第1項及び第206条第1項において準用する 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決

信託行為において定めた事由の発生

礟

侢 固

Ш

2

債務の状況

様式第九号 (第五十二条第一項関係)

礟

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 \Rightarrow 益信託の名 柊

残余財産給付見込届出書

か月を経過したので、公益信託に関する法律第26条第1項の規定により、残余財 産の給付の見込みについて、下記のとおり届け出ます。 併 Д 日付けで終了した(公益信託の名称)について、終了の日から3

資産の状況及び回収の見込み

残余財産の見込み額

公共団体 残余財産の給付を受ける法人若しくは公益信託の受託者又は国若しくは地方

(備老)

2

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

の違いを明らかにすること。 より届け出ること。この場合において、変更箇所の変更前及び変更後の記載 残余財産の給付の見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書に

令和7年6月27日 金曜日

様式第十号 (第五十二条第三項関係)

併

Н

Ш

清算受託者の氏名又は名称 於 綨 咒 9 鱼 栋

清算受託者の代表者の氏名

清算結了届出書

信託に関する法律第26条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。 件 Д 日付けで終了した(公益信託の名称)の清算が結了したので、公益

残余財産の額

残余財産の帰属先

(備光)

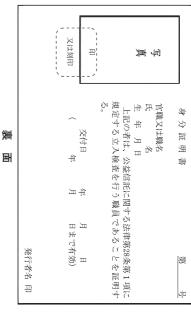
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

骤

併 田 Ш

様式第十一号 (第五十四条関係)

表 国



国

第四十二条 内閣総理大田は、第二十八条第一項の規定による権限(第三十五条第一項の参申又は第三十七条第一項の割告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。)を委員会に委任する。2 行政庁が都道が県知事である場合に関するものを除く。)を委員会に委任さる。2 行政庁が都道が県知事である場合には対る第二十八条第一項の規定による権限(第三十八条において淮田する第三十七条第一項の制告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益田井る第三十七条第一項の制告のため必要なものに限り、第九条各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。)の行使については、第二十八条第一項中「行政庁」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項中「行政庁」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する台議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかなメアる職員」とあるのは「庶務を の請求があったときは、 3 第一項の規定による1 第二十八条 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、受託者に対し、その公益信託事務の処理の状況 て、内閣所令で定めるところにより、受託者に対し、その公益言託事務の処理の状況 並びに言話財産に属する財産及が言託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告を求 め、又はその職員に、当該受託者の仕所者としくは事務所に立ち入り、その公益信託を 務及の信託財産に属する財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 「項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して これを提示しなければならない

(備兆) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする

様式第十二号 (第五十五条第一項関係)

併

 \Box

Ш

礟

受託者の代表者の氏名 受託者の氏名又は名称 綨 刑 9 ₩ 菸

於

移行認可申請書

同項の規定により、下記のとおり申請します。 公益信託に関する法律附則第6条第1項に規定する移行認可を受けたいので、

- 受託者の住所又は主たる事務所の所在地
- 信託管理人の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 信託管理人の住所又は主たる事務所の所在地
- 公益事務を行う都道府県の区域
- 公益事務の種類及び内容
- その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

(備考)

0

6 បា 4 ω 2

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- ・受託者が二人以上ある場合は、行政庁からの連絡に対応する窓口となる者を 記載すること。その他の受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所 在地は、別紙に記載し、 この申請書に添付すること。
- 信託管理人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地は、別紙に記載 信託管理人が二人以上ある場合は、いずれか一人について記載し、 この申請書に添付すること。 みの街の

| 〇内閣府令第六十四号

	令和	和 7 年	6月2	フ 日	金曜日	官	報		(号外第	145	号)	
2.3 略	取消し等の日から三月以内に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。	産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産とすることとなったとき)は、	定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したとき(当該財産を公益信託の信託財	第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の	(公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立等の報告)	改正後		公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令	令和七年六月二十七日	うに定める。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)を実施するため、
[2・3 同上]		に、様式第十三号による報告書を行政庁に提出しなければならない。	定めに従い、財産の贈与に係る書面による契約が成立したときは、取消し等の日から三月以内	第七十条 認定取消法人等は、取消し等の日から一月以内に法第五条第二十号に規定する定款の	(公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る契約成立の報告)	改正前		の一部を次のように改正する。		内閣総理大臣 石破 茂		め、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のよ

様式第九号(第六十二条第一項関係)

礟

法人の名称

清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとお 関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等 届け出ます。 侢 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に

뺍

- 資産の状況及び回収の見込み
- 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 残余財産の見込み額
- 残余財産の引渡しを受ける<u>法人若しくは公益信託の受託者</u>又は国若しくは地方公共団

(備光)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け

様式第九号(第六十二条第一項関係)

件 且 Ш

礟

清算人の氏名 法人の名称

残余財産引渡見込届出書

関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等 り届け出ます。 に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとお 日付けで解散した(法人の名称)について、一般社団法人及び一般財団法人に

- 資産の状況及び回収の見込み
- 債務の状況(基金の返還に係るものを含む)
- 残余財産の見込み額
- (備老) **残余財産の引渡しを受ける<u>法人</u>又は国若しくは地方公共団体**
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け 出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

併 П

Ш

(公益目的支出計画の作成)

第二十五条

35

二 ~ 四

略

におけるこれらの事項を記載しなければならない。

〇内閣府令第六十五号

律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 第百三十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第百二十五条第一項及び

令和七年六月二十七日

般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十九号) 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令 の

内閣総理大臣

茂

一部を

次のように改正する 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応し

て掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

官 第十六条 る。 支出の額」という。)は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とす 、整備法第百十九条第二項第一号の支出の額 発生した費用の額を含む。) 益信託の信託財産とするための支出 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号口に規定する寄附及び公 略 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額 改 (以下「特定寄附」という。)の額(特定寄附に付随して Œ. 後 以 下 「公益目的 第十六条 る。 支出の額」という。)は、この府令に別段の定めのあるものを除き、次に掲げる額の合計額とす (整備法第百十九条第二項第一号の支出の額) 当該事業年度において支出をした整備法第百十九条第二項第一号口に規定する寄附 「特定寄附」という。)の額(当該支出に付随して発生した費用の額を含む。 同上 移行法人の各事業年度の整備法第百十九条第二項第一号の支出の額 改 正 前 (以 下 「公益目的

以下

同上

(公益目的支出計画の作成

おける当該事業年度から公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度までの各事業年度 の認可の申請をする日の属する事業年度の開始の日に移行の登記をしたものと仮定したときに において、第三号から第九号までに掲げる事項にあっては、特例民法法人が整備法第四十五条 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合 第二十五条 おける当該事業年度から公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度までの各事業年度 の認可の申請をする日の属する事業年度の開始の日に移行の登記をしたものと仮定したときに において、第三号から第九号までに掲げる事項にあっては、 におけるこれらの事項を記載しなければならない 二 ~ 四 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合 同上 特例民法法人が整備法第四十五条

特定寄附について、

次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、

当該イ又は口に定める変更

官

略

にあっては、

その名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。

同号において同じ。)並

五 特定寄附について、 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める事項

11 所の所在場所並びに使途を特定して寄附をする場合にあっては、 整備法第百十九条第二項第一号口に規定する寄附 寄附の相手方の名称及び主たる事務 当該使途

 \Box 出する公益信託の名称、 整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出 一項に規定する受託者をいう。 受託者 (公益信託に関する法律 第三十五条第二 一号において同じ。 (令和六年法律第)の氏名及び住所 二十号) 第 (法人 二条 支

びに使途を特定して支出をする場合にあっては、 当該使途

|六~十三

(公益目的支出計画における軽微な変更)

第三十五条 整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とす

1 る事務所の所在場所のみの変更 整備法第百十九条第二項第一号口に規定する寄附の場合 寄附の相手方の名称又は主た

整備法第百十九条第二項第一号ロに規定する公益信託の信託財産とするための支出の場 支出する公益信託の名称又は受託者の氏名若しくは住所のみの変更

三 略

金曜日

(残余財産の処分の承認の申請)

第四十八条

略

十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、 整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、 認可行政庁に提出しなければならない。 様式第

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

三 一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人又は 評議員会の議事録(社員総会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合にあっては、 公益信託を定める場合にあっては、当該帰属させる法人又は公益信託を定めた社員総会又は

[四~六 略]

当該場合に該当することを証する書面)

同上

(公益目的支出計画における軽微な変更

第三十五条 整備法第百二十五条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とす

同上

特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更

三. 同上

(残余財産の処分の承認の申請)

2 整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、

第四十八条

[同上]

三 一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人を定 十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない [一・二 同上] を証する書面) 会又は評議員会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当すること める場合にあっては、当該帰属させる法人を定めた社員総会又は評議員会の議事録(社員総

四~六 同上]

特定寄附の相手方の名称及び主たる事務所の所在場所並びに使途を特定して寄附をする場

五

合にあっては、当該使途

Ш

公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

官 報 この府令は、 **附 則** 備考 様式第十一号 (第四十八条第二項関係) ω \sim 余財産の帰属先に関する承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 130 条の規定により残 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること 次の事項 Ξ <法人に贈与する場合> Ξ <公益信託の信託財産とする場合> 残余財産の確定した日における公益目的財産残額 解散の届出をした日 残余財産のうち最終事業年度の公益目的財産残額に相当する財産の帰属先に関する 帰属させる財産の内容 残余財産の額 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 表中の 者の氏名及び主たる事務所の所在地) 帰属先となる公益信託の名称 対象となる法人の種別 帰属先となる法人の住所 対象となる公益信託の受託者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表 対象となる法人の名称 礟 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 残余財産帰属先承認申請書 쏌 清算人の氏名 法人の名称 合哲 升 \mathbb{H} Ш ω 2 余財産の帰属先に関する承認を受けたいので、下記のとおり申請します。 様式第十一号 (第四十八条第二項関係) 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 130 条の規定により残 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 次の事項 (2) Ξ 3 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 残余財産のうち最終事業年度の公益目的財産残額に相当する財産の帰属先に関する 帰属させる財産の内容 残余財産の確定した日における公益目的財産残額 解散の届出をした日 残余財産の額 帰属先となる法人の住所 対象となる法人の名称 対象となる法人の種別 礟 残余財産帰属先承認申請書 뺍 清算人の氏名 法人の名称 令和 侢 田

府

令

省

令

定める命令を次のように定める。 定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を る信託法(平成十八年法律第百八号)の規定に基づき、 ○内閣府令第三号 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第三十三条第三項の規定により読み替えて適用す 令和七年六月二十七日 公益信託に関する法律第三十三条第三項の規 内閣総理大臣 馨 祐 茂

法務大臣

鈴木

公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第 項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令

二章 公益信託の併合等 受託者等(第四条・第五条)

総則(第一条—第三条)

第 第

第一節 第一款 公益信託の併合(第六条・第七条) 公益信託に係る信託の分割 吸収信託分割 (第八条・第九条)

第五章 第四章 第二款 限定責任公益信託の特例(第十二条) 電磁的記録等(第十三条—第十六条) 新規信託分割(第十条・第十一条)

第一節 公益信託に係る計算 会計慣行のしん酌(第十七条)

官

第三節 一節 限定責任公益信託の計算 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成(第十八条・第十九条)

第一款 会計帳簿

第一目 総則(第二十条)

第二目 資産及び負債 (第二十一条—第二十三条)

第二款 計算関係書類等

第一目 計算書類等(第三十条—第三十二条) 総則(第二十四条—第二十九条)

第三目 信託概況報告 (第三十三条)

宗款 清算中の公益信託の特例(第三十四条―第三十八条)

附則

第一章

第一条 この命令は、公益信託に関する法律(以下「法」という。)第三十三条第三項の規定により読 百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の委 第三号、第百五十九条第一項第七号、第百六十条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二 項第二号及び第六項第二号、 み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号、第三十七条(第三項を除く。)、第三十八条第一 任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。 条第一項第五号、第百五十二条第二項第三号、第百五十五条第一項第七号、第百五十六条第二項 第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第百五十

第二条 この命令において使用する用語は、法及び信託法において使用する用語の例によるほか、 の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる 次

- る。)をいう。 る記録媒体をいう。次号口において同じ。)をもって調製するファイルに情報を記録したものに限 ことができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係 れたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、 で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(電子計算機に備えら 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する
- より書面を作成することができるものでなければならない。 て、次に掲げるものをいう。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することに 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であっ
- 電子情報処理組織を使用する方法のうち⑴又は⑵に掲げるもの

1

- 線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回
- 電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信 当該情報の提供を受ける者の使用に係る
- 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(信託法の適用関係)

第三条 この命令において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、 ものとされた規定をいうものとする。 条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用する 法第三十三

第二章 受託者等

(分別管理の方法)

第四条 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める財産は、 規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に 登録をすることができる財産を除く。)とする。 属することを第三者に対抗することができないとされているもの (同法第十四条の信託の登記又は 他の法令の

に従い信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする。 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、 (前受託者が破産管財人に通知すべき事項) 他の法令の規定

第五条 する。 信託法第五十九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、 次に掲げるものと

- 信託財産に属する財産の内容及び所在
- 信託財産責任負担債務の内容
- 信託行為の内容

(公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項)

第六条 信託法第百五十一条第一項第五号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとお

- 次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項 公益信託に係る信託の併合(以下「公益信託の併合」という。)をする他の公益信託についての
- 公益信託の名称及び行政庁
- 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容

- 第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下この条、第 きは、次のイ又は口に掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項) 八条及び第十条において同じ。)の内容(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないと 記録をいい、限定責任信託である公益信託(以下「限定責任公益信託」という。)にあっては同法 以外の公益信託にあっては信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的 公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料(限定責任信託
- 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- 四 与える事象が生じたときは、その内容 属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を 料を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後)に、重要な信託財産に 公益信託の併合をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資 限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
- Ŧi. 公益信託の併合をする理由

官

(債権者の異議に関する公告事項)

第七条 信託法第百五十二条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとお

- る各公益信託を特定するために必要な事項 公益信託の併合をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該公益信託の併合をす
- 公益信託の名称及び行政庁
- 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- 公益信託の年月日
- が当該事項を知るための方法) ようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者 前条第三号に掲げる事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができる
- が当該事項を知るための方法) ようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、 前条第四号に掲げる事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができる 当該措置に基づいて当該債権者
- 当該事項を知るための方法 うにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が 行の見込みに関する事項(信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるよ 担債務(公益信託の併合をする他の公益信託の信託財産責任負担債務であったものを除く。)の履 公益信託の併合が効力を生ずる日以後における公益信託の併合後の公益信託の信託財産責任負

公益信託に係る信託の分割

(吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項

第八条 信託法第百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、

- に必要な事項 公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するため 公益信託に係る吸収信託分割(以下この款において単に「吸収信託分割」という。)をする他の
- 公益信託の名称及び行政庁
- 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- 公益信託の年月日
- 一 吸収信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容
- 三 吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとする ときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項
- 吸収信託分割をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料の内容(財産状況

五.

- 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- 六 吸収信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資料 する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与 を作成すべき時期が到来していない場合にあっては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属 限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
- 吸収信託分割をする理由

える事象が生じたときは、その内容

(債権者の異議に関する公告事項)

第九条 信託法第百五十六条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、 次のとお

- 公益信託を特定するために必要な事項 吸収信託分割をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各
- 公益信託の名称及び行政庁
- 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 前条第五号に掲げる事項(信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができる が当該事項を知るための方法) ようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者
- 三 前条第六号に掲げる事項(信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができる が当該事項を知るための方法) ようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、 当該措置に基づいて当該債権者
- 第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場 託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務(吸収信託分割により承継信託 合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法 の信託財産責任負担債務となるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(信託法第百五十六条 当該公益信託が分割信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における分割信

Ŧi. 者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあってることができる債権者に対して負担するものに限る。)の履行の見込みに関する事項(同項の債権 託の信託財産責任負担債務(信託法第百五十六条第一項の規定により吸収信託分割に異議を述べ 当該公益信託が承継信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における承継信 当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法 新規信託分割

(新規信託分割に当たり明らかにすべき事項)

第十条 信託法第百五十九条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、 次のとお

他の公益信託を特定するために必要な事項 行われるときは、当該新規信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該「以上の公益信託による新規信託分割(以下この款において単に「新規信託分割」という。)が

公益信託の名称及び行政庁

委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

公益信託の年月日

益信託の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項) の内容(財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又は口に掲げる公 び当該他の公益信託。次号及び次条において同じ。)において直前に作成された財産状況開示資料 従前の公益信託(新規信託分割をする他の公益信託がある場合にあっては、従前の公益信託及 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容

限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨

四 期が到来していない場合にあっては、信託がされた後)に、重要な信託財産に属する財産の処分、 ときは、その内容 重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた 従前の公益信託について、財産状況開示資料を作成した後(財産状況開示資料を作成すべき時

新規信託分割をする理由

官

Ŧi.

(債権者の異議に関する公告事項)

第十一条 信託法第百六十条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、 りとする。 次のとお 2

従前の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該従前の公益信託を特定するために必要

公益信託の名称及び行政庁

金曜日

委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

公益信託の年月日

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

うにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が二 前条第三号に掲げる事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるよ 当該事項を知るための方法)

うにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が 当該事項を知るための方法) 前条第四号に掲げる事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるよ

知るための方法 めの適切な措置を受託者が講ずる場合にあっては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を みに関する事項(信託法第百六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするた 新規信託分割により新たな公益信託の信託財産責任負担債務となったものに限る。)の履行の見込 新たな公益信託の信託財産責任負担債務(当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務のうち、 新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務及び

第四章 限定責任公益信託の特例

第十二条 信託法第二百十六条第二項第六号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、 務年度とする。 信託事

第五章 電磁的記録等

(電磁的記録の作成)

第十三条 信託法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第二百二十二条第六項本文、 第七項若しくは第八項本文に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、書面に記載されている 事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取る方法とする。

(電磁的記録に記録された事項の提供の方法)

第十四条 信託法第三十七条第四項ただし書 (同条第五項後段において準用する場合を含む。)若しく る内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。 む。) 若しくは第八項ただし書 (第二号においてこれらの規定を は第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書(同条第七項後段において準用する場合を含 |提供規定」と総称する。)に規定す

公益信託の信託行為に定めた方法

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めた方法

第十五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、 記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 次に掲げる規定の電磁的

信託法第三十八条第一項第二号

二 信託法第三十八条第六項第二号

(検査役が提供する電磁的記録等)

第十六条 信託法第四十七条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、商業登記規則 和三十九年法務省令第二十三号)第三十六条第一項に規定する電磁的記録媒体(電磁的記録に限る。) 項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。 及び同法第四十七条第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。 信託法第四十七条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、 同

第六章 公益信託に係る計算

第一節 会計慣行のしん酌

第十七条 この章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準 その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二節 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成

(公益信託の信託帳簿等の作成

第十八条 信託法第三十七条第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録 電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。 帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は という。)については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二条第二項の会計 による同項の書類又は電磁的記録(以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」 (以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。)及び同法第三十七条第二項の規定

2 定に従って行わなければならない 公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節 (第二十八条を除く。)の規

する公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成については、この条に定めるとこ (特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成)

2 前項の場合において、受託者が作成する公益信託の信託帳簿は、全ての取引を借方及び貸方に仕

(限定責任公益信託であるものを除く。以下この条において同じ。)に関

5

6

0

 \triangleright

C

- 訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿その他の必要な帳簿とす
- 3 産目録(次項及び第五項において「特定資産公益信託の計算書類」という。) 並びに信託概況報告と 産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにする収支決算書並びに法第二十条第二項第 第一項の場合において、受託者が作成する公益信託の財産状況開示資料は、信託財産に属する財 一号の財
- 特定資産公益信託の計算書類は、 第二項に規定する公益信託の信託帳簿に基づいて作成しなけれ
- 5 施状況を含み、 第三項に規定する信託概況報告は、特定資産公益信託の状況に関する重要な事項(公益事務の実 特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。)をその内容としなければな
- 第三十五条第二項中「の会計帳簿」とあるのは「に係る第十九条第二項に規定する公益信託の信託 三十四条、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、 帳簿」と、第三十七条第一項中「貸借対照表を、会計帳簿」とあるのは「財産目録を、第十九条第 一項に規定する公益信託の信託帳簿」と読み替えるものとする。 前各項の規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託 (同法第百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。)が作成すべきものについては、第

第三節 限定責任公益信託の計算

官

第一款 会計帳簿

第一目 総則

第二十条 定めがある場合を除き、この款に定めるところによる 信託法第二百二十二条第二項の規定による会計帳簿の作成については、 他の法令に別段の

2 会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。

第二目 資産及び負債

第二十一条 資産については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を 付さなければならない。

- 2 償却すべき資産については、 ればならない。 べき場合にあっては、 その日。 以下この条及び次条において同じ。)において、 信託事務年度の末日(信託事務年度の末日以外の日において評価す 相当の償却をしなけ
- 3 き場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。 次の各号に掲げる資産については、信託事務年度の末日において当該各号に定める価格を付すべ
- べき資産 その時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。) 信託事務年度の末日における時価 信託事務年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識す 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価が その時の取得原価から相当の減額をした額

41

- ができないと見込まれる額を控除しなければならない 取立不能のおそれのある債権については、 信託事務年度の末日においてその時に取り立てること
- な価格を付すことができる 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、 適正
- とができる。 次に掲げる資産については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこ
- 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
- 二 前号に掲げる資産のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこ とが適当な資産

(負債の評価)

第二十二条 負債については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さな ければならない

- 次に掲げる負債については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこ
- 理的な見積額のうち当該信託事務年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れること により計上すべき引当金 将来の費用又は損失(収益の控除を含む。以下この号において同じ。)の発生に備えて、 その合
- 二 前号に掲げる負債のほか、 とが適当な負債 信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこ

(のれんの評価)

第二十三条 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる

公益信託の併合又は公益信託に係る信託の分割により取得した場合 有償で譲り受けた場合

適正なのれんを計上するとき 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、

第二款 計算関係書類等

第一目 総則

(計算関係書類等

第二十四条 法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきものについては、

- 属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)とする。 含む。第二十六条及び第三十一条において同じ。)及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書 前項に規定する書類又は電磁的記録は、 信託法第二百二十二条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める書類又は電磁的記録は、 損益計算書(損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を 信託事務年度の経過後、三月以内に作成しなければなら 附 貸
- (表示の原則

3

第二十五条 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきもの(信託概況報告及 するものとする。 びその附属明細書を除く。)に係る事項の金額は、 一円単位、 千円単位又は百万円単位をもって表示

第二十六条 貸借対照表又は損益計算書(以下「計算書類」という。)には、計算書類の作成のために 注記しなければならない。 採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項 (次項において「会計方針」という。)であって、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準
- 収益及び費用の計上基準

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (重要性の乏しいものを除く。)をも注記しなけれ

ならない。

えている影響の内容 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与

表示方法を変更したときは、その内容

第二十七条 この款に定めるもののほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するため に必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。 (効力発生日の貸借対照表

第二十八条 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、限定責任公益信託 の効力が生じた日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。 (各信託事務年度に係る計算書類)

第二十九条 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該信託事務 限定責任公益信託の効力が生じた日)から当該信託事務年度の末日までの期間とする。この場合に 年度の前信託事務年度の末日の翌日(当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあっては、 いて、当該期間は、一年を超えることができない。

き作成しなければならない。 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該信託事務年度に係る会計帳簿に基づ

第二目

金曜日

計算書類等

(貸借対照表の区分) 次に掲げる部に区分して表示しなければならない

第三十条 貸借対照表は、

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日 三 純資産

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は、流動負債及び固定負債に区分しなければな

3 らない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。 る財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分し ないこととすることができる。 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属す

(損益計算書の区分)

第三十一条 損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、 各区分は、適当な項目に細分することができる

経常収益

事業費

経常外収益

Ŧi. 経常外費用

2 な名称を付すことができる。 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、それぞれ経常外収益又は経常外費用を示す適当

損益計算書の各項目については、 当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない

3

(附属明細書)

第三十二条 各信託事務年度に係る計算書類の附属明細書には、 第三十三条 項を表示しなければならない。 信託概況報告は、当該限定責任公益信託の状況に関する重要な事項 第三目 信託概況報告 計算書類の内容を補足する重要な事 (公益事務の実施状

況を含み、 計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)をその内容としなければならな

2 信託概況報告の附属明細書は、信託概況報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなけれ ばならない。

第三款 清算中の公益信託の特例

第三十四条 第二十四条第一項の規定にかかわらず、信託法第二百二十二条第四項の規定により公益 信託の清算受託者が作成すべきものについては、この款に定めるところによる。

第三十五条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、信託法第百七 における財産目録を作成しなければならない。 十五条に規定する場合に該当することとなった日 (以下この款において「清算開始の日」という。)

算開始の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、 計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、清 清算中の公益信託の会

一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、

3

正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第三十六条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、 における貸借対照表を、財産目録に基づき作成しなければならない。 遅滞なく、 清算開始の日

一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。 前項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、 第

資産

2

3 産評価の方針を注記しなければならない。 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財

総務省所管補助金等交付規則(平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

令和七年六月二十七日

官

別表

業交付金

地域経済循環創造事

略

略

略

過疎地域等自立活性

同上

同上

同上

地域経済循環創造事

化推進交付金

業交付金

同上

〇総務省令第六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定め

総務大臣

村上誠一郎

援補助金

費補助金

地方公共団体情報セ 改修費補助金

キュリティ強化対策

選挙人名簿システム

デジタル基盤改革支

度システム整備費補

社会保障・税番号制

略

4

第三十七条 三項及び次条第一項において同じ。)に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならな に応当する日(応当する日がない場合にあっては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。第 (各清算事務年度に係る貸借対照表) 公益信託の清算受託者は、 各清算事務年度(清算開始の日の翌日又はその後毎年その日

- 前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。
- 3 公益信託の清算受託者は、 各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければなら

前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

省

令

(各清算事務年度に係る事務報告)

第三十八条 公益信託の清算受託者は、 各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成し

- 2 なければならない 前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければな
- らない。 第一項の附属明細書は、 同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければな

3

この命令は、 法の施行の日 (令和八年四月一日) から施行する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。 補助金等の名称等 (第八条関係) 分類 施設設備等の 処分を制限する財産の名称 改 財産の名称、 正 構造等 後 期間(年) 処分制限 別表 補助金等の名称等 (第八条関係) 施設設備等の 処分を制限する財産の名称 改 財産の名称、 正 構造等 前 期間(年) 処分制限

バーセキ・リテー対 バーセキ・リテー対 マイナス・リーカード 東海に関連を発生の場から 海球のかったり			
金 視 テ ル 地 整 和 国 助 実 先 助 研 革 補 研 革 新 回 自 治体マイナン 交付 事 教 所 の 開 発 補 助 金 死 付 事 教 政 所 の 情 間 上 り 変 ステレビション な 担 他 城 会 横 明 の 金 歴 を 別 の 金 歴 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	情報通信基盤災害復		
マイナンバーカー 空標 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	金		
マイナンバーカー 受補助金 マイナンバーカー 関連信研究開発推進信法 整備費補助金 本新的情報通信研究開発推進信子 人名保障 税数 保障 税数 領別 の 等 後 で 税 要 で 税 要 で 税 要 で 税 要 で 税 要 で 税 要 で 税 要 で で の 要 が で 税 で 税 で 税 で 税 で 税 で 税 で 税 で 税 で 税 で	視聴対策事業費補助		旧事業
進補助金 マイナンバーカー 要補助金 マイナンバーカー 要通信研究機発推進通信 基盤 要備 一	テレビジョン放送難	后基盤災害復	情報通信
でイナンパーカー 要 組 の		事業費補助金	化支援更
マイナンバーカ マイナンバーカ 東	基盤整備	[拠点機能強	情報通信
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語	[同上]		略
マイナンバーカーマイナンバーカー 要備責補助金 要情が多ル 基盤の革 が 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で			
地域公共ネットワ 整備費補助金 推進基金技 業 管技 金 大 を と と と と と と と と と と と と と と と と と と	ク等強じん化事業費		
型備費補助金	地域公共ネットワー		
マイナンバーカー マイナンバーカー 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費権法人 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費補助金 東那の情報通信技事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事業費補助金 東京の大事を表しています。	整備費補助金		整備費は
マイナンバーカー マイナンバーカー 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東州化支援事業費補助金 東京が所情報通信技事業費補助金 東京が明光法人費事業費補助金 東京が明光法人費事業費補助金 東京が明光法人費事業費補助金 東京が明光法人費事業費補助金 東京が明光法人費事業費補助金 東京が明光法人費事業費	報通信研究機構施設		報通信
サル (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		光開発法人情	国立研究
マイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカー でがりル基盤の革 でがりル基盤の革 での情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の情報通信技 世の世の 世の世の 世の 世の 世の 世の 世の	助金	並	費補助会
マイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカー 要補助金 で対事務費補助金 下ジタル基盤改革	実用化支援事業費補		信研究機
マイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー 投補助金 上 上 上 上 上 上 上 上 上		以法人情報通	独立行政
マイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカー 要	助金		補助金
マイナンバーカーマイナンバーカーで対象機構助金で対象機構助金を対して、一直治体マイナポイント事業費補助金を対して、一直治体マイナポイント事業費補助金を対して、一直治体マイナポイント事業費補助金を対して、一直治体マイナポイント事業費補助金を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報通信を対して、一方の情報がある。		が施設整備費	合研究的
マイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカー 交付事業費補助金 下ジタル基盤改革 でデジタル基盤改革 で同上」 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	革新的情報通信技術	叹法人通信総	独立行政
マイナンバーカー 交付事業費補助金 でイナポイント事 で付事業費補助金 を付事務費補助金 大事業費補助金 上 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「一」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「一」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一」 「一	補助金		補助金
マイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー 交付事務費補助金 ド事業費補助金 ト事業費補助金 ト事業費補助金 ト事業費補助金 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」 「同上」	研究開発推進事業費	光推進事業費	研究開発
マイナンバーカーマイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカーマイナンバーカー 資補助金 でジタル基盤改革 でジタル基盤改革 日治体マイナポイント事 1000	革新的情報通信技術	『報通信技術	革新的は
マイナンバーカーマイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー	[同上]		略
マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー で分事業費補助金 でが多ル基盤改革 でが多ル基盤改革 でが多ル基盤改革 でがまれていた事 では、	助金		
マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー で付事務費補助金 で付事務費補助金 上 上 上 上 上 上 上 上 上			
マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー でが多ル基盤改革 でが多ル基盤改革 でが多ル基盤改革 でが多ルを関補助金 でがられる で	社会保障・税番号制		
マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナポイント事 で付事務費補助金 で付事務費補助金 でイナポイント事 でイナポイント事	一ト事業費補助金	寶補助金	ト事業書
で で で で で で で で で で で で で で		×イナポイン -	自治体で
でイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー で付事務費補助金 デジタル基盤改革 接補助金 でイナポイント事			[略]
マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー マイナンバーカー で付事務費補助金 ジャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			費補助な
金 マイナポイント事 一ド マイナンバーカー 一ド マイナンバーカー 一ド 受付事務費補助金 一ド 授補助金 一ド 授補助金 一ド 授補助金 一ド 受付事務費補助金 一次付事業費補助金 マイナンバーカー イ対 マイナンバーカー	費補助金	小イント事業 -	マイナポ
金 イサイド 対イ	イント事	榜費補助金	交付事業
金 イサイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ンバーカード -	マイナ
イサイ	一デジタル基盤改革支	素費補助金	交付事業
イ対		ンバーカード	マイナ
ディ対	マイナンバーカード	質補助金	策事業典
体サイ		+ュリティ対 -	バーセ
	力	共団体サイ -	地方公

の機関に関することに限る。)

国際戦略課の所掌事務のうち国際関係事務の総括に関すること(国際電気通信連合その他

(号外第 145 号) 2 〇総務省令第六十三号 助金」については、平成十六年度から平成二十六年度までに取得した財産(この省令の施行の際現に保有する財産に限る。)に、これを適用する。 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)及び総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 人通信総合研究所施設整備費補助金」については、平成十三年度から平成十五年度までに取得した財産(この省令の施行の際現に保有する財産に限る。)に、「独立行政法人情報通信研究機構施設整備費補 備考 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和七年度に取得した財産からこれを適用し、令和六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「独立行政法 この省令は、 略 表中の 則 公布の日から施行する。 $\overline{}$ ш の記載は注記である。 町村活性化特別事業 沖縄特別振興対策事 振興事業費補助金 沖縄北部活性化特別 沖縄米軍基地所在市 業費補助金 費補助金 同上 村上誠一

総務省組織規則の一部を改正する省令 令和七年六月二十七日 総務大臣

郎

掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれ て掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に に対応するものを掲げていないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応し 総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

2 国際機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。 第三十六条 国際戦略課に、国際機関室及び国際広報官一人を置く。 [第二章~第四章 国際機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。 (国際機関室及び国際広報官) 第 において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、 こと並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。 章 [第二節・第三節 国際戦略課の所掌事務のうち、条約又は法律 (法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内 第十三款 削除 [第一款~第十二款 節 内部部局 略 略 略 正 後 及び締結する 第三十六条国際戦略課に、 附則 第 (国際広報官 [第二章~第四章 第一節 内部部局 章 [第二節・第三節 同上] 第十三款 サイバーセキュリティ統括官 (第七十六条) [第一款~第十二款 同上] 同上 国際広報官一人を置く。 改 正 前

国際機関室に、

室長を置く。

[新設]

削 る る

2 |

第五十一条 (企画官)

放送施設整備促進課に、 企画官一人を置く。

び立案を行う。 企画官は、命を受けて、 放送施設整備促進課の所掌事務に関する重要事項についての企画及

削る

官

(貯金保険室及び信書便事業室並びに特別検査官)

第五十二条 企画課に、 貯金保険室及び信書便事業室並びに特別検査官三人を置く。

検査監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

関すること。 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十四条第一項の規定に基づく検査に

一 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づく検査に関す ること。

三 郵便法 (昭和二十二年法律第百六十五号)第六十五条第一項の規定に基づく検査に関する

律第百一号)第三十一条第一項の規定に基づく検査に関すること。 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法

政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項の 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項の規定に基づく独立行

規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査

検査監理室に、 室長及び特別検査官三人を置く に関すること。

4 | 3 | 特別検査官は、 命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。

(国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官)

第五十一条 衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を

国際放送推進室は、 衛星・地域放送課の所掌事務のうち、 次に掲げる事務をつかさどる。

2

- 国際放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。 国際放送に係る無線局免許等関係事務に関すること。
- 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
- 放送業 (国際放送に関するものに限る。)の発達、 改善及び調整に関すること。
- 国際放送推進室に、室長を置く。

4 3

四

- 地域放送推進室は、衛星・地域放送課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
- 市区町村放送及び有線放送に係る無線局免許等関係事務に関すること
- 市区町村放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること。
- 規律に関すること。 有線テレビジョン放送の施設の設置及び使用の規律並びに有線ラジオ放送の施設の使用
- 放送業(市区町村放送及び有線放送に関するものに限る。)の発達、 改善及び調整に関する
- 地域放送推進室に、室長を置く。
- 6 いての企画及び立案を行う。 技術企画官は、命を受けて、 衛星・地域放送課の所掌事務のうち技術に関する重要事項につ

第五十二条 削除

(検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官

第五十三条 企画課に、 検査監理室及び貯金保険室並びに地域貢献推進官一人を置く

五

2 | 貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。

すること (第六項第一号及び第二号に掲げる検査に関するものを除く。)。 うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)のうち銀行代理業並びに保険募集 (保 険会社等 険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。)及び所属保 郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行 (同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。)の事務の代行に係るものに関

般に関すること(第六項第四号から第六号までに掲げる検査に関するものを除く。)。 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営

4 | 3 | 略

信書便事業室は、 信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

6 | 5 | 信書便事業室に、室長を置く。

特別検査官は、命を受けて、 次に掲げる検査の実施に関する事務を行う。

日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号) 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づく検査 第十四条第一項の規定に基づく検査

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)第六十五条第 一項の規定に基づく検査

律第百一号)第三十一条第一項の規定に基づく検査 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法 (平成十七年法

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第六十四条第一項の規定に基づく独立行

(地域貢献推進官) 規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六条第一項の

政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査

2 地域貢献推進官は、命を受けて、郵便局活用課の所掌事第五十三条 郵便局活用課に、地域貢献推進官一人を置く。 域住民の利便の増進についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 地域貢献推進官は、 命を受けて、 郵便局活用課の所掌事務のうち、郵便局を活用して行う地

第十三款 削除

第七十六条 削除

附 則

削る

[新設]

第十三款

サイバーセキュリティ統括官

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

2 の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。 企画官は、命を受けて、総務省組織令第百二十条第一項の規定により本省に置かれる参事官

(情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室の所掌事務の特例等)

第十四条 のほか、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行期間の末日までの:十四条 情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室は、第五十三条第二項各号に掲げる事務 次に掲げる事務をつかさどる。

る廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく 以下この号において「整備法」という。) 附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用 される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定によ 検査に関すること。 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百1 一号。 貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる

るものを除く。)。 |--|保険会社等をいう。)の事務の代行に係るものに関すること(第二項第一号及び第二号に掲げ 二十六項に規定する保険募集をいう。)及び所属保険会社等 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集(保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第 (同条第二十四項に規定する所属

般に関すること(第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く。)。 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一

7 | 6 | 同上

画及び立案並びに調整に関する事務を行う。 地域貢献推進官は、 命を受けて、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進についての企

新設

新設

5 |

備考 表中の

この省令は、 附 令和七年七月一日から施行する。

(情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例)

第十四条 当分の間、次に掲げる事務(次条第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十二条第二項各号に掲げる事務

期間の末日までの間、 項に規定する事務のほか、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第八条に規定する移行 同法第百二十六条に規定する郵便保険会社に係るもの(同法第百十八条第一項及び第二項並び に第百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。)をつかさどる。 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十二条第二項各号に掲げる事務及び前 同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び

(情報流通行政局郵政行政部企画課特別検査官の職務の特例)

第十五条 情報流通行政局郵政行政部企画課特別検査官は、第五十二条第六項に規定する事務の 実施に関する事務を行う。 か、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、命を受けて、 次に掲げる検査

- る廃止前の日本郵政公社法 される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定によ 以下この号において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。 (平成十四年法律第九十七号) 第五十八条第一項の規定に基づく
- 十四条第一項の規定 基づく検査 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第 (郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。)に
- 基づく検査 十六条第一項の規定 (郵政民営化法第七章第四節の規定に係る部分に限る。)に基づく検査 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵便株式会社法第 郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に

の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である

- 二 郵政民営化法第六十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵政株式会社法第 十四条第一項の規定(郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定に係る部分に限る。)に 基づく検査に関すること。
- 三 郵政民営化法第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される日本郵便株式会社法第 十六条第一項の規定 (郵政民営化法第七章第四節の規定に係る部分に限る。)に基づく検査に
- 基づく検査に関すること。 郵政民営化法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第二項の規定に
- 掲げる事務のうち検査の実施に関するものを行う。 務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、 情報流通行政局郵政行政部企画課検査監理室特別検査官は、第五十三条第四項に規定する職 命を受けて、前項各号に

2

(情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室の所掌事務の特例)

第十五条 のほか、 当分の間、 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務 同上 次に掲げる事務 (前条第一項第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。

項の規定に基づく検査に関するものを除く。)をつかさどる 便保険会社に係るもの(同法第百十八条第一項及び第二項並びに第百四十六条第一項及び第一 定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第百二十六条に規定する郵 項に規定する事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室は、第五十三条第五項各号に掲げる事務及び前 同法に規

[新設]

略

右のとおり関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。

政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者 氏

何年何月何日

官

何選挙長

氏

名 あて

略

[三~六 略]

選

挙

何年何月何日執行

何選挙の何選挙区

略

い職にある者についてはその職名 衆議院議員と兼ねることができな

略

第十六号様式の八 (衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式) (第十二条関

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(本人届出)

「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載しなければならない。

	F	_
)	5 公職選) 〇絲粉雀
	争法(昭和二	下第六十四号
	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百七十二条及	•
	び公職選	
	選挙法施行令(昭和二十	

令和七年六月二十七日	_{හි} රි .	公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百七十二条及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)
		第百四十五条の規定に基づき、
総務大臣 村上誠一		公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように
郎		ように定

次の表 公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)の一部を次のように改正する。 公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

- ハ職にある者についてはその職名 - 衆議院議員と兼ねることができな		[略]	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(政党届出)第十六号様式(政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式)(第十二条関係)別記	改正後	次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し
	- 選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区		衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(政党届出)第十六号様式(政党その他の政治団体の候補者の届出書の様式)(第十二条関係)別記	改正前	後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

右の通り関係書類を添えて候補者となるべき者の届出をします。 同上 何年何月何日 政党その他の政治団体の名称 本部の所在地 代表者 氏 名

何選挙長 名 あて

氏

名

「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、衆議院議員と兼ねることができない職

三~六 同上

第十六号様式の八(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出書の様式)(第十二条関

選 [同上] 同上 衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(本人届出) 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区

同上]

にある者についてはその職名を記載しなければならない。

[同4]	[略]
	当該選挙に係る議員又は長と兼ね
選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区(何選挙)	選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区(何選挙)
[同上]	[略]
何選挙候補者届出書(本人届出)	何選挙候補者屆出書(本人届出)
書の様式)(第十二条の七関係)	書の様式)(第十二条の七関係)
第十九号様式(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出	第十九号様式(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出
[備考 同上]	[備考 略]
何選挙長 氏 名 あて	何選挙長 氏 名 あて
何年何月何日生	何年何月何日生
氏名	氏名
推薦届出者(住所) 都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地	推薦届出者(住所) 都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
何年何月何日生	何年何月何日生
氏	氏名
推薦届出者(住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地	推薦届出者(住所) 都(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地
何年何月何日	何年何月何日
右のとおり推薦届出をします。	右のとおり推薦届出をします。
[同上]	[略]
	い職にある者についてはその職名
	- 衆議院議員と兼ねることができな
選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区	選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区
[同土]	[略]
衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(推薦届出)	衆議院小選挙区選出議員選挙候補者届出書(推薦届出)
条関係)	条関係)
第十六号様式の九(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式)(第十二	第十六号様式の九(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の推薦届出書の様式)(第十二
[備考 同上]	[備考 略]
何選挙長 氏 名 あて	何選挙長 氏 名 あて
何年何月何日 氏 名	何年何月何日 氏 名
右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。	右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

「備考・同上」 名あて 氏 名あて 氏		[備考 略]
氏名あて		
氏		何選挙長 氏 名あて
氏	何年何月何日生	
	氏名	
推薦届出者(住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)	配(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地	推薦届出者 住所 都
	何年何月何日生	
氏	氏名	
推薦届出者(住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)	即(何道府県)何郡(市)何町(村)字何(町)何番地	推薦届出者 住所 都
何年何月何日		何年何月何日
右のとおり推薦届出をします。		右のとおり推薦届出をします。
[同上]		[略]
		- 当該選挙に係る議員又は長と兼ね
選 挙 何年何月何日執行 何選挙の何選挙区(何選挙)	何選挙の何選挙区(何選挙)	選挙何年何月何日執行
[同上]		
何選挙候補者届出書(推薦届出)	(推薦届出)	何選挙候補者届出書(推
推薦届出書の様式)(第十二条の七関係)	肉係)	推薦届出書の様式) (第十二条の七関係)
者の 第十九号様式の二 (衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の	第十九号様式の二 (衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の	第十九号様式の二(衆議院議員又は参
[五・六 同上]		[五・六 略]
ればならない。		
ことができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第	四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。	四十二条に規定する関係にあ
第百 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねる「「一三」「一」	職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第百	四「職業」欄には、職業をな
i]		Ē
何選挙長 氏 名あて		何選挙長 氏 名あて
何年何月何日	氏	何年何月何日
右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。	補の届出をします。	右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

第十五条

総務課に、

情報保全室を置く。

(新設)

(情報保全室)

(施行期日) 則

この省令は、

2 1 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下 (適用区分) 公布の日から施行する。

は告示される選挙について適用し、

公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、

2 |

なお従前の例による。

「公示日」という。)以後にその期日を公示され又

○外務省令第一号

七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等における在外投票公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百四十二条第五項の規定に基づき、令和七年 の時間の特例を定める省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務大臣 村上誠一

令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙に係る在外公館等に 岩屋 毅郎

の規定による投票をしなければならない時間は、 む。) に係る公職選挙法施行令第百四十二条第五項に規定する公職選挙法第四十九条の二第一項第一号 五年法律第百号)第百十五条の規定により当該通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を含 令和七年七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙 おける在外投票の時間の特例を定める省令 別表のとおりとする (公職選挙法 (昭和二十

この省令は、 公布の日から施行する

万			
在外公	館等投票記載場所	い時間を別に定める日投票をしなければならな	投票をしなければならない時間
するド が 悪	(票を記載する場所) イ日本国総領事の管理	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
場使在 所のコ 管ン 理ゴ	する投票を記載する民主共和国日本国大	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間

〇経済産業省令第五十二号

を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。 産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)及び経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号) 経済産業省組織令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百三十号)の施行に伴い、並びに経済 経済産業大臣 武藤 容治

令和七年六月二十七日

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一 号

第 改 章 第四款 第一款~第三款 節 本省 内部部局 貿易経済安全保障局 正 (略) 後 の一部を次の表のように改正する。 第一節 一章 改 第四款 第一款~第三款 内部部局 貿易経済安全保障局 正 、傍線部分は改正部分、 略) 前

> 用に関する法律(令和六年法律第) 保護並びに重要経済安保情報の保護及び活 係る特定秘密の保護に関する法律(平成二 に関する事務の総括に関する事務をつかさ に基づく重要経済安保情報の保護及び活用 十五年法律第百八号)に基づく特定秘密の 情報保全室は、経済産業省の所掌事務に 一十七号)

(情報調査室及び技術調査・流出対策室並 情報保全室に、室長を置く。

びに経済安全保障国際戦略企画官)

3 |

第十六条 経済安全保障政策課に、情報調査 全保障国際戦略企画官一人を置く 室及び技術調査・流出対策室並びに経済安

2 6 略

第十七条 削除

第七款 商務情報政策局

(削る)

第十五条 びに経済安全保障国際戦略企画官) (情報調査室及び技術調査・流出対策室並 経済安全保障政策課に、 情報調査

室及び技術調査・流出対策室並びに経済安 全保障国際戦略企画官一人を置く。

2 6

第十六条及び第十七条 削除

第七款 商務情報政策局

(消費経済企画室及び消費者相談室)

第三十四条 企画室及び消費者相談室を置く。 消費経済企画室は次に掲げる事務をつか 消費・流通政策課に、 消費経済

2 |

ち一般消費者に係る取引に関すること することその他商 (商取引監督課の所掌に属するものを除 商業の発達及び改善に関する基本に関 一般に関する事務のう

ے ع 訪問販売及び通信販売の事業に関する

金曜日

4 | さどる。 さどる。 談室を置く。 者相談室) 消費経済企画室は次に掲げる事務をつか 商取引検査室は、次に掲げる事務をつか (消費経済企画室、商取引検査室及び消費 十九号)の規定に基づく検査に関するこ 消費経済企画室に、 者の利益の保護に関すること(大臣官房 理化に関する事務の総括に関すること ち一般消費者に係る取引に関すること。 することその他商一般に関する事務のう を除く。)。 及び経済産業政策局の所掌に属するもの (大臣官房の所掌に属するものを除く。)。 経済産業省の所掌事務に係る一般消費 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五 経済産業省の所掌事務に係る消費の合 商業の発達及び改善に関する基本に関 消費経済審議会の庶務に関すること。 室長を置く。 2 | 第三十五条 3 | (新設) を置く。 Ŧi.| 対する情報の提供その他の処理に関する事 さどる。 務をつかさどる。 に係る消費生活に関する苦情及び問合せに 商取引検査室は、次に掲げる事務をつか 消費者相談室に、 消費経済企画室に、室長を置く。 理化に関する事務の総括に関すること (商取引検査室) 消費者相談室は、経済産業省の所掌事務 政策局及び他課の所掌に属するものを除 者の利益の保護に関すること(経済産業 二百三十九号)の規定に基づく検査に関 (製品安全課の所掌に属するものを除 商品先物取引法(昭和二十五年法律第 消費経済審議会の庶務に関すること。 経済産業省の所掌事務に係る一般消費 経済産業省の所掌事務に係る消費の合 商取引監督課に、商取引検査室 室長を置く。

> 三 に基づく検査に関すること。

すること。 商品先物取引法(昭和二十五年法律第

基づく検査に関すること。

関する法律(平成四年法律第五十三号) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に

5 商取引検査室に、室長及び商取引検査官 八人を置く。

6 | 号に掲げる事務のうち検査の実施に関する

4|

商取引検査官は、

命を受けて、

第二項各

に係る消費生活に関する苦情及び問合せに 消費者相談室は、経済産業省の所掌事務

消費者相談室に、室長を置く。

(削る)

(削る)

犯罪による収益の移転防止に関する法 (平成十九年法律第二十二号)の規定

関する法律(平成四年法律第五十三号)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に

の規定に基づく検査に関すること。

犯罪による収益の移転防止に関する法

の規定に基づく検査に関すること。

対する情報の提供その他の処理に関する事

第三十五条及び第三十六条

削除

(削る)

十九号)の規定に基づく検査に関するこ

割賦販売法

(昭和三十六年法律第百五

二百三十九号)の規定に基づく検査に関

律

(平成三年法律第六十六号)

の規定に

商品投資に係る事業の規制に関する法

基づく検査に関すること。

商品投資に係る事業の規制に関する法 (平成三年法律第六十六号)の規定に

事務を行う。 商取引検査官は、命を受けて、第四項各

務をつかさどる。

五

律

(平成十九年法律第二十二号)

の規定

に基づく検査に関すること。

3 | 八人を置く 商取引検査室に、室長及び商取引検査官

事務を行う。

号に掲げる事務のうち検査の実施に関する

(新設)

(新設)

第三十六条の二 第三十六条 削除 削除

第三十六条の三 第三十六条の四 削除

附 則

この省令は、 令和七年七月一日から施行する。

令和7年6月27日



〇総務省告示第二百二十六号

法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。 三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。 以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の

すること。

令和七年六月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

55	令和 '	7年6	5月2	7 日	金	曜日	Ί	言		報			(号	}外第	1 -	45	号)		
後援 会 な	会根本拓の	後沒	奇さ	本 多を そ	那市 帝問題	蒼青会	季	Ź .	たけ後援	研究会策	の政名派	台 (イ 団	そ	支部 第四	明党	支関隊部東上	完比列玄张議	の 名 新 体	法第十九条の
吉川	根本	泊山	高	吉田	金 澤	萩原	百 百	艺	臼木	石井	の作	ተ t ታ	· の . 政	/NC) 1	沼崎	<i>ነ</i> ነርኔ ብ	山 口	の代	発の七
里奈	拓	清 三		E 専	結 衣	佳	<i>オ</i>	E C	秀剛	智恵	氏表名者	その七第	. 団		満子		良治	氏表名者	第一項
吉川	六角		中 哥	吉 田	吉田	萩原	臣 三	艺	鈴木加	石井	者会の記	1 項	· 155		中島		 服 部	者会の計	第一
公滋	陽 佳	_		E 尃	桂介	佳	自		世子	智恵	氏責名信	É 号	政治		順一		正 利	氏責 名任	に 係 る
一良市福 町子 町一 一 一 三 町 三 三 町 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	二一一十二町東京都千代	二松茅神 三町一三一 三一 手歩	良 町に	尚 二	区架川二 東京都江東	二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	四五区東 一一元 一六 一六 東立	三—————————————————————————————————————	田区永田町 東京都千代	二田東 一区永都 一町代	所がの所を表	第二男	金団体以	二松茅 三町ヶ 一幅 三市	奈川	三三语 〇月 一月 〇目	宮栃 市大県宇 東田都	所 の 所 在 事 務	号に係る国会議員関係政
衆議院議員	衆議院議員	B 計	を 議員 議員 参議院	聚 義 浣 義	衆議院議員	衆議院議員	多語吟讀星	立定	衆議院議員	衆議院議員	(第單 一号) 号科	な難りる国会	の政治団体	1 91	衆議院議員		衆議院議員	公職の種類	改治団体とみなされ
議院議員安、衆	議院議員拓、衆		員議 第一員	E 車、	義 完 養 之 澤 結 衣 、 衆	議院議員 杖原 佳、衆	議院議員	可多之、	議院議員臼木秀剛、衆	議院議員	種類(第二号)氏名及び公職の	公職の候補者係政治団体			0		0	対られる支部ではいる。	上の政党の
六、	六、	Ī	<u> </u>	7	六	六	7	<u>,</u>	六	六和	届				六、		六和	屈	· 支 部
=	<u> </u>	-		h્	$\stackrel{-}{=}$	_ ,	=	-	$\stackrel{-}{=}$	=;	田年月日							田年月日	
	= =			<u>=</u> 	0	九	t t	L	四	六					五	-14.41.	九		
総務大臣に届出、 最会に、サーモ 総務大臣に届出、	フォーマーサークルロ ー ド ア ー ト パ山本深雪後援会	日本日の出会	民草の会	でいる。そのでは、そのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	総治 本団	記録 記述 表記 を こう こう こう こう こう こう こう とう こう とう こう	で	を実現する会社会保険料引き下げ	社会公正党	使徒不明党	万後援会いんどう周作信越地	中国地方本部いんどう周作後援会	bitious)	政治団体の名称	(八) 国会議員関係政	る会計を改		ルパー エクトの会 ーモンプロ	の名称 の名称 は第十九条
に届出すべき政治団体サーモンプロジェクト	ルパ 広川 本	行黒田	鷲 名	田 中		1 <u>F</u>		げ音喜	金川	会 林 宇野	地丸山	会末武	m 木 下		係政治	松浦 武志	小田 圭 悟		の代 氏表者 名者
すべき政治団ンプロジェク	深	登	尾末吉	中				多	川佳誠	野 尚 憲 弘 二	山 徹 雄		下隆政	の代 氏表 名者	治団体以外	志林	性 小 田		一 項 第
団体となる後援会	亮 雪 山本		古 名 村			1 <u>F</u>		駿 音喜	金川	弘 二 林 竹 下	班 小平	晃藤原	政 木下	者会	0	直樹	知知		者の氏名第一号に係
体となったもりの会は静岡	麻茶		光				聖	音多 駿	佳誠	尚雅 弘裕	康至	栄二	隆政	者会計 舌 舌 子 氏 名 任	政治団体	五大			がる国会
治団体となったものである。 エクトの会は静岡県選挙管理委員会に、りな後援会は東京都選挙管理委員会に、	- 一一 イ葉県船橋市夏見六―五―一 イ葉県船橋市夏見六―五―一		埼玉県さいたま市北							東京都港区南青山 石川県金沢市十間	長野県長野市七瀬	一広島	一一八一四七香川県仲多度郡多	主たる事務所の		-一一 吸府富田林市山手町	四四——	· <u> </u>	の氏名 者の氏名 主たる事務所の所在地代表者 会計責任 主たる事務所の所在地九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
根本拓の会は気	1霧が丘六―	五七一二	北区宮原町	. 一 七	. III	<u> </u>	· ————————————————————————————————————	五一一	豆口台一三	四一一七一三	二二一六	近町一—一	度津町北鴨	所 在 地		衆議院議員	議員、参議院務議院議	員	(第一号) 公職の種類
それぞれ届出がされていたが、	六、六、一〇、一二、一五九		六二二五五	- : : 三	=	; ≡	₹ =	六、一二、二三	六、一二、一二	六 六 二 〇 二 〇 七 〇	六、九、三	六、一〇、二九	六、七、三一	届出年月日		六、一一、一九	六 - - - t	· 、八	届出年月日

1 日本の報告報告の記録の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の対数の	_		11	ТН .	/ + () /3		口 亚	惟口			十以			(7/1	*# I 4	3 7)			, O
日		国本 会維 議新	区参 第 第 7 院	本業維新	支比口由 轺例県民	二支部区第	完広自 出島 日 日 日 日 日 日 民 会 長 会 、 会 は 、 会 、 会 、 会 、 会 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き	一院奈自 支比良由 部例県国 区 第 第 第 第	院群馬県 院 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	会 県 支 部 連 合	2院以明 定 定 的 定 的 的 的 多 議 。 第 章 議 章 議 章 章 章 章 章 章 章	第比明 3 例党 総区衆	総区を	だ 翁	[例党 公区衆	第例党 3 区衆	の名称の発見の	和七	14年 負	〇総務省告示
日		前原		宮澤	杉田	; 	石橋	奥里	尾 尾	友 竹	髙橋	田	<u> </u>	1	大口	佐藤	の代	: 天 月	出证事法	第二
日		誠			水脈	<u>;</u>	林太郎				次	久 美 子	Ī	E.	善徳	英道	氏表 名者	七	項の異動	百二十七
1		代表者の氏名	所	たる事務	責 任 者		責任者	治会 団諸 体 の関	治団体の	表者の	所たる 生事務	治会 団議 体関	所/ 在る 地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を対象	所た 在る 地事	責 任 者	動 事		の届出があった	号
四、		原誠	町 二 一 九 一	京都千代田区	藤 野 扶 季 子		_	体会請外の政治	議院支部群	正	—三四—三三 三四—三三	外員 の 政 治 政 治 政	町 男 二 万 三 万 三 万 三 元 三 元 三	長いる 豊富 山口 日	通三―二三― 岡県静岡市葵	田	新		րև	
四、			 	京都中央区八			田丸 志野	員一 関号第 係 <i>に</i> 0	院民主例定	藤	二堀さ 崎い 町た	体会項第十 議員 関 所 係 係 の	橋町二川四三		町一一―一	島	旧	総務大臣	一第一項の規定に基づいました。	
1		六		六	t	;	六	7	į į	六、	六、	六、	7	,	ŧ	六	() 和 異	村上	. 1Ē	į
□ その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)		$\stackrel{-}{=}$		$\stackrel{-}{=}$	_			=	; –,		=	=;	=	<u>-</u>		<u> </u>	野 年 月	誠一	のとお	-
(今年) 1 1 1 1 1 1 1 1 1		三		$\overline{\circ}$	— <u>厄</u>	I	_	$\bar{\bar{z}}$. →			豆菇	_	_	八	_	日	KI)	わり公	
(員会 合政治 活動 組 計	エネルギア	員会	ナーズ労働組エネルギア	る霊會の		口 高	後接会	うつみさこる	木志嘉研	てる会	一丸研究会	接会 石橋林太郎後	政経	をの あ可		山本太	称団	その他の
党及び政治資金団体以外の政治団体) 「			竹内		小 林	手 塚	; !	栩 野	Į Š	勺 毎		년 那	尹 馬 泰 淵	橋	石破	藤			の代	治 団
党及び政治資金団体以外の政治団体) 「			栄梨		弘	智		嘉之	Į	忩	稔 子	ì	澄 歩 夫	林太郎	茂	沙 織 里		太郎	比表 名者	
田		氏名 責任者の	代表者の氏名		責 任 者	責任者	所 在 地	たる事務の種の種	14年 の[国会議員関系 氏名 責任者の	称治団体の名	作りの関	1 古	責任者	責任者	責 任 者	作貝の関	責任者	異動事項	党及び政治資金団
田		三浦	竹内		三浦	宮迫	西	和衆議	係係第2	去 植 ・ 木	植木	団団会	会 淵		高 木		団団会			四体以:
一		曲貴	栄梨		修平	淳司	二二里	県 議 和 歌	治国項 団会第二 体議号に 関関に	ナ 志桑 志 系の 上	嘉研究所	以 外 例 政 政	三 之介	幸代		剛司	以員 外関 の係	太郎	新	の政治団
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		三浦	小 林		野 村	村	堀 一止	歌 山	治治[団団: 体体:	国 川会 条	川 条 し	治国び第注 団会第一第 体議二項-	去 岩 第 井 上		杉本	相澤	政る一第	鶴田		145
八 八 二 四 七 〇 二 一 一 三		修平	弘二		涼馬	奈子	四西! 一; -	県 和 歌	以 外 。	良 志 関 嘉	か後援会		·h 条 禅 心	志野	訓志	歩	三会第二条 会議号の は う う う う う う う う う う う う う う う う う り う し う し	康介	旧	
			六		五、	六、	;	六、	7	Ż	六	7	、 六	六、	ť	六、		六、	(^令 和 異 動	
二 二 二 ^日 元 二 二 ^日 七			八						Į.	Щ	ţ	(<u> </u>		<u> </u>			毎年月1	
			三四		六	三		_	-	_	五	j	t \equiv	_		五		亡	H	

57	令和	和7年(6月	27	′日 ⊴	金曜日		官		刺	Ţ			(号	外第	14	5	号)		
援会がとし後	國士 塾	宏信会	減税党		玄心社		研究会 超政策	究会の改革研	Z L	日下正喜後援		の会の会議員		関西奥野会	を	政治連盟等福祉事業者				後援会
後藤	臼倉洋一郎	奥野 信亮	佐藤沙織里		清山修		御 園 生 誠	島	j	日下 正喜		律藤 征士郎		岡本昭	重黒木優平	永 井 正 史				大 口 善 徳
氏名責任者の	の所在地 主たる事務所	分 政治団 団体の区 の区	称当団体の名	代表者の氏名	の所在地	氏名計責任者の 代表者の氏名	所たる 担事 務	表者の氏	· 列 行 右 分 却	主たる事務所 EA EA	氏名 責任者の	の所在地が所	-) ;	政治団体の区国会議員関係	称治団体の名	称治団体の名	· 名 :: ,	会計責任者の	の所在地	分 か 治団体の区 区
田中公江	白鳥三—一—八大阪府羽曳野市	治団体 団体 外の政 の政	減税党	修	一二 二 九	小杉 宗史	南奈 八区川 日県	島 稔 博	5	広島県広島市中	井上 貴博	洲五————三	T B d	治団体以外の政国会議員関係政	鎌倉を守る党	連盟事業者政治		中	区本通三一二静岡県静岡市葵	治団体 沿団体以外の政 国会議員関係政
藤	八一六一一六 下野区 長吉出 戸大阪府大阪市大阪市平	計画会議員関係政 び第二項第一員関係政 が第一項第一号及	所得をあげる党あなたの可処分	毅	一一一三—一二央区 南八条 西北海道札幌市中	御園生 誠	三浦川	信也	7 土 杯 1 二 1 二	広島県広島市中 広島県広島市中	田良太	一一三〇一四九青葉 区青葉台	14年	系の国会養員 第一項第二号に 法第十九条の七	く党の声をき	部治連盟関西支全国介護事業者		山内 克則	区幸町一一—一静岡県静岡市葵	治国の第一年 おります おり おり おり かい
ţ	t,	六	ť		ţ		六	六	Š	六、		六	Š	六	ť,	t		ť,		六
$\vec{}$		Ō,	三、				Ō,		`	<u></u>				O,						
_	t	九	八		七		0	C)	_		Ŧ	Ĺ	Ξ	八	_	•	Ξ		三
盟グ業政治連全国クリーニ	0 1 L	薬剤師連盟市	政治結社義徳	皇司塾総本部	心治病	上 隊社 計 日	本國心塾 社社 大日	政財界同志会	創造研究会	真友会	4	由す	代の人財を活就職氷河期世		対策局 名資	3民		研究会 志嘉総合政経	三訓会	後援会でまさ
野澤	丸山	安田理	手塚	一ノ瀬	· 小 出	大情	髙橋	酒 谷	山田	江﨑		前田古	福島			内海		川条	三反園	近 藤
勝義		恵 子	智	香司	雄	推 勝 と 巳	典 子	高志	太郎	鐵磨		真二郎	剛			聡		稔 子	訓	秀 将
氏名 者 責任者の	の所在地	表有	の所正也を主たる事務所	の所在地を所名事務所	所た 在る 地事	治団体の	の所在地	氏名 会計責任者の	称当団体の名	氏名青任者の	戸 右	D所E地 主たる事務所	の所在地主たる事務所	(第一号)公職の種類	[5] 位 (7)	女会議員関係 氏名	会計責任者の	称当団体の名	称が田体の名	分が田体の区国会議員関係
半田裕施	城阪 五 _台 府	田理恵子	と児 ロ	大町大字川古六 佐賀県武雄市若	五東島県二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	島 様 二 号 元 号 元 号 一 元 号 社 社 日 の	木町一三八二群馬県桐生市桜	東森 大介	造研究会 政経社会未来創	栗本実樹男	道 三 三 	喬角三 三一 高知県高知市桟	野町小座一七四岡山県苫田郡鏡	衆議院議員	係の当団体係る国会議員関	一第 頁十 亨九 一条	植木 志嘉	究会 志嘉総合政経研	三訓会	治団体 沿団体以外の政 国会議員関係政
金 子 征 実	一斐阪 四町堺	春 片 月		方町志久九一佐賀県武雄市北	平島 野野 二十 二十	に に に に に に に に に に に に に に	一七三―八 笠懸町阿左美一群馬県みどり市	大西 正泰	山田太郎事務所	若山 慎司	 	東京都千代田区	一宮六二—六岡山県津山市東		9 0	引会	川条 志嘉	川条志嘉事務所	後援会三訓会みたぞのさとし	治団体 国が第二項第一 長 関係の 大 の に係る の に係る の に係る
六、一		六	六	六、一	•	六六	六、	六、一	ť	六、一		六、一	六、一			六		六	六、一	六
	-, -, 0	八、 二 四	一 一 三	~ ~			九 一					二、二七				四、一		七、 五		

	ŕ	和了	7年6	3月	27		翟日		官		報			(=	号外第	§ 1	45 ^月	1)		!	58
		日本改革党			録販売者連盟 日本医薬品登	0 r t e B Fr 2 u i 0 t g 5 u h	otsloris ris可 tncch h iA	明るい「みら2050年の	委員会 ドーエネック		ぼ	委員会 組合政治活動		会地球環境研究	こくる会	確かな未来を	研究会 武田良太政経		会平マサキ後援	泰士会	連盟 全国旅館政治
	į	当 睪			内藤			村 瀬	近 藤		坪 井	桑 田		山 本		石渡	武 田		平	大 野	井 上
		亮 台			隆			茂高	真吾		恵 美	昌也		有二		豊	良 太		将 生	泰 正	善 博
(第一号)公職の種類	分政 治団体の区	良 イ 関 す	会計責任者のの所在地	たる	称治団体の名			の所在地主たる事務所	の所在地を所を	の所在地	る	会計責任者の氏名	,	分政治団体の区 国会議員関係	氏名 責任者の	代表者の氏名	の所在地を事務所	氏名 責任者の	称当団体の名	氏名 責任者の	氏名 音 重 任者の
議院議	係政治団体 係る国会議員関 第一項第一号に	第一日九条	黄田 政 九田駿河台二一	京都千代田	販売者連盟日本医薬品登録		_	が丘三―八―一東京都練馬区光	中区栄一一三	六—————————————————————————————————————	京都中央区	小迫 和彦	ı	治団体 出団体以外の政 国会議員関係政	葛西 正矩		二—一七—一二	平将生	平マサキ後援会	髙井 雅之	原田 健児
	治団体以外の政	員 ₹ 関 - 系	本吉 享一 二一五一一〇 二一五一一〇	川県横浜	販売者協会政治日本医薬品登録			小川町三―三三東京都新宿区新	○一三一 中区 栄一 一二	生町一一六一五	東京都中野区弥	牛尾 哲也	治団体国会議員関係政	び第二号に係る第二項第一号及	和田清志		一永田町二―二― 東京都千代田区	平夏来	平将生後援会	小川修	亀岡 勇紀
		Ę			六			六	六、		六	六		六、		ŧ,	六		六	六	六
	-				六			=;	Ō,		<u></u>	九		=			Ŏ,		<u> </u>	=	<u> </u>
		t			四			六	=======================================		<u></u>	C)	豆五		七	三一			$\overline{\circ}$	=======================================
会議民族共闘		究会	員会 亀社会活動委	鳫	未来進步党	接会でも靖後	研究会 弘政経				丸川珠代の会	ま心	会 古井康介後援				飛友会	博仲会	京 日本第一党	-	師連盟 性薬剤
増 田	1	築	門	福島	音 鈴 片 木	宮澤	三谷				大塚	松田	古井				金子	植原	直 〔 日		
l 隆 之 介		和 生	裕介	岡	〔 〕 志	靖	英弘				珠代	健哉	康介				俊平	美 大	()	ķ	渡邊美知子
の 所 在 地 務 所	氏名青任者の	氏名 会計責任者の	氏名計 責任者の	在る 地事 務	が 所たる 手 が 発 発	所 た 在 事 務	の所在地 所在地務所	の所在地	主たる事務所工号)	の氏名及び公公職の候補者	(第一号)公職の種類	仕る 地事 務	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	の所在地務所		分 か	養 責任 日 者	責任 者	氏名言 ()	会計責任者の氏名
白鳥三—一—八	え 塚 f l 淳	築安藝	岩田泰幸	町山 小県	田美倉町九田美倉町九田	田町二一九田 九田田町二一九田町二十九田	一一三一九青葉 区青葉台神奈川県横浜市	八宮前三―三五―	京都渋谷区	議院議員 珠代、衆	衆議院議員	三田 四秋	古井 康介	杉浦 瑞穂	○ 庵三―一四―二 中京都杉並区松		治団体 以外の政	井 和至	: 里	} { !	小宮山貴子
八一六—一六 野区長吉出戸	対けて対対を整	矢作 裕美	峯 原 将志	宮山六県二津	五二葉県市川市	○堂京都世田谷 一一二六	丘一○一二○ 青葉区つつじが 神奈川県横浜市	一永 田町二―一―	京都千代田	議院議員 朱代、参	参議院議員	県	伊藤建	重田 瑞穂	二永田町二―一―	】	国会議員関係政第二項第一号及	第一 昌 村	를 받 나		度部シゲ子近藤由利子
t -	; -; =	七、一、一〇	八、一六	=	; =	· _	六、 二 二、 五		大、一二、二三三三		六、一〇、一五		七、一、二	六、一一、二	六、 一 一、 一		六 - C	· · · · ·	· -		六、一一、二九

59	令和	1 7	7年	6	月	27	7 E	1	金曜	日			官			報				(F	外	第	14	ŀ5	号)					
地球環境研究会 草志会	政治結社國防挺身會 政治結社國防挺身會		春秋 会	使徒不明党	獅子吼の会	護国團九州管区	宏誠会	宏信会	共和党を支援する会	† <u>†</u>	政	二 その他の政治団体	自由民主党高知県参議院選挙区第一支部	自由民主党高知県衆議院比例区第二支部	公明党衆議院比例区南関東第3総支部	政	→ 政党の支部		届出があったので、	〇総務省告示第二百二十八号	き政治団体	. 7		略研究会	歌 山		選扇会	习		励ます会	吉田久美子を
	日本效世学会國防挺身會					総本部			13 Z		治団		県参議院選挙	県衆議院比例	?例区南関東第	治団		_		二百二十八品	き政治団体となったものである	き催す会交が	多大豆こ畐口	-	浦口 高典		日本利募引				吉田久美子
											体の	(政党及び政治資金団	学区第一支部	例区第二支部	第3総支部	体の			同条第三項の規定に基づき、(昭和二十三年法律第百九十四	万	のである。	春からことはする文が大反守下穫草を行う。終者に見いる文が大反守下穫を	がきってった、	の所在地	たる		の所在地	ごこう事务所	2	分離団体の区	国会議員関係
											名称	団体以外の政治団体)				名称			づき、次のとおり九十四号)第十七		き政治団体となったものである。	唇のは 野のでは、 、 野のでは、 、 野のでは、 まり、 野のでは、 野のでは、 野のでは、 野のでは、 野のでは、 野のでは、 野のでは、 、 まりでは、 まり	,自由民主党觧馬	市葵町四一六	W	加肥	京区河原町通丸	Ę K		治団体以外の政	国会議員関
.I. ++ N	, +n		* =	LL		dan.		ráa.	vi	·		山体)	-F						次のとおり公表する。号)第十七条第一項(で異見り一人	戸重温は大口	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				N 駅前町三三(台国公司 基本議員		
山本 直人			森島 厚重政 明之	林尚弘	安川 和仁	加藤光	水野 元晴		石川新一郎	の氏名	代表者		四内健	山本 有二	古屋 範子	の代 氏表 名者		総務大臣	次のとおり公表する。 「号)第十七条第一項の規定による政治団体		B.	叉守選挙等田舎に表し	邪は牂馬県	 	^呆 和歌山		三年		台団本国会議員関係政	ラこ系 系一号 及	九条の七
六六元	_		六 六 二 二 二 二 二	六、二	六、二	≡, 	六、二	六二	五,	(令 和) f	解散年月		_	六、二三、	六和	解散年月		E 村上誠一	る政治団体の			生代当人でこま	選挙 学里委		六、一二、		; -				六、一二、二五
三五四一				一九	一、 三 一	一、一九	一、 三 〇	一 三 三	三一		日			二六二六		月日		郎	解散の	!	// L	出すべ	員会で、	-	_•		-	-			五五
大口	浦口高	1	名し体の を 者の氏 の氏	資金管理	令和七	する。	体の届出事項	文台資金見 人名英格兰	吉川田	松浦			根本	沼崎 満	谷 ちぐさ	臼木		石井恕	名表者)の	し体資金 を を は と と と と に と に と に と に の に の に の に の に の	1 令和	出があっ	政治資	〇総務省	渡辺浩一	和諧党	憂国誠道会	古屋範子後援	日本法理規正会	夏目亜季後援会	一 内 部 告 発
善徳	研究会!				年			3.金儿 E = 1.4.7.3 = 1.4.7.	里奈 衆議				拓 衆議	満子 衆議				智恵 衆議			七年六日	たので、	京金規正法	告示第二	郎を育て		会	後援会	規正会	一後援会	内部告発者を守る党
授会 大口よしのり後	会 城山地域戦略		名称		六月二十七日		発動の届出!	女台資金規正去(召和二十分) 医多种子 医二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲				衆議院議員	衆議院議員		東京都議会 4	衆議院議員		衆議院議員	2	公職の種類と	令和七年六月二十七日	同法第十-	位 (昭和二-	〇総務省告示第二百二十九号	渡辺浩一郎を育てる会(渡辺浩						· 党
	略主たる事を		の 異動事				の異動の届出があったので、	十三丰去聿	吉川りな後援会	する会 特別会計を改革	秀友会	蒼青会	根本拓の会	沼崎満子後援会	谷ちぐさ後援会	授会	策研究会	いしいとも	名称	資金管理団体の		九条の二第	十三年法律	号	辺浩一郎事務所)						
の所在地 主たる事務所	地事務所		事項				で、同法	- 第三九上			审	*								体の		一項の担	第百九十		務所)						
三—一 三 二 二 二 三 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	市葵町四—六和歌山県和歌山		新				同法第十九条の二第一項の規定に基づき、プーロサン・ダーン系統によりません。	E去(召印二十三手去聿蒋写九十四号)第十九条第三頁第三号の見官こよる貧金警里第二百三十号	福岡県福岡市博多区奈良屋町	大阪府富田林市山	東京都杉並区成田	大阪府茨木市春日二—二—一七	東京都千代田区永田町二―一―二	神奈川県茅ヶ崎市赤松町一三―二三	東京都豊島区高田二―一八―二〇	東京都千代田区永田町二―	/ 丁書 一付日 ほう	東京都千代田玄永田町二―二―一	-	主たる事務		出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、そ	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体								
	○ 一 市 今 福 一 一 一 一 一 一 一 一 十 一 一 一 二 一 十 一 十 二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		旧		***		一項の規定	第三頁第三言		市山手町五—一一	区成田東五—一六—	= - - - -	田町二—一-	赤松町一三	三一八八	田町二―一-	F H - -		j (j	主たる事務所の所在地	60	その名称等を次のとおり公表する。	第二項の規		渡辺	清田	原口	古屋	池本	加藤	齊藤
一岡 市 一葵	和 一歌 一山				総務大臣		に基づき	ラの規定	<u> </u>	_	 四	七		<u> </u>	0	<u>_</u> <u>_</u> <u>_</u> <u>_</u> <u>_</u> <u>_</u> <u>_</u> .	-				総務大臣	次のとお	定による		渡辺浩一郎	健一	幸三	範子	宗将	亜 季	忠行
六 二 二	六	(合田)	異動年月日		村上誠一		、次のとおり公表し、次のとおり公表している。	こよる資金	五、八、八、	六、一一	五、三、	六、一一、	六、九	六、一一	六、 一 二、	六、二二、		六、 (令和) 一二、	1	指定年月日	村上誠一郎	り公表する	資金管理団		六、一〇、			六、一二、	六、四、		六 一 二
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			日		郎		り公表	章 里 可	Ξ_	、 七		二八	= 0	五五	九	四		<u>,</u> =	,	日 ——	郎	0	体の届		Ξ	= = =	六六			-	、 七 —

令和	17 7	₹ 6	5 月	2	7	日	金曜日	1		,	官			報			(号	外第	145	号)		60
伊藤	を資金を	(二)	吉田九	古屋	近藤	大口	を 資 し を 管	(-) 注	令	があっ	定によ	政治	〇総務		山本和	山 田	宮澤	三反園	武田	平	日下	大塚
渉	を対して、	法第十九	久美子	範子	秀将	善徳	を担めて	法第十九	和七年	たので	6る資金管理	政治資金担	務省告示第一		和嘉子	太郎	靖	訓	良 太	将 生	正 喜	珠代
	名届出	八条第三項第二					名の届出	八条第三項第一	六月二十七日	、法第十九条	団体の	規正法(昭和一	小第二百三十一		遼扇会	造研究会本来創	会みやざわ靖後援	三訓会	究会 武田良太政経研	平マサキ後援	日下正喜後援会	丸川珠代の会
11	資	一号に	吉田	古屋	近藤	大口	資	号に		米の一	指定の	士	一 号			創	授		研	饭 会	按 会	Ŧ

称治団体の名

造研究会

田太郎事務所

t

の所在地

駅前町三三〇京都府福知山市

六

称治団体の名

三訓会

後援会三訓会

六

改

正

後

改

Œ.

前

の所在地主たる事務所

六 来田町二一九— 東京都千代田区

一○ 経堂一一二六— 東京都世田谷区

六

<u>-</u>;

_

の所在地

二—一七—一二

永田町二一二一東京都千代田区

六

 $\overline{\circ}$

 \equiv

旭出 弗三項第一号による届出 月二十七日 **冶第十九条の二第一項の規定に基づき、** 百三十一号 (昭和二十三年法律第百九十四号。 町四〇六 京区河原町通丸 京都府京都市上 。 以 下 次のとおり公表する 法 称 総務大臣 村上誠一郎 取消年月日

資 金 管 理 团 体 の 名

大口よしのり後援会

近藤ひでまさ後援会

法第十九条第三項第 一号による届出 古屋範子後援会 吉田久美子を励ます会

をした者の氏名 出

金

管

理

寸

体

の

名

宏信会 飛友会 いとう渉を育てる会

山本 金子 奥野 伊藤

有二

地球環境研究会

俊平 信亮 **培団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出** という。)第十九条第三項第一号の規

六、一二、二〇

六、二、二六

くなった年月日資金管理団体でな 九

六、六和 六、一〇、 六、二二、二五 九 九

一二、二三 | 公職選挙法(昭和二十五年:一〇、一五 | 〇中央選挙管理会告示第十号

正する 院比例代表選出議員選挙執行規程(昭和五十八年中央選挙管理会告示第三号)の一部を次のように改 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、参議

象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも 規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重 のは、これを加える。 傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる 令和七年六月二十七日 中央選挙管理会委員長 古屋

称治団体の名

平マサキ後援会

平将生後援会

六

の所在地を所を

区土橋町二―一広島県広島市中

三 工橋町二―四広島県広島市中

六

<u>-</u>;

の所在地 公職の種類

宮前三―三五―東京都渋谷区神

·永田町二——— 東京都千代田区 参議院議員

六六

衆議院議員

ト 茶菓料 一日につき千円 につき四千五百円 一日 夜につき二万三千円	ホ 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一二 [略] ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	ない底を重要等により手当して、路程にハ 航空賃 航空旅行について、路程に「イ・ロー略」	することができる実費弁償の最高額 選挙運動に従事する者一人に対し支給	に掲げる額とする。	のために使用する者に限る。)に対し支給す	要約筆記をいう。第四号ニにおいて同じ。)記(法第百九十七条の二第二項に規定する	話通訳のために使用する者及び専ら要約筆	ける選挙運動のために使用する者、専ら手ために使用される自動車又は船舶の上にお	百四十一条第一項の規定により選挙運動の	の最高額並びに選挙運動に従事する者(選	し支給することができる報酬及び実費弁償	額、選挙運動のために使用する労務者に対	対し支給することができる実費弁償の最高	二項の規定により選挙運動に従事する者に	第十八条 法第百九十七条の二第一項及び第	(実費弁償及び報酬の額)
きを夜	二 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一 「同上]	[新設] [イ・ロ 同上]	一[同上]												第十八条 [同上]	(実費弁償及び報酬の額)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

正

審査分会長等の職務のために要する費用の額(昭和二十七年中央選挙管理会告示第七号)の一部を次のように改正する。

〇中央選挙管理会告示第十一号

令和七年六月二十七日

官

4

第一項の者が旅行したときに要する費用は、

令和七年六月二十七日

三 選挙運動のために使用する労務者一人 に対し支給することができる実費弁償の することができる報酬の最高額 選挙運動に従事する者一人に対し支給 き二万円 れぞれ第一号イから二までに掲げる額 における選挙運動のために使用する者 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上 選挙運動のために使用する事務員 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につ 鉄道賃、 日につき一万五千円 一日につき二万円 航空賃及び車賃 そ

 $\equiv \equiv$ 1

一号イ、口及びハに掲げる額

口 き一万円 宿泊料(食事料を除く。) 一夜につ

同上

兀

選挙運動のために使用する事務員

1

日につき一万円

における選挙運動のために使用する者 専ら選挙運動用自動車又は船舶の上 日につき一万五千円

 \Box

同上

一日につき二万円

専ら手話通訳のために使用する者

専ら要約筆記のために使用する者

専ら要約筆記のために使用する者

日につき一万五千円

専ら手話通訳のために使用する者

日につき一万五千円

日につき二万円

鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第

表中の「

の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍

1 線は注記である。

この規程は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百二十七号)の施行の

日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。 その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙について適用し、公示日の前日までにその期 後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後に

2

日から施行する。 この規程による改正後の参議院比例代表選出議員選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以

		別		
審查 分会長審查 分会立会人	区	別表	在る者に支給す	四号)に定めるその額は、審本
<u>Д</u>	分		9る額に相	一級の職員分会長に
一日につき 一日につき	費		在る者に支給する額に相当する額とする。	に定める十級の職に在る者に支給する額に相当する額、審査長額は、審査分会長にあつては国家公務員等の旅費に関する法律
	用			額に相当する額等の旅費に関す
	の			
一 一 八 九 九 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八	額			審査長にあつては十一級の職に法律(昭和二十五年法律第百十

四号)に定める八級の職に在る者に支給する額に相当する額、

審査長にあつては十級の職に在

その額は、審査分会長にあつては国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十

鉄道賃、

船賃、

車馬賃、日当及び宿泊料とし、

4

第一項の者が旅行したときに要する費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃、日当及び宿泊料とし

正

前

中央選挙管理会委員長

古屋

正隆

る者に支給する額に相当する額とする。

			一日につき	会人	審查分会立会人
一二、二〇〇円			一日につき		審査長
額	0	用	費	分	区

則

附

この規程は、 告示の日から施行する。

○厚生労働省告示第百八十八号

令和7年6月27日 り用いる率については、なお従前の例による。 償の額の算定に当たり用いる率(平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号)の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。ただし、令和七年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当た 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補

厚生労働大臣 福岡 資麿

本則中「令和七年四月一日から同年六月三十日」を「令和七年七月一日から同年九月三十日」に改める

33年4月~6月の項及び昭和33年7月~9月の項中「1,528」を「1,834」に改め、同表昭和33年10月~12月の項中「1,758」を「2,145」に、「1,514」を「1,817」に改め、同表昭和34年1月~3月の項中 7月~9月の項中[1,590]を[1,908]に改め、同表昭和32年10月~12月の項中[1,577]を[1,892]に改め、同表昭和33年1月~3月の項中[1,858]を[2,267]に、[1,552]を[1,862]に改め、同表昭和 服・その他の繊維製品製造業の欄及び平成20年4月~6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成21年1月~3月の項鉄鋼業の欄中「100」を「121」に改め、同表平 平成7年1月~3月の項一般機械器具製造業の欄、平成7年7月~9月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄、平成7年10月~12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄、平成20年1月~3月の項衣 月の項鉄鋼業の欄、平成3年1月~3月の項鉄鋼業の欄及び平成3年10月~12月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成5年1月~3月の項金融業、保険業の欄及び電 同項金融業、保険業の欄、平成元年4月~6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄及び平成2年4月~6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表平成2年7月~9 気・ガス・熱供給・水道業の欄及び昭和62年4月~6月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「120」を「144」に改め、同表昭和62年7月~9月の項一般機械器具製造業の欄中「120」を「146」に改め、 製造業の欄中「145」を「177」に改め、同表昭和56年10月~12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「146」を「175」に改め、同表昭和57年4月~6月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中 同表昭和54年1月~3月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中[174]を[209]に改め、同表昭和56年4月~6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中[145]を[174]に改め、同項一般機械器具 欄中「175」を「214」に改め、同表昭和53年7月~9月の項一般機械器具製造業の欄中「174」を「212」に改め、同表昭和53年10月~12月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「178」を「214」に改め、 その他の繊維製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和53年1月~3月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「174」を「209」に改め、同表昭和53年4月~6月の項一般機械器具製造業の 47年1月~3月の項中「437」を「533」に改め、同表昭和47年4月~6月の項中「401」を「489」に改め、同表昭和47年7月~9月の項中「386」を「463」に改め、同表昭和48年4月~6月の項中「325」 昭和45年10月~12月の項中「486」を「593」に改め、同表昭和46年1月~3月の項一般機械器具製造業の欄中「481」を「587」に改め、同表昭和46年4月~6月の項中「475」を「570」に改め、同表昭和 の項中「570」を「684」に改め、同表昭和45年4月~6月の項一般機械器具製造業の欄中「505」を「616」に改め、同表昭和45年7月~9月の項一般機械器具製造業の欄中「493」を「601」に改め、同表 3月の項中 [642] を [783] に改め、同表昭和44年4月~6月の項中 [588] を [717] に改め、同表昭和44年7月~9月の項電気・ガス・水道業の欄中 [574] を [689] に改め、同表昭和44年10月~12月 中 [1,320] を [1,610] に改め、同項中 [1,250] を [1,500] に改め、同表昭和37年1月~3月の項中 [1,352] を [1,649] に、[1,273] を [1,528] に改め、同表昭和37年4月~6月の項中 [1,288] を 6月の項中「1.409」を「1.719」に、「1.332」を「1.598」に改め、同表昭和36年7月~9月の項中「1.374」を「1.676」に、「1.273」を「1.528」に改め、同表昭和36年10月~12月の項一般機械器具製造業の欄 和30年7月~9月の項中 [1.800]を[2.160]に改め、同表昭和30年10月~12月の項中 [1.996]を[2.435]に改め、同表昭和31年1月~3月の項中 [1.980]を[2.416]に改め、同表昭和31年4月~6月 成21年4月~6月の項一 9月の項非鉄金属製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項一般機械器具製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成6年10月~12月の項一般機械器具製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表 平成5年7月~9月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中[100]を[121]に改め、同表平成5年10月~12月の項金融業、保険業の欄、平成6年4月~6月の項非鉄金属製造業の欄及び平成6年7月~ 気・ガス・熱供給・水道業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成5年4月~6月の項非鉄金属製造業の欄、金融業、保険業の欄及び電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「100」を「120」に改め、同表 同表昭和51年4月~6月の項中「209」を「255」に改め、同項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「215」を「258」に改め、同表昭和51年7月~9月の項電気・ガス・熱供給・水道業の欄中「211」を 7月~9月の項中「215」を「258」に改め、同表昭和50年10月~12月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄及び昭和51年1月~3月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「212」を「254」に改め、 熱供給・水道業の欄中「262」を「314」に改め、同表昭和50年1月~3月の項一般機械器具製造業の欄中「256」を「312」に改め、同表昭和50年4月~6月の項中「220」を「264」に改め、同表昭和50年 を「397」に改め、同表昭和49年1月~3月の項中「318」を「382」に改め、同表昭和49年4月~6月の項一般機械器具製造業の欄中「260」を「317」に改め、同表昭和49年10月~12月の項電気・ガス・ 月の項中 [739] を [902] に、[713] を [856] に改め、同表昭和20年10月~12月の項中 [718] を [876] に、[707] を [848] に改め、同表昭和30年1月~3月の項中 [721] を [880] に、[689] を [827] を「1,163」に改め、同項電気・ガス・水道業の欄中「877」を「1,052」に改め、同表昭和40年10月~12月の項中「931」を「1,136」に、[863]を「1,036」に改め、同表昭和41年1月~3月の項中「924」を 製造業の欄中「1,106」を「1,349」に改め、同項中「1,027」を「1,232」に改め、同表昭和39年4月~6月の項中「1,039」を「1,268」に、「1,008」を「1,210」に改め、同表昭和40年7月~9月の項中「953」 38年7月~9月の項中 [1,154] を [1,408] に、[1,034] を [1,241] に改め、同表昭和38年10月~12月の項中 [1,099] を [1,341] に、[1,043] を [1,252] に改め、同表昭和39年1月~3月の項一般機械器具 同表昭和35年1月~3月の項中 [1,583] を [1,931] に改め、同表昭和35年4月~6月の項中 [1,535] を [1,873] に改め、同表昭和35年7月~9月の項中 [1,520] を [1,854] に改め、同表昭和36年4月~ の項中 [1.888] を [2.303] に改め、同表昭和31年7月~9月の項中 [1.872] を [2.284] に改め、同表昭和32年1月~3月の項中 [1.858] を [2.267] に改め、同表昭和32年4月~6月の項及び昭和32年 を「2.270」に改め、同表昭和29年10月~12月の項及び昭和30年1月~3月の項中「1.860」を「2.232」に改め、同表昭和30年4月~6月の項中「2.110」を「2.574」に、[1.846」を「2.215」に改め、 月の項中「2,063」を「2,517」に改め、同項中「1,955」を「2,346」に改め、同表昭和29年4月~6月の項中「2,063」を「2,517」に、[1,939」を「2,327」に改め、同表昭和29年7月~9月の項中「1,892」 同表昭和27年7月~9月の項中 「2.376」を 「2.899」に改め、同表昭和27年10月~12月の項及び昭和28年1月~3月の項中 「2.262」を 「2.760」に改め、同表昭和28年10月~12月の項及び昭和29年1月~3 に改め、同表昭和43年4月~6月の項中「684」を「821」に改め、同表昭和43年7月~9月の項中「650」を「793」に改め、同表昭和43年10月~12月の項中「636」を「776」に改め、同表昭和44年1月~ [145] を「174」に改め、同表昭和60年1月~3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表昭和62年1月~3月の項金融業、保険業の欄中「121」を「146」に改め、同項電 [1.127]に、[856]を[1.027]に改め、同表昭和41年4月~6月の項中[858]を[1.047]に、[841]を[1.009]に改め、同表昭和42年4月~6月の項中[762]を[930]に改め、同表昭和42年7月~9 [253] に改め、同表昭和52年4月~6月の項衣服・その他の繊維製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和52年7月~9月の項中「175」を「210」に改め、同表昭和52年10月~12月の項衣服・ [1,571] に、[1,241] を [1,489] に改め、同表昭和37年7月~9月の項中 [1,288] を [1,571] に改め、同表昭和37年10月~12月の項及び昭和38年1月~3月の項中 [1,270] を [1,549] に改め、同表昭和 [1,758] を「2,145」に、「1,500」を「1,800」に改め、同表昭和34年4月~6月の項及び昭和34年7月~9月の項中「1,662」を「2,028」に改め、同表昭和34年10月~12月の項中「1,609」を「1,963」に改め、 **[4.170]に改め、同表昭和26年4月~6月の項中[2.828]を[3.450]に改め、同表昭和26年7月~9月の項中[2.717]を[3.315]に改め、同表昭和27年4月~6月の項中[2.496]を[3.045]に改め、** 表第一昭和22年度の項中「16,769」を「20,458」に改め、同表昭和23年度の項中「6,146」を「7,498」に改め、同表昭和24年度の項中「4,154」を「5,068」に改め、同表昭和25年度の項中「3,418」を 般機械器具製造業の欄中「100」を「122」に改め、 | 同表平成21年7月~9月の項鉄鋼業の欄中「100」を「121」に改め、同項一般機械器具製造業の欄中 |122] に改め、

整	_
ĮШ	_
	_

金曜日
Ш
27
${\mathbb H}$
9
卅

63

別表第二中

1月~3月 4月~6月 10 7月~9月

00	Γ	_	1月~3月	100
00	11.1	令 和	4月~6月	100
00	₩	6 年	7月~9月	100
		+	10月~12月	100
	-			

に改める。

100	100	100	100	100	100	_	
100	100	100	100	100	100	_	
100	100	100	100	100	100		
100	100	100	100	100	100		

に改める。

┌																													1 '	1
	100	100	100	100	100	100	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	_	100	100	100	100	_	_	100		100		_	100
	100	100	100	100	100	100	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	_	100	100	100	100	_	1	100	_	100	_	_	100
	100	100	100	100	100	100	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	_	100	100	100	100	_	1	100	_	100	_	_	100
	100	100	100	100	100	100	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	_	100	100	100	100	_	_	100	_	100	_	_	100

_	_	100	100	100	100	100	100	100	_			1月~3月	100	100	_	_	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	100	-
										.11	和	4月~6月	100	100	_	_	100		100	100	100	100	_	_	_	100	100	100	-
										140	6 在	7月~9月	100	100	_		100	_	100	100	100	100	_	_	_	100	100	100	-
											_	10月~12月	100	100	_	_	100		100	100	100	100	_	_	_	100	100	100	-

Ŋ	100	100	_	100	100	100	100	100	100	100	1	100	100	100	100	_	_	_	100	100	_	100	100	100	100	1	_	100	_	100
4																														
-																														
無																														
*																														

同表平成3年12月~27月の項一般機械器具製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表中

	1月~3月	100	100	_	_	100	_	100	100	100	100	_	_	_	100
令 和	4月~6月														
6 年	7月~9月														
1	10月~12月														

そ の 他 告

示

在ムンバイ日本国総領事 在ベンガルール日本国総領事

〇総務省告示第二百三十二号

常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を含む。こにおいて在外公館等における在外投票を行わ ない在外公館の長を次のように指定する。 月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙(同法第百十五条の規定により当該通 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、令和七年七

令和七年六月二十七日

際機関日本政府代表部大使 部大使、北大西洋条約機構日本政府代表部大使、アフリカ連合日本政府代表部大使及び在ナイロビ国 発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使、 代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開 航空機関日本政府代表部大使、在ローマ国際機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府 チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、 ラレオネ日本国大使、在スーダン日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在 ワティニ日本国大使、在カーボベルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大 在イスラエル日本国大使、在イラク日本国大使、在イラン日本国大使、在シリア日本国大使、 本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イエメン日本国大使、 日本国大使、在バチカン日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モンテネグロ日 日本国大使、在バハマ日本国大使、在アンドラ日本国大使、在ウクライナ日本国大使、在サンマリノ ウル日本国大使、在ニウエ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国 ソト日本国大使、東南アジア諸国連合日本政府代表部大使、国際連合日本政府代表部大使、国際民間 ブルンジ日本国大使、在南スーダン日本国大使、在リビア日本国大使、在リベリア日本国大使、在レ 在ブータン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在ツバル日本国大使、 在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエ 在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ 在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネービス日本国大 在トーゴ日本国大使、在ニジェール日本国大使、在 総務大臣 欧州連合日本政府代表 村上誠一郎 在エス

○総務省告示第二百三十三号

通常選挙と合併して一の選挙として行われる選挙を含む。) において在外公館等における在外投票を行 七月二十八日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙(同法第百十五条の規定により当該 うことができる期間に関する期日を次のように定める。 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、令和七年

令和七年六月二十七日

は、

在チェンナイ日本国総領事 在コルカタ日本国総領事 在インド日本国大使

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日 次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。 在 館 長 総務大臣 村上誠一郎

公

0

選挙の期日前七日に当たる日 在パプアニューギニア日本国大使 場合に限る。) 年ブリスベン日本国総領事(在ケアンズ領事事務所を管理する 在オーストラリア日本国大使 在ラオス日本国大使 在ペナン日本国総領事 在メダン日本国総領事 在オークランド日本国総領事 務所を管理する場合を除く。) 在ニュージーランド日本国大使(在クライストチャーチ領事事 在ソロモン日本国大使 在サモア日本国大使 在パース日本国総領事 在モンゴル日本国大使 在モルディブ日本国大使 在ミャンマー日本国大使 在マレーシア日本国大使 在ホーチミン日本国総領事 在ダナン日本国総領事 在ブルネイ日本国大使 在ダバオ日本国総領事 在セブ日本国総領事 在バングラデシュ日本国大使 在カラチ日本国総領事 在ネパール日本国大使 在青島日本国総領事 在瀋陽日本国総領事 在重慶日本国総領事 在広州日本国総領事 在釜山日本国総領事 在済州日本国総領事 在チェンマイ日本国総領事 在スリランカ日本国大使 在カンボジア日本国大使 在デンパサール日本国総領事 在スラバヤ日本国総領事

	在デトロイト日本国総領事
Í	在シカゴ日本国総領事
リビア日本国	在シアトル日本国総領事
ペルー日本国大	在サンフランシスコ日本国総領事
在ベリーズ日本国大使	在アトランタ日本国総領事
在レシフェ日本国総領事	在ミクロネシア日本国大使
在リオデジャネイロ日本国総領事	在バヌアツ日本国大使
マナウス日本国	務所を管理する場合に限る。)
在クリチバ日本国総領事	ユージーランド日本国大吏(王フライストチャーランヨーリース
	東テイモーレヨ
選挙の期日前八日に当たる日 在バルバドス日本国大使	在パキスタン日本国大吏
理する場合を除く。) 在パラグアイ日本国大使(在エンカルナシオン領事事務所を管	管理する場合を除く。) 在南アフリカ共和国日本国大使(在ケープタウン領事事務所を
在パナマ日本国大使	在イスタンブール日本国総領事
在二カラグア日本国大使	在ロシア日本国大使
在トリニダード・トバゴ日本国大使	在リトアニア日本国大使
在ドミニカ共和国日本国大使	除く。)
在チリ日本国大使	在ミュンヘン日本国総領事
在ジャマイカ日本国大使	ンクフルト
在コロンビア日本国大使	ハンブルク日本国総領事
在コスタリカ日本国大使	在デュッセルドルフ日本国総領事
在グアテマラ日本国大使	在ドイツ日本国大使
在キューバ日本国大使	在スイス日本国大使
在エルサルバドル日本国大使	在オーストリア日本国大使
在エクアドル日本国大使	在英国日本国大使
在ウルグアイ日本国大使	在イタリア日本国大使
在アルゼンチン日本国大使	在メキシコ日本国大使
在モントリオール日本国総領事	サンパウロ日本
在バンクーバー日本国総領事	在ロサンゼルス日本国総領事
在トロント日本国総領事	在マイアミ日本国総領事
	在ホノルル日本国総領事
在カナダ日本国大使	場合に限る。) 在ハガッニャ日本国総領事(在サイパン領事事務所を管理する
在ボストン日本国総領事	ク日本国総領
在ヒューストン日本国総領事	在アメリカ合衆国日本国大使
在ナッシュビル日本国総領事	在フィジー日本国大使
	在パラオ日本国大使

場合を除く。) 在スペイン日本国大使(在ラスパルマス領事事務所を管理する 在レオン日本国総領事 在ベルギー日本国大使 在マルセイユ日本国総領事 在フィンランド日本国大使 在タジキスタン日本国大使 在バルセロナ日本国総領事 在コソボ日本国大使 在エストニア日本国大使 在エディンバラ日本国総領事 在アルバニア日本国大使 在アゼルバイジャン日本国大使 在アイルランド日本国大使 在アイスランド日本国大使 在ポーランド日本国大使 在ブルガリア日本国大使 在ストラスブール日本国総領事 在ハンガリー日本国大使 在ノルウェー日本国大使 在トルクメニスタン日本国大使 在デンマーク日本国大使 在チェコ日本国大使 在セルビア日本国大使 在スロベニア日本国大使 在スロバキア日本国大使 在スウェーデン日本国大使 在ジョージア日本国大使 在クロアチア日本国大使 在キルギス日本国大使 在ギリシャ日本国大使 在キプロス日本国大使 在北マケドニア日本国大使 在カザフスタン日本国大使 在オランダ日本国大使 在ウズベキスタン日本国大使 在ミラノ日本国総領事 在アルメニア日本国大使

在ジンバブエ日本国大使 在ボスニア・ヘルツェゴビナ日本国大使 在ザンビア日本国大使 在コンゴ民主共和国日本国大使 在コートジボワール日本国大使 在ケニア日本国大使 在ギニア日本国大使 在カメルーン日本国大使 在ガボン日本国大使 在ガーナ日本国大使 在エリトリア日本国大使 在エチオピア日本国大使 在エジプト日本国大使 在ウガンダ日本国大使 在アンゴラ日本国大使 在アルジェリア日本国大使 在レバノン日本国大使 在ヨルダン日本国大使 在バーレーン日本国大使 在トルコ日本国大使 在ジッダ日本国総領事 在サウジアラビア日本国大使 在クウェート日本国大使 在カタール日本国大使 在オマーン日本国大使 在ドバイ日本国総領事 在アラブ首長国連邦日本国大使 在ユジノサハリンスク日本国総領事 在ハバロフスク日本国総領事 在サンクトペテルブルク日本国総領事 在ウラジオストク日本国総領事 在ルクセンブルク日本国大使 在ルーマニア日本国大使 在ラトビア日本国大使 在モルドバ日本国大使 在ポルトガル日本国大使

在セネガル日本国大使 在チュニジア日本国大使 在ナイジェリア日本国大使 在ナイジェリア日本国大使 在プルキナファソ日本国大使 在マラウイ日本国大使 在マラウイ日本国大使 在マリリカ共和国日本国大使 在マリリカ共和国日本国大使 在モーリシャス日本国大使 在モーリシャス日本国大使

〇総務省告示第二百三十四号

六条第一項の規定に基づき、総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件(平成二十一年総務省告示第二百七十二号)の一部を次のように改正 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十 令和七年度分の補助金等から適用する。

次の表により、 令和七年六月二十七日 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

正

第六項の規定に基づき告示する。 備事業及び地上ラジオ放送受信環境整備事業を除く。)に限る。)に係る場合は、北海道総合通信局 情報通信技術利活用事業費補助金(復興街づくりICT基盤整備事業(デジタルテレビ中継局整 措置法(平成十一年法律第百五十六号。以下「旧原子力災害対策特別措置法」という。)に基づく 策基本法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十号)による改正前の原子力災害対策特別 共同住宅共聴施設整備事業、 避難勧告等のあった区域における辺地共聴施設改修整備事業、受信障害対策共聴施設整備事業、 付に関する同表の下欄に掲げる事務を、平成二十一年度の予算に係る補助金等の交付に関するも 十年政令第二百五十五号)第十六条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる補助金等の交 という。)第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三 対策事業及び受信機器購入等対策事業に限る。)に係る場合は、東北総合通信局長に限り、並びに から総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長(無線システム普及支援事業費等補助金(災害対 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下 東北総合通信局長、 関東総合通信局長及び信越総合通信局長に限る。)に委任したので、 新たな難視対策事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・ 法

令和 **7** 年 **6** 月 **27** 日

金曜日

総務大臣 村上誠一郎

正

前

に委任したので、同条第四項の規定に基づき告示する。 に委任したので、同条第四項の規定に基づき告示する。 に委任したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

		.	
補助金等の名称	事務の内容		補助金等の名称
(項)電波利用料財源電波監視等実施費	[1~十六 鉴]		(項) 電波利用料財源電波監視等宝
(目) 無線システム普及支援事業費等補助金	十九 法第二十三条第一項の規定に基づ		(目) 無線システム普及支援事業
(辺地共聴施設整備事業及び旧原子力災	く立ち入り検査等		(辺地共聴施設整備事業及び
害対策特別措置法に基づく避難勧告等の			害対策特別措置法に基づく避
あった区域における辺地共聴施設改修整			あった区域におけるデジタル
備事業、受信障害対策共聴施設整備事業、			対策事業に限る。)
共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視			
対策事業、暫定的難視聴対策事業、デジ			
タル受信相談・対策事業及び受信機器購			
入等対策事業に限る。)			
(項)生活基盤行政復興政策費			(項)生活基盤行政復興政策費
(目) 情報通信技術利活用事業費補助金 (復			(目) 情報通信技術利活用事業費
興街づくり ICT基盤整備事業(デジタ			興街づくり10T基盤整備車
ルテレビ中継局整備事業及び地上ラジオ			ルテレビ中継局整備事業及び
放送受信環境整備事業を除く。)に限る。)			放送受信環境整備事業を除く

事務の内容 実施費 [] ~十八 區上] 十九、法第二十三条の規定に基づく立ち 業費等補助金 び旧原子力災 入り険査等 壁罐勧告等の **小**受旨相談・ 費補助金(復 事業(デジタ び地上ラジオ く。) に殴る。)

備考 表中の「 」の記載は生記である。

뫲 Щ 佪 十

農用地等の確保等に関する基本指針

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条の3第1項の規定に基づき、農用 地等の確保等に関する基本指針を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第3条 の2第6項の規定に基づき、公表する。

令和7年6月27日

農林水産大臣 小泉進次郎

農用地等の確保等に関する基本指針

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、我が国の食料の安定供給に影響を及ぼすリス クが顕在化し、国内においても、農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していること などから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずる必要がある。

こうした中、農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第 106号) 第5条第1項及び第28条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を 図ることとされており、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)においては、我が 国の食料供給に関する目標として、食料自給率や農地面積に係る目標を設定するとともに、当該目標 を達成するためのKPI(重要業績評価指標)として農用地区域内農地の面積の目標の達成状況を把 握することとしたところである。

このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地については、農業振興 地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)に基づき農用地区域として設定 するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、 文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の適切な発揮を図る上でも 必要である。

この基本指針は、法第3条の2に基づき、食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地 等の確保に関する基本的な考え方や農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標を示し、こ の考え方が、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画に、さらには、 農業振興地域整備基本方針を通じて、市町村の定める農業振興地域整備計画に、的確に反映されるよ う策定するものである。

- 第1 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な事項
- (1) 食料の安定供給の確保のための農業生産に必要な農用地等の確保に関する基本的な考え方 国民に対する食料の安定供給に向けて、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資 源をフル活用することが重要である。中でも、農地は、一度滑廃すると復元させることが困難で あるという性質を有することを踏まえ、農業振興地域制度の適切な運用を始めとする諸施策によ り、国内の農業生産に必要な農地を確保する必要がある。
- (2) 国及び地方公共団体の役割に応じた農業振興地域制度の適切な運用

国は、我が国全体の農用地等が確保されるよう努める責務があることに鑑み、第3に規定する 都道府県面積目標の達成状況調査等を诵じて、農業振興地域制度が適切に運用されているかを把 握した上で、地方公共団体に対して必要に応じて助言等を行うものとする。

一方で、農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである都道府県 知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村の定める農業振興地域整備計画に関する事務 は、自治事務とされており、都道府県及び市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものであ る。

したがって、都道府県及び市町村は、国との適切な役割分担の下、農用地等が確保されるよう 努める責務があることに鑑み、本指針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当 部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体 的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進 農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める必要がある。

① 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域ぐるみの話合いにより策定した土地利用構想の実現に必要な活動経費、基盤整備や施設整備費等への支援、地域計画に基づく農業の担い手への農地の集積・集約化の推進、農地法(昭和27年法律第229号)に基づく遊休農地に関する措置等により農地の保全、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

② 農業生産基盤の整備及び保全

地域計画と連携しつつ、スマート農業技術の導入や農地の集積・集約化に向けた農地の大区 画化、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、情報通信環境の整備、国内の食料需要等も 踏まえた水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の農業生産基盤の整備を推進する。

また、農業水利施設について、水土里ビジョンの仕組みも活用しつつ、長寿命化とライフサイクルコストの低減、維持管理の効率化・高度化、補修・更新や管理に係る費用・労力の抑制を図ることなどにより、戦略的な保全管理を推進する。

これらの取組により、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

③ 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

第2 農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標

第1の農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進に加え、農地転用許可制度の適切な運用等により、令和17年の農用地区域内において確保すべき農用地(農用地区域内農地)の面積については、現状(令和5年396.7万ヘクタール)よりも7万ヘクタール減の390万ヘクタールを目標として設定することとし、優良な農地の確保とその有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と取組の積極的な推進を図るものとする。

- 第3 都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項 農業振興地域整備基本方針において定める都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地 (農用地区域内農地)の面積の目標(以下「都道府県面積目標」という。)の設定に当たっては、 次によるものとする。
 - ① 目標年及び基準年

都道府県面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とする。

② 目標値の算定基準

これまでのすう勢が今後(令和6年から令和17年まで)も同様に継続し、農用地区域からの 農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地の面積が減少した場合の令和17年時点の 農地面積に、第1の(2)及び(3)の施策効果を加味して設定する。

なお、具体的な設定の基準については、別添のとおりとする。

第4 農業振興地域の指定の基準に関する事項

都道府県知事は、今後相当長期(おおむね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域につき、法第6条第2項各号に掲げる要件に基づき農業振興地域の指定を行うこととされているが、当該要件の適用については次の基準を満たすものとする。

なお、農業振興地域の指定は、市町村ごとに、その区域の全部又は一部について行うものとするが、次のア又はイの場合には、隣接した2以上の市町村の区域にわたるものであっても一の農業振興地域として指定することができるものとする。

- ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている 場合
- イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要な施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている 場合又は行われることが適当である場合
- (1) 農用地等として利用すべき相当規模の土地があること(法第6条第2項第1号関係)。

農業振興地域として指定しようとする地域内に、法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ヘクタール以上あること。

ただし、農業等の条件が不利な地域又は農業以外の土地利用が政策的に抑制される地域である次のアからコまでに掲げる地域を含む場合には、同項各号に規定する土地の合計面積がおおむね50ヘクタール以上あること。

- ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)の離島振興対策実施地域
- イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)の対象地域
- ウ 山村振興法 (昭和40年法律第64号) の振興山村
- エ 都市計画法 (昭和43年法律第100号) の市街化調整区域
- オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の対象地域
- カ 半島振興法 (昭和60年法律第63号) の半島振興対策実施地域
- キ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年 法律第72号)の特定農山村地域
- ク 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の対象地域
- ケ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)の指定棚田地域
- コ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の過疎地域
- (2) 農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること(法第6条第2項第2号関係)。

農業振興地域に指定することを相当とする地域における農業就業人口や農業者の経営意欲、資本装備、技術の水準等農業経営に関する基本的な条件の現況と将来見通しを勘案し、農地の利用 集積、効率的かつ安定的な農業経営の展開、農業生産性の向上等の農業経営の近代化が図られる 見込みが確実であること。 (3) 土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められること(法第6条第2項第3号関係)。

法第6条第3項において、都市計画法の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものについては、農業振興地域の指定をしてはならないと規定されているが、その他当該土地が次のアから才までに掲げる区域内の土地である場合は、その農業上の利用の確保を図ることが相当とは認められないこと。

- ア 港湾法 (昭和25年法律第218号) の臨港地区、港湾区域又は港湾隣接地域
- イ 自然公園法 (昭和32年法律第161号) の国立公園又は国定公園の特別保護地区
- ウ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)の流通業務地区
- エ 都市計画法の用途地域又は臨港地区
- オ 規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの(法第10条第3項第5号に規定する土地が介在しているものを除く。)
- 第5 その他農業振興地域の整備に際し配慮すべき重要事項
- (1) 農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策の農用地区域における実施

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(2) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(3) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する 理由を付して縦覧し、市町村の住民に対して意見書の提出の機会を付与することにより手続の公 正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で、農用地等の確保のための取組及び各種農業振興 施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、 農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土 地の農業上の利用の確保という法第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑 み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、都道府県においては、都道府県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者、市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるものとする。

都道府県が定める農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準

1 算定式

「令和17年の農用地区域内農地の面積の目標値」

- = 「これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積」
- + 「令和17年までの農用地区域への編入促進」
- + 「令和17年までの荒廃農地の発生防止]
- + 「令和17年までの荒廃農地の解消]
- + 「令和17年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由」
- 2 設定基準

(1) 令和17年の農用地区域内農地の面積のすう勢

○○ fha (1)—2)

う和5年(基準年)の農用地区域内農地の面積

○○手ha

(別添)

- ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年時点の農用地区域内農地の面積 ○○千ha
- ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外(令和2年から令和5年までのすう勢)
- イ 荒廃農地の発生(令和2年から令和5年までのすう勢)

(2) 農用地区域への編入促進

○○手ha

- ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域(農振白地地域)の農地のうち、法第10条第 3項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団 的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入
- ② 農業の生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動を継続するための支援、地域・集落における農地保全に関する共同活動への支援及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入

(3) 荒廃農地の発生防止

○○千ha

農用地区域内農地については、以下の施策の拡充等により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における令和17年までの荒廃農地の発生を防止

- ア 農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化
- イ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- ウ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の解消

○○手ha

遊休農地に関する措置の状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地については、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農業生産基盤整備の効果的な活用その他の関連施策による実績(令和2年から令和5年まで)を踏まえて解消

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

○○千ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生の防止等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外 等

	I											1
	囲脈			210863	210873	210879	212548	212556	212572	214166	214179	214198
		心 电影		210901	210922	210931	212574	212592	212595	214219	214238	214239
	令和7年公認:	会計士試験第Ⅱ回短往	答式試験合格者	210943	210952	210974	212597	212598	212606	214241	214253	214258
	公認会計士	試験規則(平成16年内]閣府令第18号)	210981	210988	211015	212607	212641	212646	214271	214274	214282
	第9条第2項	の規定に基づき、令権	和7年公認会計	211027	211041	211044	212649	212653	212669	214294	214310	214311
	士試験第Ⅱ回	短答式試験(令和7年	5月25日施行)	211063	211067	211072	212683	212691	212692	214324	214383	214407
	の合格者の受	験番号を、次のとお	り公告する。	211073	211079	211081	212695	212718	212736	214432	214483	214496
中	令和7年6	月 27 日		211090	211116	211137	212744	212752	212753	214507	214508	214511
Ŋ	公認会計	士・監査審査会会長	青木 雅明	211155	211183	211244	212768	212786	212789	214521	214540	214543
4	受験 番号	受験 番号	受験	211245	211252	211264	212795	212831	212835	214556	214573	214605
_		番号	番号	211278	211280	211288	212841	212851	212857	214630	214681	214698
(号外第	関東財務局			211323	211328	211331	212867	212897	212929	214739	214751	214757
± 4	第210002号	第210014号	第210019号	211333	211351	211369	212930	212931	212932	214770	214771	214779
Щ,	210023	210042	210043	211407	211415	211439	212940	212944	212952	214797	214799	214801
	210048	210051	210052	211456	211498	211503	212983	212994	213014	214812	214824	214831
	210060	210062	210080	211511	211526	211532	213015 213038	213024 213062	213025 213088	214839 214877	214842 214889	214874 214890
	210081	210088	210114	211534	211537	211539	213038	213124	213131	214908	214930	214934
	210124	210141	210143	211549	211553	211562	213108	213124 213152	213131	214908	214958	215000
	210159	210168	210172	211565	211581	211602	213194	213215	213216	215006	215018	215023
rrt×	210173	210189	210203	211611	211619	211693	213226	213256	213258	215026	215030	215025
報	210207	210229	210230	211697	211707	211710	213260	213287	213293	215067	215068	215096
	210237	210244	210253	211714	211734	211744	213304	213325	213345	215107	215108	215111
	210256 210274	210257 210287	210267 210288	211746	211765	211772	213349	213354	213358	215135	215164	215181
. .	210274	210287	210288	211789	211796	211804	213361	213395	213440	215189	215193	215212
ŢШ	210308	210310	210318	211809	211856	211864	213443	213444	213450	215216	215251	215295
	210329	210333	210367	211881 211936	211927 211946	211934 211947	213457	213478	213487	215300	215306	215325
	210340	210348	210385	211930	211940	211947	213489	213501	213502	215371	215373	215379
	210403	210408	210410	211900	212001	211976	213559	213562	213593	215381	215450	215458
<u> </u>	210413	210414	210417	212008	212048	212000	213606	213608	213612	215462	215465	215601
金曜	210420	210422	210426	212070	212071	212091	213615	213660	213684	215610	215653	215666
1/1	210433	210442	210461	212094	212097	212102	213690	213696	213702	215678	215705	215709
Ш	210464	210477	210490	212121	212134	212141	213703 213722	213704	213712	215721	215769	215776
N	210494	210496	210513	212153	212156	212173	213722	213726 213746	213728 213755	215811 215882	215830 215897	215846 215911
S	210582	210583	210587	212174	212197	212205	213756	213778	213790	215002	215920	215934
田	210594	210596	210599	212213	212229	212233	213796	213803	213750	215987	215998	216025
Ø	210601	210604	210613	212241	212258	212264	213872	213882	213885	216117	216175	216200
#	210616	210620	210623	212270	212271	212281	213896	213902	213911	216234	216242	216286
N	210628	210637	210640	212293	212298	212299	213930	213932	213944	216289	216321	216329
 	210648	210659	210664	212306	212329	212353	213963	213966	213985	216352	216388	216390
夺和	210697	210716	210721	212360	212416	212430	214000	214005	214007	216409	216438	216445
٧٠	210728	210748	210766	212434	212447	212473	214015	214020	214033	216461	216462	216515
	210776	210779	210791	212479	212482	212493	214043	214044	214046	216624	216644	216802
7	210799	210816	210819	212494	212508	212520	214050	214052	214076	216833	216853	216864
_	210821	210833	210838	212521	212525	212545	214114	214119	214146	216869	216870	216886
	l											

ĺ	04.00.00	04=000	24=2==		2222		II \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				04.000	0.0000
N	216966	217000	217057	200958	200972	200973	北海道財務局	00000	22222	210596	210603	210608
	217213	217306	217484	200981	200982	200984	200033	200036	200066	210613	210618	210619
	217489	217491	217493	200988	201002	201012	200073	200104	200125	210623	210625	210682
	217497	217511	217518	201018	201030	201054	200138	200159	200187	210692	210705	210721
	217522	217523	217524	201081	201089	201090	200196	200201	200209	210728	210740	210762
	217540	217543	217547	201091	201103	201160	200218	200304	200321	210827	210830	210860
	217548	217550	217559	201169	201183	201204	東北財務局			210927	220004	240005
单	217561	217562	217600	201212	201228	201241	210004	210008	210030	240011	240013	240015
Ŋ	220021	230082	240003	201254	201257	201265	210050	210056	210059	北陸財務局		
4	240015	240023	240036	201289	201303	201304	210061	210089	210094	210003	210005	210007
~	240046	240047	240056	201320	201330	201338	210120	210126	210131	210014	210026	210028
無	240057	240059	240061	201370	201386	201399	210138	210147	210152	210035	210037	210049
(号外第	240062	240080	240090	201400	201411	201420	210161	210174	210177	210077	210087	210105
TT	240098	240107	240115	201422	201423	201434	210180	210191	210193	210163	210170	210174
$\overline{}$	240122	240125	240127	201443	201454	201481	210200	210205	210223	210209		
	240137	240146	240151	201485	201486	201501	210226	210249	210251	中国財務局		
	240159	240170	240189	201532	201553	201592	210257	210265	210272	210002	210013	210032
	240198	240206	240210	201598	201614	201616	210278	210298	210299	210053	210067	210070
	240244	240246	240270	201647	201653	201657	210300	210315	210322	210073	210124	210133
	240296	240298		201662	201664	201665	210325	210332	210333	210139	210202	
榖	近畿財務局	22224	222212	201683	201705	201709	210377	210380	210398	四国財務局		
1131-	200002	200013	200018	201718	201726	201739	210440	210450	210468	210001	210006	210014
	200033	200041	200049	201740	201741	201743	210490	210494	240009	210039	210054	210069
	200058	200061	200073	201750	201769	201774	240013			210086	210099	210119
	200077	200097	200099	201810	201812	201950	東海財務局	010011	010000	210123	210127	210135
ĮШ	200135	200152	200172	201965	201974	201992	210002	210011	210020	210137	210166	210215
	200176	200199	200206	201997	201998	202095	210032	210050	210071	210216		
	200219	200221	200267	202122	202124	202143	210076	210087	210094	九州財務局		
	200268	200270	200279	202232	202235	202236	210100	210102	210106	210002	210067	210073
Ш	200281	200288	200305	202253	202255	202277	210113	210125	210142	210092	210127	
金 	200316	200346	200347	202290	202296	202301	210152	210158	210160	福岡財務支局		
④	200348	200349	200366	202342	202357	202376	210174	210185	210191	210008	210009	210013
	200373	200383	200389	202443	202483	202537	210192	210193	210196	210030	210036	210042
ш	200392	200398	200409	202562	202564	202581	210212	210222	210228	210060	210090	210136
^	200436	200457	200465	202590	202601	202735	210230	210232	210236	210142	210144	210170
N	200482	200484	200493 200578	202793	204106	204109	210244	210249	210253	210205	210210	210211
皿	200512	200552		204120	204301	204305	210268	210288	210289	210287	210210	210330
ဖ	200589	200602	200617	204311	204332	204344	210290	210298	210304	210348	210231	210411
#	200619	200622	200628	204311	204355	204544	210307	210314	210319	210419	210440	210445
	200642	200667	200676	204543	204506	204507	210323	210326	210328 210342	210413	210494	210496
	200686	200705	200717	204504	204510	204513	210331	210335		210529	210548	210614
合和	200732	200752	200762	204508	204521	220001	210353	210357	210363	210616	210619	210622
Ų⊢	200769	200771	200797	230001	230002	230001	210367	210372	210376		210019	210022
	200831	200853	200855	230001	230024	230009	210381	210382 210408	210400	沖縄総合事務局 210011	210041	210044
	200863	200873	200874 200890	230011	230024	230027	210404		210411	210011	210041 210062	210044
	200882 200891	200888 200894	200890	230034	230601	230033	210412	210488	210503		210002	210000
	200091	200094	200910	_ 430016	490001		210540	210553	210587	210113		
,												'